

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました平成26年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
6番 佐藤 妙子議員、7番 内田 恵子議員。以上、御両名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 佐藤正一議員、報告願います。
2番 佐藤 正一議員。
- 佐藤(正)議員 議長の許可をいただきましたので、平成26年第4回議会定例会の運営について、去る12月3日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは条例関係6件、平成26年度会計補正予算7件、功労表彰1件、一般議案1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月10日から12月12日までの3日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は12月10日から12月12日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月10日から12月12日までの3日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 定例監査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
- 局長 (朗読する。)
局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。
局長 監査委員。

監査委員

私のほうから若干、補足と申しますか、何点か気のついた点を申し上げたいというふうに思っております。2回目の定例監査、就任以来2回目の定例監査ということで、少し内容を掘り下げながら今回、見せていただきました。その中で、特に今、1から3までの期間から手続きまでについて局長のほうから説明があったわけですが、特に町政執行方針、それから、教育行政執行方針について、重要な事項とは何かというところなんですが、特に新規性なり予算に占める金額の大きさというところを重点としながら見せていただいております。あわせて、工事監査はできないわけですが、現状としてどういうふうになっている、工事が進められているのかということについても現場で確認をさせていただいたというようなことでございます。

2ページ以下、ポイントだけ申し上げてまいりたいというふうに思いますが、1つ目は9月末の歳入状況でございます。ごらんとおり予算現額54億9,089万6,000円に対しまして、約26億ということで47.4%の収入率であります。前年同期25億8,500万円ほどに対しましては1,500万円ほど増加、0.6%ほど増加をしているということでありますけれども、この当初予算、実は、当初予算は51億4,000万円余りということですが、それに対して繰越明許費、前年度から繰り越してきたものが1億8,900万円ございますので、この予算現額54億9,000万円に対しましては、この前年度から繰り越しをしてきた繰越明許費の約54%を占めているということでもありますから、前年度で執行されるべきだったものが本年度に来て、施行されているということに。まあ、これは、しなかったという意味ではございません。できなかったという意味を含めてそういう状況になっているということでもあります。

それから、非常に大きな特徴が地方交付税でございますけれども、予算現額24億7,400万円、収入額16億5,900万円余りということで67.1%、前年度に比べて6,800万円余り減少しているということでございます。これを補っておりますのが、町税で800万円の増加、それから、本年度から実施をいたしましたふるさと納税、これに関する寄附金が2,700万円、それから、消費税、地方消費税の部分で800万円、繰越金3,400万ほどということが補っていると。交付税の不足を補っている状況にあるということが言えようかというふうに思っております。

3ページ、歳出状況の関係でありますけれども、ここにつきましては説明を省略させていただきます。

4ページでございますが、中ほどに、3、9月末現金の保管状況というふうになってございます。合計で平成26年9月末は24億300万円、前年度の23億9,000万円、約24億円に対しまして300万円ほど増加をしてございます。このうち歳計預金なり基金預金については、これはもう市中金利と基本的に同じでありますから、0.02%程度ということでもあります。

5ページに参ります。総務課の1番目でございますけれども、防災フ

ェスタを8月31日に開催してございます。残念ながら、関係者、職員を含めて331名の参加ということでありますから、いかにこの住民に当事者意識を持ってもらうかということが非常に大事でございます。南幌は山も海もないから自然災害に心配はないというふうに言っている方も、実はいないわけではないわけですが、地震もありますし、川も雨も風もあるわけですから、やはりどういうふうに自然災害に対する意識啓発をしていくのかということが非常に大事だろうというふうに思っております。

2つ目は、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の関係でございます。ここに書いてあります数字については、ごらんいただければおわかりかと思しますので、読み上げについては省略をさせていただきますが、受け入れた総額を2,867件で割りますと1件当たり1万453円と。ですから、ほぼ1万円と考えていただいているのかなというふうに思っております。ふるさと納税、どこが一番有利かというホームページもあって、それを比較しながら皆さん使っているわけですから、問題は、この時点で2,867件あった寄附された方がこれから増えていくのか、リピーターが付いてくれるのかと。繰り返し南幌町にふるさと納税をしてくれる方がどう増えていくのかということが非常に大事だろうというふうに思っております。したがって、内容の検証をさらにしていくことが必要なのかなというふうに思います。

3番目の関係については、再任用については既に実施をするということで取り組みをしていることを確認させていただきました。問題は後段3行でありますけれども、人事評価制度について、平成28年度から完全実施ということが見込まれてございます。問題は、評価者の訓練をしなければ、評価に偏りが出てはいけないということで、どういうふうに具体的な職員像を示しながらやっていくのかということがこれからの非常に大事な課題だろうというふうに思いますので、あえて一言申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

6ページの関係でありますけれども、2つ目の段落の中ほどからというか、3のちょっと上のほうに広報なんぼろの関係で若干触れさせていただいております。先ほど申し上げました金額の大きい事業4億9,200万円、当初予算の9.6%、約1割を占めてございます。これをどういうふうに住民の皆さんに周知をしたのかというところを実は検証させていただいております。去年の1月号までさかのぼって広報なんぼろを見させていただきました。そうすると、何回か、全部で7回ほど載っているわけですが、ただ写真が1枚載っているのを含めて7回ほど載っております。昨年7月に旧小学校跡利用ということで半ページほどの内容で大枠の方針が示されてございますが、本年度の4月の広報では決まったということが載って、6行ほど載っておりますし、町長、それから、教育長の執行方針の中にそれぞれそういった文言が載せられてございます。しかし、今回、具体的な内容を工事監査という形で見させていただきますと、平面図が既にでき上がっております。結論から言うと、教育委員会は生涯学習センターに移

るということですが、これは一体どれだけの人が知っているのかということでございます。決まったことを云々と言うつもりはございません。町民にどう知らせていくのかということが私は大事なんだろうというふうに思っております。したがって、教育委員会では、生涯学習通信、それから、インフォメーション、カレンダーという形で、毎月、相当のページ、4ページ程度なり多い時には6ページ程度を割いているわけですが、こういった部分で載せていく。まあ、ここに載っていたのは、12月号に、公民館は1月末をもって閉鎖しますというのが載っていただけでありまして、監査時点までには今申し上げたページには載ってございません。そういった部分をどういうふうに町民に知らせていくのかというのが、実は載っている内容の多くがルーチンワークですね。特定健診をしますとか、いろんな内容が載っていますが、基本的にはルーチンワークです。同じことをずっと載せていると。時々、例えば、中学生の国際留学プログラムについては、4月号に2段載っていました。そして、10月号に4ページ割いて掲載をしていました。やはり重要な事業は、そういうふうに載せているわけです。生涯学習センターについて、金額の大きさを含めて、決して小さい事業ではない、軽微な事業ではないという意味合いを含めて、そういったものをどう住民に伝えるかということは、まちづくり課として、編集は企画情報グループがやっているというふうに最後のページに記載されているわけですが、そういった点の編集方針を少し検討してもらいたいという意味で、ここで記載をさせていただいてございます。

7ページに参りますけれども、住民課の関係については、最初に国民健康保険特別会計の対象世帯数1,224名、若干、前年同期より増加をしていますが、被保険者数は減少しているということを書かせていただいております。農業者につきましても法人化が進んでいるということにあって、協会けんぽに移行していくというような状況になってございますので、だんだん数が減ってまいります。下から3行目ではありますが、今後も人口減と高齢化に伴い、別個、後ほど申し上げますが、国民健康保険税の調定額は減少しているという状況にありますので、本当にこれから国民健康保険が維持できていけるのかということが非常に問題であります。改めて表をごらんいただきますと、合計額の欄で支出額が3億5,000万円、前年度に比べて6,000万円余り増加をしているという状況であります。保険料は減っておりますが、支出は増加をしていると。今回、定例会で補正があるようではございますけれども、現状はそういう状況になってございます。どう維持をしていくのかというのが非常に大事ななというふうに思います。

8ページであります。8ページ、ちょっとこの場所に書いたのはまずかったのかなというふうに思うんですが、3番目につきましては、どちらかというところ9ページにあります現年分の収納状況に関する表の解説が、住民課ということでここに入っております。非常によく後期高齢者については頑張っていて、収入を納めていただいているということをお知らせしてございまして、4番目、5番目につきましては、特に

4番目につきましては滞納状況に対する対応を載せさせていただいてございますので、どちらかというところ10ページの表のほうがよかったのかなと思いつながら記載を、改めて読みかえをさせていただいてございます。

9ページに参りますが、税務課の欄で収納状況につきましては、調定額1億4,100万円に対して6億2,300万円ということで、54.6%、国民健康保険につきましては、2億6,600万円の調定額に対して1億100万円ということで38.1%であります。納入時期はございません。単純には参りません。前年度と比べますと、0.1%収納率が下がっている。この0.1%の積み重ねが実は大事でございまして、最終的に金額も大きいですから、滞納繰越になっていくおそれが十分あるということを御記憶いただきたいというふうに思っております。

10ページでありますけれども、滞納繰越の関係を記載してございます。これは書いてあるとおりでありますので、ごらんをいただきたいというふうに思いますが、昨年の町政執行方針では、新たな滞納者を出さないということからスタートしてございます。本年度につきましては、税の公平性の確保のため、悪質な滞納者には法に基づく滞納処分を積極的に行うということで、収納率を上げるということを明記してございます。そういった部分の検証をさせていただいております。

それと、3番目ではありますが、コンビニ収納が今年から始まってございます。その実施状況を書かせていただきました。3番目の後ろのほうに3月発行というふうに書いてありますが、申し訳ございません、1月、3月発行の町広報に掲載をしております。毎月収納の周知を図ってございまして、学校給食費を含めたコンビニでの収納件数は4,966件ということですから、かなり使われているということが言えるかと思っております。なお、学校給食費につきましては、実は口座振替が基本でありますので、遅れた部分を納めていただいたということですが、110件49万円ほどが納められているという状況になってございます。税関係につきましては、6税目で16回の納期がございしますが、これらが4,966件、滞納分を含めて収納しているということでございます。

それと、11ページ、下から7～8行目、平成25年度におけるというふうに記載をさせていただいております。国民健康保険加入者のうち特定健診の受診者、対象者1,698名のうち受診者495名、受診率は29.2%ということで、3割を切っております。そして、その次の行にありますが、精密検査254名が対象となっているわけです。この方全員が受けたかどうかはわかりません。有病者は28名、これは糖尿病、高血圧、脂質異常のある方ということですから、対象者のうち17.5人に1人が病気になる、5.7%、17.5人に1人が何らかの形で病気を持っている可能性があるということですから、積極的な取り組みをやっているわけですが、ぜひ、もっと受診率を上げるように努力をお願いしたいなというふうに思っております。

ます。

飛んで、13ページでございます。ここでは農業者の経営体の農業者の状況ということで、本年7月に農業委員の選挙が実施されてございますので、どういう構成になっているかという点検をさせていただきました。そうすると、前回、個人、前回と今回の経営体なり、選挙人の法人と個人の構成比を比較したわけですが、やはり法人のほうのウエートがだんだん高くなってきているということでありませう。北海道農業は、個人経営を主体に展開するんだということを言いながら、一方で法人化の推進を図ってきてございます。南幌町はそういう意味では先駆的な地域ということで、非常に多くの法人があるわけですが、この傾向は恐らく続いていくだろうと。どうしても規模拡大をせざるを得ないということになってまいりますと、こういう状況になっていくのかなというふうに思っております。

産業振興課の関係であります。一番最後の行に、今年度からJAが実施する農業振興策事業への助成金80万円を増額してございます。食育に充てるという方向になっているわけですが、和食が世界遺産に登録されたということを含めて、ぜひそういった意味での活用を積極的に図っていただきたいというふうに思っております。

14ページ、教育委員会、生涯学習課、スポーツセンター等の関係であります。特に1番目にあります学力・学習状況の実施状況であります。簡単に言うと、小学校は下位層25%の学力をどう上げるか。それから、中学校については2年生を中心に、どう全体の学力を上げるかという取り組みがされているということでありませう。特にテレビなりテレビゲームなりをやっている子どもが、1日3時間以上やっていると子どもが非常に多いということで、全国平均、全道平均を上回っていますので、家庭教育が非常に大事だなということを改めて確認させていただいております。

それと、2つ目ですが、校長、教頭、事務職員とお会いをしましたけれども、非常に学校運営に配慮いただいているということで、ありがたいというふうなお話は受けてございます。あわせて、昨年6月28日にいじめ対策防止対策推進法、これは9月28日に施行ということで実施されてございます。非常に学校、それから、教育委員会の対応が悪いというのが盛んにテレビでたたかれたのが御記憶に新しいかと思っております。こういう対応がされているわけで、それに対してどのような対応をしているかということで、聞き取りをさせていただいております。実態調査、意識調査等、あるいは個別面談等を実施していることを確認させていただいたことを御報告させていただきます。

それと、最後の行であります。今年26年4月1日現在の来年の春、小学校に入る子どもさんの数が38名です。財務省が今提案しているのは、40人学級に戻すということでございます。そのとおり、もし来年度予算がなりますと、南幌小学校は1学級ということになります。果たしていじめなり困り感のある子どもに対する対応を考えると、本当にそのとおりでいいのかなということが一つ大きな課題か

なというふうに思っております。

それと、あといろいろ書いてあることはたくさんあるんですが、小学校、中学校を通じて感じることは、とにかく子どもの数が減ってきているということです。少子高齢化というのは言われて久しいわけですが、もう少子高齢社会です。化は要らないというふうに私は思っております。子育て教育、非常に支援する取り組み、南幌町は積極的に実施をしているわけですが、問題はこれから女性の社会進出を求められるという状況の中で、それを支援する仕組みをどうつくっていくのかということが非常に大事なんだろうなというふうに思っております。

それと、5番目に中学生国際留学プログラムの関係を書いてございますけども、ぜひ職員も、5日間うち3日間は旅行日でございます。2日間しか現地にいなかったということではなくて、子どもたちと同じようにホームステイをさせて、課題なり何なりを発見させるようなそういう取り組みもお願いをしたいなということで、あえて書かせていただいております。中学校で聞きますと、英語学習の動機づけに非常によくなって、ここに書いてありますように、英検の受験者が増えていくということを言われてございます。

16ページに参ります。生涯学習センターの改修工事をやってございますので、社会教育施設が一体どんな状況で稼働しているのかというのを見させていただきました。そうすると、前年と比べて増えているのは公民館とスポーツセンターだけでございます。あとは全部減っています。これが来年以降、どういうふうになっていくのか。学校開放は旧南幌小学校で活動された方が、耐震改修工事等で使えなかった期間があるから950人減るといえるのはわかりますけども、全体に減っているということが問題であります。来年以降どういうふうになっていくのかというのは少し注意をしながら見させていただきたいというふうに思っております。

町立病院の関係、17ページでございますが、ここに数字的には記載をしておりますが、概況を述べさせていただいておりますので、詳細は省略をいたしますが、18ページをごらんいただきたいと思っております。上から3行目の後ろのほうに6.7%と書いてございますが、6.3%の誤りでございます。御訂正をいただきたいというふうに思っております。それで、医業損益の状況の中で特に申し上げさせていただきたいんですが、予算では入院の平均単価は1万5,500円、外来の平均単価は4,500円ということで設定をさせていただきました。26年度9月末では平均単価、入院については1万5,182円、外来では4,992円ということでありますので、入院が平均単価を設定した当初予算の単価を下回っております。実は前年の9月末は、入院の平均単価は1万5,819円でありましたから、前年度に比べても637円下がっておりますし、外来の平均単価は、25年度は4,062円でありましたので、930円上がっているということになってございます。また、丁寧に外来の診察をしているというのが検査等を含めて、しているということが数字としては浮き上がってきてござ

います。特にここに詳細は記載してございませんが、入院外来ともに内科の単価が非常に上がって、外科が下がっているというのが実態としてございます。医者、今の先生は非常に評判がいいわけですがけれども、医者一人でこんなに変わるのかと思うぐらいの数字の変化をしているということを申し上げさせていただきたいと思っております。

それと、一般会計、ここに書いていないんですが、一般会計から繰り入れについては、1億5,369万5,000円の繰り入れがされてございます。前年同期が1億6,903万6,000円でしたので、1,534万1,000円ほど一般会計から病院会計の繰り入れが減っているということは、この表にあります医業損益差がマイナス3,500万円ということですから、前年度より2,500万円改善をされてございます。そういった影響を受けて、医業収支が若干向上したという影響を受けて、一般会計からの繰り入れも現状では少し減っているということを御報告申し上げたいと思っております。

19ページにつきましては、事務分掌に基づく事務事業の検証、それから、監査の結果について記載をさせていただいております。総括といたしまして、財務に関する事務の執行状況は適正に行われているというふうに認めてございます。また、平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針に沿って適正に事務執行がされているというふうに認めさせていただいております。改善を要する事項、事務整備を要する事項ということについては、ともにございません。なお、軽微な事項については、口頭で指示をさせていただいております。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

議長 ありがとうございます。以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・3番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

監査委員。

監査委員 長々と定例監査の報告をお話ししましたので、ちょっとポイントだけ絞ってお話しをさせていただきたいというふうに思います。公社そのものは第三セクターでありますから、株式会社という形で監査役がおります。したがって、内部での監査機能もありますので、あくまで出資損失補償をしている財政的援助団体に対する監査として実施をさせていただきました。今回の監査の主眼につきましては、4に記載のとおり、1つは平成25年度の決算概況、2つ目は本年9月末の経営概況、そして、長期借入金の借換えに伴う経営改善計画の検証、特に実現性、この3点を主に見させていただきました。

2ページをお開きいただきますと、経営成績というか入場者の状況が載っております。合計だけ申し上げますけれども、売上高が1億786万9,000円、入場者が3万264人ということで、ともに前年度を割り込んだということが一言で言うと出てまいります。非常

に高齢者が多いというゴルフ場の特徴もありますので、天候次第では、すぐキャンセルというふうになっているのが実態としてございます。

そして、2ページの後段から3ページにかけては、損益、財務の状況을載せてございます。3ページの上の表の一番最後をごらんいただきたいんですが、経常利益は44万9,000円ということで、前年度より85万7,000円ほど減ってございます。売上高が落ちておりますので、利益も減ってきたという状況になっております。

それから、資産の状況でありますけれども、一番上の欄で現金預金が2,556万3,000円ということで、前年度と比べると43万9,000円のプラスですから、ほぼイコールということは、借りかえをしていなければ、これが1,900万円程度しかなかったということで、お金の入ってこない時期の運転資金に事欠いたのかなということが現実の問題として見てとれます。

4ページに参りますけれども、9月末は非常に好調な成績で推移をしてございます。合計欄だけ申し上げますが、売上高が計画8,487万円に対して8,800万円ということで、104.5%、前年度より558万円増加をしております。入場者も計画2万5,050人に対して2万6,759人ですから、前年度より2,000人ほど増えて8.1%ほど増加をしております。ただ、残念ながら客単価は下がっておりますので、入場したほど売上高が伸びていないというのが実態でございます。

5ページに参りますけれども、この収支について内容をじっくり見させていただきました。1番目は、考え方について整理をしてございます。要するに、基本的には売上高は現状維持と。ただし、最低賃金の引き上げに伴う労務費の上昇については、人員削減をしていくというふうになっております。

それから、2つ目は、それを数字として表したものを整理してございます。要するに、25年度で予測をした数字、26年度の計画値を29年間同額で見込むという方法で実施をしてございます。要するに、1億1,341万円を同額で見込んでいくという方法でありました。ちょっと一部訂正をしていただきたいんですが、この行の後ろのほうに、法定福利費を除く人件費云々というふうにあります。法定福利表を除く」をちょっとカットしていただきたいなと思います。法定福利費だけは、今、社会保険料が上がっておりますので、増加をするということで計画が組まれてございましたので、それを書こうと思ったんですが、ちょっと言葉足らずになりましたので、その差が29年後で35万円しかありませんから、ほとんど無視していい数字ということになってございます。したがって、平成26年度は980万円の営業利益が出てくるはずだと。平成53年度では945万円ということが見込まれてございます。

3つ目ですが、資金の収支については、当初、年間1,350万円払っているはずの13年間の後ろに「の」を付けてください。の返済計画が借換えにより年間650万円、29年間としたことにより、先ほど申し上げましたように、資金余剰は生まれてございます。しかし、

一方で、借入期間が倍以上になるわけですから、金利負担も現行金利水準で計算しても倍以上になっていくと。簡単に言うと、これから金利が上がっていくとさらに負担は増えるということになります。

トータルで監査の意見をまとめさせていただいてございます。1番目については、頑張ったというふうに書いてございますし、2番目につきましては、下流に石狩川、江別でゴルフ場があったわけですが、今年の春から営業してございません。この部分のお客さんの取り組みがある程度できているのかなというふうに思っております。3番目、経営計画の関係でありますけども、現状のゴルフ場の状況から考えていきますと、私も一応、クラブを振っていますので、改修工事が終わってコースは非常によくなりました。昔よりもずっと楽しいコースになったということではありますが、昔のコースしか知らない、つまらないと思っている人もたくさんいるわけですね。そこにどうアピールしていくのかということが非常に大事だというふうに思いますし、途中で申しあげましたように人員減ができるのであれば、先にやるべきだと。そして、投資をしなければ、恐らくカートを増やしていかなければお客さんは維持できないだろうというふうに思っております。ですから、最低限の投資や集客拡大策を図っていかなければ、この経営計画の実現は非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。なお、実現性のところで申し上げ遅れましたけども、1億1,341万円の26年度の計画に対しまして、11月末での数字は1億1,603万8,000円ということで、とりあえずお客さんが増えている分だけ売上高は確保できたということでありまして、コース入場者も105.8%ということで、約1,800人ほど計画よりも増加をしているということが、今年度の営業を終了しての数字というふうに聞き取りをしてございます。ですから、これをどう維持していくかという方法を考えていただきたいということになろうかというふうに思っております。以上であります。

議長 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会に当たり1件の行政報告を行います。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業について御報告申し上げます。これら2つの給付金につきましては、本年4月からの消費税率引き上げに伴い、非課税世帯や子育て世帯への影響緩和を目的に国が暫定的・臨時的に措置し、各自治体が支給事務を行うもので、本町では、当初7月7日から10月7日までの3カ月間を申請受付期間とし、この間、町広報やホームページ、対象と思われる方への個別ハガキの送付などにより周知徹底を図ってまいりましたが、9月末の申請状況等を考慮し、申請受付期間を11月28日まで延長し実施してきたところであります。両給付金の支給につきましては、8月11日から随時開始し、今月22日をもって終了いたしますが、11月28日現在、臨時福祉給付金は申請率が90.7%で、1,435人に対し1,904万円、子育て世帯臨時特例給付金は同じく11月28日現

在、申請率が97.7%で、419世帯に対し694万円の支給を行い、本事業が全て終了する予定であります。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては、報告済みといたします。
10時30分まで休憩をいたします。

(午前10時18分)

(午前10時30分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は7名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員 本町の人口流出と定住促進について町長にお伺いいたします。

本町の人口は、平成24年10月1日現在8,510人、平成25年10月1日現在8,304人、平成26年10月1日現在8,175人と、この2年の間に335人減となっています。平成24年第2回定例会で定住促進対策についてと題しまして町長に質問をいたしました。しかし、その後も人口減に歯止めをかけることができず、今現在も減り続けています。そこで町長に伺います。

1、本町から転出された方々に転出理由を把握するためアンケートをとるなど、何か方策を講じてきたか。

2、本町独自の特色あるまちづくりをしているか。また、その特色を十分PRできているか。

3、Iターン、Uターンに対する施策をどのように考えているかお伺いいたします。

議長 町長。

町長 本町の人口流出と定住促進についての御質問にお答えします。

1点目の御質問については、これからの本町の移住・定住などの施策検討の基礎資料とするため、本年4月から住民課窓口にくられた方を対象として、転入、転出、転居に関するアンケート調査を実施しています。調査期間については、来年3月までを予定しており、アンケート結果を集約し分析した上で今後の施策づくりに活用したいと考えています。

2点目の御質問については、私が町長就任以来10年間、合併・自立の議論を初め、自立に伴い住民負担をいただいた行財政改革と自立緊急実行プランを実施してまいりました。その中でも本町の財産を生かして緑豊かな田園文化のまちづくりに努めてまいりました。議員御指摘の特色あるまちづくりは、まさに本年度からスタートした第5期総合計画・後期基本計画の3年間を、次の新たなまちづくり計画である次期総合計画策定に向けての土台づくりとして位置づけており、南幌町というまちの魅力化を図り、個性ある施策・事業を展開しアピールしていくことが必要であると考えています。そのため本年度、まちづくり戦略チームを設置し自由な発想と奇抜なアイデア、提案により本町にとって効果的な施策・事業となるよう期待しているところです。

3点目の御質問については、Iターン、Uターンは、個人の多様な

議 長
菅原議員
(再質問)

価値観とライフスタイル、そして、ふるさとや田舎暮らしでの就労意欲がポイントになってきます。そのため、先の質問でお答えしましたように南幌町の魅力化とPRを図るとともに、就労場所の確保が課題であり、その課題解決のために効果的な施策・事業を実施し、個人のニーズに合った個性的なまち南幌町を目指してまいります。

3番 菅原 文子議員。

今、町長から御答弁いただきましたことに対しまして再質問させていただきます。私、平成24年に過去5年間の本町の人口動態を私なりに調べてみたことがあります。一般質問の中でもお話ししたことがあるんですけども、平成19年から平成24年5月までの5年間で、20代前半後半を含めて770名の方が転出いたしました。その中で20歳から24歳が、逆に入ってきた方たちもいらっしゃいますので、26名しかマイナスになっていません。それから、25歳から29歳の方が出ていかれた方も、それから、転入された方も合わせますと50名の方が増えています。特に顕著な減り方だったのが10歳から14歳、278名、15歳から19歳が130名減、30歳から39歳の30代の300名の減でした。この数字を見て、その時の私は、小学生を抱えた親御さんたち、家族が出ていかれるのかなど。小学校、中学校ですね。その方たち1家族が出ていかれるのかなどということでは分析をしたことがあります。それから、今、平成26年ですけども、昨日現在で8,153名になっています。さらにまた減っているんですけども、確かにお亡くなりになった方もいらっしゃいますし、それから、学校を卒業された方たちが出て行かれるということもあります。ですけども、平成24年に私が調べましたところによりますと、一家そろって出て行かれているということが大きいと私は思うんですね。それから、この2年間の間でどのような形で分析をされていたのかなどということでお聞きしたんですが、平成26年、今年の4月から来年3月までアンケートを実施するというので、では、今まではどうだったのかなどということ再度改めて、その分析を町長なりにはどのように考えていらっしゃるのか、それを再度お聞きしたいと思っております。

それから、2番目の質問なんですけれども、特色あるまちづくりですが、本町では、先ほどお話ししていました戦略チームをつくりましたけど、これは後ほど同僚議員が一般質問しますので私からはあえて質問することは避けたいと思っております。本町独自の特色あるまちづくりとしまして、今、本町では、いろんなことを国でやるのを待っている状態が多いように私は感じております。一般質問をしましても、いろんな面で国に準ずるといえることが多いのかなど思っています。福祉関係の子育て支援に関して私は手厚いとは思っております。ですけども、近隣町村にはないような、隣とかにないようなことをPRできているのかなどところで私は疑問に思っているんですね。今、本町を題材にした北方英雄伝カムイという漫画が、これはホームページでしか見られないんですけども、これがもう作家さんの手を離れて、もう編集者の手にわたっているところです。南幌町をアピールしてい

ただくのに何か題材はないですかということでお聞きされたことがあるんですけども、私は札幌から来まして、南幌町はとてもいい、すばらしい所だと私は感じて、私は今16年目になりますけれども、今現在、ここの南幌に住んでいるということは私は大変すばらしい南幌の所を知っているから私はここにいるわけです。そういうことを皆さん、今住んでいる方たちにお聞きしたことがあるのかどうか。南幌町には、たくさんの方が今来ていますね。私のようにIターンといいますが、南幌町を気に入って来た方たちがたくさんいると思うんですが、その方たちにどのようなことを思ってここに来られたか。それから、今現在、住んでいてどうなのかということ、社会教育審議会の中でもアンケートはとりましたけれども、町長はどのように町民の方たちが思って今現在住んでおられ、それから何を求めているかということをご存じなのかどうか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、3番目のIターン、Uターン、今、JターンとOターンというのがありますけれども、特にIターンの方で農業関係者の方、私、以前に農業者の定住促進ということでお話しさせていただいた時には、お家があるので、いつでも来ていただいていいですよということでお話しさせていただいたかと思うんですが、やはりその農業者を含めまして、また、違う形ででもこの南幌町に来るのに、来てすぐ入れるような部屋を用意できるという、私はそれが一番大事なことなのではないかなと思うんですね。引っ越しをしてきてすぐ入れるような住宅の手当てができるのかどうか、それを1点お伺いいたします。

それから、先ほど監査委員のほうからも働く女性の支援ということでお話しさせていただきましたけれども、やはりこの人口減少問題には今いろんなことで話が出ていますが、30代までの若い女性といいますが、子育てできる年齢の方を対象にということ、今、日本全国でもいろんな話がありますけれども、その働く女性の支援ですね。前回の時には雇用は本町はあまりないので、この南幌町に来ていただけるような要素が少ないということ、以前お話しされたかと思うんですが、私は逆に、この町からいろんな所に行きやすいので働けると私は思うんですね。ほかの所に行っても働けるとは思いますが、そここのところの手厚い女性の環境というところをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。まず、どういうふうに進んでやってきたかと。3月までアンケートはとるんだけど、平成24、25年はどうしていたかと。前にも皆さんにお話ししたように北総研に依頼をしていろいろ分析をいただいて、その結果、こういうアンケートをしていくと。ただ何もしなかったんじゃないかと、やりながら次の方向を見出していくというようなことで私どもはやってきたつもりであります。菅原議員とちょっと若干違うかなと思いますが、私もいろんな方々とお話しをさせていただいています。我が町を出ていく方々、子育て世代というのは当然、教育ローンの問題もありますし、それから、住宅ローン、この支払いが非常に今大きくなってきている

と。どうしても南幌町にはいたいんだけど、そのローンの返済が非常に。これは金融機関に聞いていただいても十分わかると思います。そういう社会的背景があって、我が町で手を入れても入れられない範囲でございます。ですから、どうしても若い世代のことが非常に出ていくのが目立つのではないかなと思いますし、当然、今の子どもさんは中学校を出て高校で終わりということではなくて、その上の大学なり専門学校へ行かれる方が非常に高くなっています。ですから、どうしても金銭的なものが非常に厳しいということで、なかなかいたいけどいられないというような状況がかなり高まって、うちの町から出ていく若い世代というのは、そういう印象を私は持っているところがあります。それから、我が町に来て、何も魅力のあるものをしていないというお話をいただきましたけども、最近はいろんな面でいろんな、ここ最近来ていただいた方、住みやすい町ですごくいいねというお話もいただいております。特に近年、全国的に災害があって、二次災害があるわけではありますが、我が町は山も海もない、そういう意味では二次災害が非常に少ない、考えられない。住んでみて非常にしっかりしたまちづくりができていますというお話をいただいておりますが、特化して、うちにはこれがあるからこれで来いということじゃなくて、来て、住んでいただいた実感として、私はアドバルーンだけ上げればいいというものではないと思います。やはり来ていただいた方が本当にここがいいなと言って、今、私が話した方々が喜んでいただいている。その人たちの口コミがまた広がっていただいているものですから、私はそういう部分。地道かもしれませんが。派手にやればいいのかもかもしれませんが、今はそういう時代でしょうか。札幌から非常に近い、地理的便利もいい、そういう中でありますから私はそういう部分であろうと。それと、なかなか来られないというのは、要するに今の労働環境だと思います。私は、今、国に行ってもお話しをさせていただいておりますけども、やはり北海道でいえば札幌が一番であります。そこがよくなる限りは近隣の市町村の影響は少ない。だから、国が東京ひとり勝ち、北海道は札幌ひとり勝ちという議論がありますけれども、我々はやっぱり全体的にリーダーとなる札幌市がきちんといいまちづくりをして企業や雇用が増える機会が増えなければ、我が町で何ぼ今、企業誘致グループで行って、大きな工場に来ていただく努力はしていただいておりますけども、なかなかこれは急に、今の国の政策の中も含めて、まだ、大企業が地方へ出向いて。言葉では国は言っていますけれども、そういう支援がない状況の中では非常に難しいなというふうに思っていますけれども、ようやく札幌も少しずつ最近いい兆しが出てきているようでありますから、それらに期待しながら、あわせて、やはり企業誘致を含めて働く場所をきちっと確保していく。これは次の世代の若い人たちも、できれば地元、北海道、札幌、我が町で就職したいという声も結構あるわけでありますから、そういう就労場所も確保するのは、これは努力をしていかなければなりませんけれども、あわせてそんなことも、我が町だけの政策ではなかなかできない分野であります。これは女性の職場確保にもつながると思います。やはり、

奥さんがパート等々を含めて働く場所がもう少しあっていただければ、近くであり遠くに通わないで、という声はたくさんいただいておりますので、そんなことも含めて企業誘致等々でやっていきたいと思っています。あわせて、農業のほうにはパート等を含めて、かなりの街場の奥さん方が、ようやく子育てが終わった人たちが出て、期間的には短いですが、そういうことも現象として起きておりますので。農業がもう少し良くなると、また雇用確保にもつながるだろうと思っています。それから、就労者の農業の確保の住宅は用意しているのかと。用意はしておりますし、今後とも用意をしていく、その考えには変わりません。ただ、本当に農家をするものか、興味本位、あるいは就職が決まるまでなのか、その辺が非常にわからない。それから、農業も浮き沈みがあります。後ほどの同僚議員からもありますけれども、やっぱり収入が上がらない年というのは、やっぱり農家の経営者もそれなりのことを考えます。ですから、一概に確保したから人が来るのかということでもないし、やはり農業にとって魅力ある方々に来ていただいて、一緒に農家の人たちと農業の仕事をして、生産に励んでもらう。そういう環境づくりが大事ではないかなと。今、もてはやされてきているところは、大概何年ももたないでアウトになっている所も全国的に見られます。ですから、やはり根を下ろしてきちっとやっていただく。それを見きわめながら確保もし、あるいは農家の方々にお願いしてやっていただく。そんなことが今後のまちづくりの中で生かしていただければいいのではないかなというふうに思っておりますので。以前からも言っていますように、私どもはアピールの仕方の上手下手というのもあるかと思えます。やっていることは地道にやっている部分。先ほど菅原議員がやっていないことが多いということで、隣近所はやっているというお話であります。私どもも一生懸命やっている部分はありますので、それらの表現の仕方がちょっとまだ上手ではないという部分もありますので、それらを含めて今後検討していきたいなと思えます。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

再々質問させていただきます。私は、やっていないということは申していません。私は本当にこの南幌町が好きなので、私はずっとここにいるわけですし、決して何もやっていないからということで、誤解のないようお願いいたします。

これは新聞の記事なんですけれども、これは夕刊の空知の記事です(新聞誌面を利用)。町長もご存じだと思います。これは今年の11月25日の夕刊で、そこのビューローが出ていますね。私は本当にこれはうれしく見ていました。すぐ切り抜きをしているんですが、これもすごく魅力的なことがたくさん書いてありますよね。ですから、私、やっていないということは、先ほども言っているとおりやっていないとは思っていません。それから、この季刊地域、これ、現代農業から出ている本なんです(本を利用)、私は農業のことでいろいろ勉強している時に、この本を買って読んでいましたら、これに南幌町が出ているんですよ。これも稲わらペレットのことで書いてあって、山

がない稲作地帯の地エネ、これも読んでみると本当に、先ほど町長がおっしゃったように災害の少ないであろう町だということがこれを読んでいただいても、ああ、そうなんだということを読み取っていただけるんじゃないかなと思って、これもまたうれしく読んでいたところです。ですからこのように、それから、先ほど私が申しました北方英雄伝カムイという漫画も出ますね。それも、大変すばらしいことだと私は思います。ですから、いいところを、先ほどPRの問題も出ていましたけれども、来ていただくには、まずこの土地を知っていただく。それから、この土地に来てもらって、そして、買う前にここの土地に来てもらって、この南幌町がどうなのか、住みやすいのかどうか、それから、環境として子育ての環境、それから、いろんなところの、見える化って言いますよね、今。見える化が若い人たちにはとてもいいPRではないのかなと思うんです。先ほど言いましたように、20代の方たちが逆に増えているというのは、私は若い御夫婦が子どもを育てるのに、ここの環境はいいんじゃないかなと思って、私は来ていただいているのではないかなというように感じているんです。ですから、地道だとおっしゃいますけども、私はたくさんのことをされているというのを私もよくわかっています。ですけれども、その見える化が少ないのかなというところでお話しさせていただいているんですが、例えば、先ほど言いましたこのようなこと。これは新聞をとっていない方も南幌町にたくさんいらっしゃると思います。夕刊ですね。それから、この現代農業、これも農業に特化した本ですからあまり読む方も少ないのではないかなと思います。こういうようなせっかくPRしていただいている、こういうことの記事を、例えば役場だとかいろんな所に掲示板とかをいろんな所に作って、その見える化ということをしてもらいたいのではないかなと思うんです。それが1点。

それから、先ほど、雇用対策のことをお話しさせていただきましたけれども、やはり企業誘致というのは大変難しいですから、今日明日というお話ではないです。ですけれども、やはりいろんな南幌町近辺に働きに行かれていますお母さんたちもたくさんいますから、その子どもたちを預かってもらう施設、保育環境をもう少し整備したらいいのではないかなと思います。やはり保育料が今とても高いですから、これを町独自で、例えばですよ、例えば、することも一つの案ではないかなと思いますので、まちづくり戦略とはまた違った町長の考え方で、私は若い人たちの子育ての保育環境がもう少し緩和されるのではないかなという思いでおります。そこの町長のお考えをお願いいたします。

それから、3番目の農業の方たちのお話をさせていただきましたけれども、本州のほうでもやはりお米、米づくりのところで女性もたくさん来ているしということで話題になっているところも幾つもあります。ですけれども、やはりそこで今、米価も下がっていますし、大変厳しい状況だということも私は理解した上でお話しはしていますけれども、やはり、例えば農業の方ですね、そこの法人または個人の方たちの所に来る方たち、その方たち、冬は雇用はないですね、多分。その冬の雇用をどうするかという問題もありますけれども、まずは来てもらうと

いうことに私は考えに重きを置いていただきたいので、この話をして
いるんです。来たはいいけれども、まず住む所がない。それから、来
たばかりで、失礼な話、お金がないので家を整えるまではまだでき
ないということであれば、私はもったいない話ではないのかなと思うん
ですね。ですから、半年でも3カ月でも来てもらえるようなそういう
体制を町のほうでしていただければ、私はもう少し手厚くしていただ
けるのではないかなと思います。これから法人の方たちもさらに大き
くなるでしょうし、それから、お年を召した方たちが後継ぎがない
ということだんだん先細りしていくような状況ですので、やはり若
い方たちが来てすぐ住める、それから、半年でも3カ月でも住んでも
らえるという家を提供できるような、まず、空き家対策を含めまして
シェアハウスをされたらどうかなと思うんですね。シェアハウスとい
うのは、ご存じのとおり1つの家に何人か住んでもらって、例えば、
台所を一緒に共同で使うとか。それで、2人、3人で住んでもらう。
そういうようなこともできるのではないかなと思いますので、家対策
を再度お聞きいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。若い人たちに来ていた
だいて、夏もツアー、子育て世代、子どもとともに来ていただいて、
うちのを体験していただいたり、あるいは施設を見ていただいたりい
ろんなことを今、ここずっと取り組んでおります。まあ、そんな意味
が、なかなか成果が出ておりませんが、やはりこれは継続しながら見
ていただいて、子育て環境のいいまちづくりだよということをアピー
ルしながら、いずれ我が町に来ていただける、そんな取り組みもずっ
としておりますので、そういう部分でアピールをしながらやっている
と。その中で保育環境、うちは待機児童がいませんから、十分やって
おります。そのほか、今、子育て計画の見直しで、来年度からになる
うかと思いますが、短時間保育の関係も検討しているところでありま
すので。ある程度、皆さんから言われている部分については、うちの
町としてできるものについては取り組みながらやっているところでご
ざいます。ただ、年間通して働く場所が非常に少ないというようなこ
とがございますので、それが課題として一つ上がっているだろうと思
いますので、企業誘致も含めてやらざるを得ないだろうと思ってお
ります。

それから、農業の環境ですけれども、基本的には農業の後継者が農
家に就農していただくのが一番いいというようなことで。現在、ここ
10年で100人超えておりますから。当然、若い人たち、お嫁さん
も来ておりますので、先ほどの菅原議員の実感としては、若い人が増
えているというのは多分そこだと思います。基本的には、私は農家の
方々が戻ってきて、農家の後を継いでいただくのが一番ベスト。それ
にプラス、農業でない方々がきちんと就労ができる、法人も含めて、
大規模農家も含めて、雇用対策としてなれば非常にいい環境になるだ
ろうなというふうに思っておりますので。まあ、そういう部分を含め
て、これからやっていかざるを得ないのかなというふうに思っていま

す。そこで、さっき、シェアハウスの話がありましたけど、これは非常に難しい。私も経験がありますけれども、若い人が3人4人一緒に住んだら、もうすぐにだめですね。皆さんそれぞれやっぱり個人でやりたい、個人の部屋、個人でゆっくりしたい、そういう部屋を求めます。ですから、うちの町でも、古いですけれども改修しながら入っていただく部屋を用意しておりますが、今空いております。今後も多分増えるだろうと。空いている住宅を改修して、また何戸か入れる、何人か入れる、確保しようとは思っていますけれども、なかなか言っていることとやっていることが非常に。言われるからそういうものを提供するんだけど、入っていただけないというのが現況であります。これは個人の今、いろんな思惑もありますから、個人の生活プライバシーをきちっとしてあげないと、集団住宅というのは。私も理想でやろうと思ったんですが、今の若い人というのは、なかなかそういうわけにいかないということの状況のようであります。ただ、ニーズが出てくれば、またそのことも考えなければなりません、とりあえず、今のところのニーズにはある程度応えてきていると思っておりますので、まだこれらの様子を見ながら考えていきたいなと思っております。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

すみません。答弁漏れがございました。記事のいろんな形の出し方、せっかく報道機関に出させていただいている部分を町民に知らせたり、いろんなことをする。これは非常に検討して、せっかく菅原議員、今、それだけ言いましたけども、今年、既に何回もいろんなところで出ておりますので。いろんな、うちの町の取り上げていただいている報道機関が各社ありますので、それらをうまく活用できるように今後検討していきたいなというふうに思っています。

議 長
菅原議員

3番 菅原 文子議員。

それでは、2番目に移らせていただきます。電気料金値上げ対策は、と題しまして町長にお伺いいたします。北海道電力は、本年11月1日に電気料金を再値上げし、来年には、また値上げを予定しています。本町でも節電に対する取り組みに御尽力をいただいていると実感していますが、値上げにより町財政に甚大な影響を及ぼすものと想定します。そこで、電気料金値上げ対策について町長に伺います。

1、企業向け電気料金の値上げが11月1日16.48%、来年4月以降は20.32%となっている。一般会計、特別会計を含めた総電気料金の値上げ後の負担増は幾らと試算し、また、一部を新電力に切りかえる意向はあるか。

2、本町では、環境省のグリーンプラン・パートナーシップ補助金制度を活用して、LED化を推進する考えはないか。

3、将来的に考えると、蓄電式の太陽光発電も考慮すべきと思うが、どう考えるか、町長にお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

電気料金値上げ対策は、の御質問にお答えします。議員ご指摘のとおり電気料金の再値上げは、町民の皆様の家計はもとより町財政にも大きな影響を及ぼしています。

議 長
菅原議員
(再質問)

1点目の御質問については、町の公共施設のうち業務用の電力使用施設11施設において北電の試算による影響額を見ますと、実質的な負担増は650万円ほどとなります。町では既に自治体に導入実績のある新電力事業者と接触を重ねており検証を進めています。事業者の試算では、負担増が年間120万円ほど軽減できるとの情報もあることから、来年度より新電力に切りかえる方向で考えているところです。

2点目の御質問については、議員御指摘のグリーンプラン・パートナーシップ補助金は、地球温暖化の実現に国が必要な設備導入などを補助するもので、この補助を利用し、庁舎の照明をLED化した自治体もありますが、全町的にかつバイオマスも含めた多様な取り組みが要件となっています。本町の温暖化防止実行計画にも具体的な取り組みとして省エネルギー型電気製品への更新がうたわれていることから、今後の公共施設改修の中で省エネルギーへの取り組みを検討してまいります。

3点目の御質問については、特に災害時の停電対策には有用なシステムということから、これまで行ってきた小型発電機の購入や災害協定による自家発電への備えとともに、災害時の電源確保のための方法の一つとして検討をしてまいりたいと考えているところです。

3番 菅原 文子議員。

今、御答弁いただきましたことに再質問させていただきます。1番目の新電力ですけれども、これは一般的に削減効果は日中だけ電気を使う施設で大きいということが言われていますので、私も一部できる場所があればということで意見が一致していますので大変ありがたいと思っております。

それから、2番目のグリーンプラン・パートナーシップ補助金ですけれども、今年新設された環境省の補助金制度ですね。来年度の平成27年度予算にもう既に予算概要として要求されていますので、多分今年よりは増額されるのではないかなということで見込まれている補助金でございます。このグリーンプラン・パートナーシップ補助金ですけれども、今、町長お答えいただいたように地球温暖化に向けてということの補助金制度なんですけれども、私、2番目と3番目、太陽光発電と一緒にしてしまうこともあるんですけれども、このグリーンプラン・パートナーシップ、LED化と、それから、ソーラーパネル、太陽光発電、風力発電とかそういうことも含めてありますけれども、なぜ私がこれを出したかと言いますと、これで計画を立てるための調査委託費というのも上限1,000万で出ますね。それは100分の100の支給ですから、私はこの全町挙げて全てのことにおいて、この計画を練って見たらどうかなということ提案させていただきました。環境省、経済産業省、両省とも省エネ、再エネ導入として2015年も両方とも予算概算要求をしているんですけれども、この本町では、いろんなところが課の担当によってありますね。例えば、街路灯、それから町内会、それから各施設、それは何課にもわたることですから、それを1つにまとめてお考えになったらどうかなということ御提案させていただきたいと思っております。この計画、1

00%の補助金をいただいて、この南幌町全ての見直しをするということも可能だと私は思うんです。今あるこの補助金、何かを改修するたびに考えていくということで今、お答えいただきましたけれども、その都度その都度、これは、じゃあ、どの補助金に当たるのか、それとも町単費でやるのかということ、その都度考えていかれることだと思うんですが、今あるこの両省庁で行っているこの補助金を使うのが今がチャンスかどうか、その見きわめが私は大変重要なことだと思うんですね。町長と私の意見は違うかもしれませんが。これは人の意見ですからどれが正しいということではないんですけれども、ですけど、今この電力の値上げと、それから、補助金と合致している部分がたくさんあると思いますので、私はこのGPPといいますけど、グリーンプラン・パートナーシップ補助金、これを使って全町で一度計画をされてみたらいいのではないかなということだと思います。これを一度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、3番目ですけども、太陽光発電なんですけど、太陽光発電、例えばシルバーハウジング、町営住宅、学習センター、プール、まだまだ施設がありますけれども、そういう所の施設におきましても私は太陽光パネル、先ほど言いました、その太陽光発電も一緒ということはこちらなんです。グリーンプラン・パートナーシップ、この中にも当てはまることですので、私はLEDに限らず、このソーラーシステムも検討される余地はあるのかなという思いでおります。このことにつきましてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

グリーンプラン・パートナーシップ補助金の関係でありますけど、菅原議員が言ったように簡単にできるものではないんですよ。前にお話ししたようにバイオマス産業都市構想、これも環境省、経産省、農水省、全部入って、なかなかうちが全部提案してもできなかったと。それはバイオマスから含めて問題は資源が足りない。で、LEDだけに特化できません。ですから、手は挙げたいんですが、挙げるような要素の時には、まだ国の方針から行くと、うちの町にはなかなかハードルが高いです。環境省もいろいろいいことは言っていますが、実際、手を挙げるとなかなか気難しい。今回のバイオマス産業都市構想が、言っていることが菅原議員と同じ考えでやってくれば簡単に通ったはず。ですから非常に難しいというのが。トライはしているんですが、非常に。今それを言っている、全町的にどうやるかというのはなかなか難しい分野であります。それから、太陽光発電も含めてというお話ですけど、太陽光発電、菅原議員、あいくるにあれだけしかできない電力、幾らかかっているかご存じだと思います。わずか年間20万ぐらいで2,000万ですよ。災害時も天候の変動がありますから、こればかりに頼るわけにはいかない。ですから、パネル、何を付けるにしてもそんな簡単なものでないし、当然、屋根に乗せるという計画の屋根づくりをしていませんから。それをすることによって相当また負担がかかりますので。うちの町は風が強いです。ですから、よその町より非常にお金をかけていかなければ。それより安定した供給ができ

るかどうか。まだ蓄電池の開発が非常に未熟であります。だから、それらも含めていくと、そこに巨額の投資をしていいかどうか。で、補助申請がどのぐらいもらえるかといったら、結果も見ないと、うちの町が全体的にこういうことに取り組んでいると認められればいいけども、環境省とのお話を聞くと、まだまだうちがそこにトライできる要件がそろっていないなと私は思っています。ですから、これは今後まだまだ地球温暖化の問題もございますから、もう少し要件を緩和したり、あるいは条件が良くなる、当然、私は出てくると思っていますので。それらを見ながら、うちの町として取り入れられるものであれば後は検討していきたいと。どちらにしても巨額のお金がかかりますので、そのことを十分頭に置きながら、進められるものは進めますし、難しいのはやっぱりずっと先送りになるかと思えます。その辺の環境省、経産省、農水省等々、7省があるかと思えますが、それらを総合的に見ながら、うちの町に合ったものにトライできれば将来的にはよくなるかなと、そんなふうに思っています。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今お答えいただきましたように、私も一喜一憂といいますか、簡単にできる制度だと私も思っておりません。ですけれども、私なりに調べましたところ、政治のプロの町長に言うのもちょっと申しわけないんですが、先ほどおっしゃったような、そのプランがだめだったということで私も大変がっかりしていたところですよ。ですから、私は、このグリーンプランですね。今回いろんな所から調べましたところ、私、先ほど言いました、計画を立てるための調査委託費、これの話をしましたけれど、私はそこなんですよね。全部が全部やっていくというのは私は大変なことですから、外部委託をかけて、そして調べるということも私は大事じゃないかなという思いでいるんです。ですから、たくさん費用がかかるということも私はもちろんわかっています。何年間かにおいて壮大なプロジェクトだと、まあ、3年間に分けていいですよという、そのグリーンプランですね。ですから、これは全てできないということで私は思っていないんです。例えば、外部委託をかけて、そして、南幌町、どれだけのことがかかるか、それから、どこが可能なのかということも私は調べることはできると思うんですよ。そここのところを1点だけお願いいたします。

それから、シルバーハウジングとかいろんな所、できるということで、屋根もそういう形になっていないということもわかりますけれども、でも、例えば置くような式ですね。置く式、屋根に乗せない式、今いろんなのが出ていますから、そういうところも私は考える余地があるのではないかなと思うんです。ほかの自治体とかもいろいろ調べてみますと、初期投資はかかるけれども、でも、今に思えばやってよかったという所もありました。ですから、やってみてだめだよということも行政としては絶対失敗は許されませんから、私もそれはわかります。ですけれども、やっぱり一応考えるだけは考えることもできるのではないかなと思います。私は1点だけ、先ほどの計画、外部委託、これ1点だけ、する可能性はあるのかどうか、この1点だけお伺

いたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたしますが、グリーンプラン・パートナーシップ、内容的に表面だけを見ると非常に素晴らしいものがありますけども、いろいろ制約やいろいろありますから、今、手を挙げて、即やる事業では。うちの町にとってですよ。大きな町は多分これを取り入れられる可能性は非常に高いですけども、うちの町の規模ぐらいで手を入れるというのは、町の負担も相当出ますから、現時点では外部委託までしてやる必要はないというふうに思っています。ただ、環境省だとかいろんな制度、今取り組まれておりますので、それらを見ながら、これがいいのか違うのがいいのか、いろいろこれから検討しながら少しでも省エネ、あるいはそういう部分が、環境省の言っていますCO2削減、これは日本だけまだ目標が出ていませんけども、そういう目標も多分出てきたらいろんな制度が出てくるだろうと思っておりますので、現時点では今のところ私はやる考えはありません。

議 長
内田議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に7番 内田 恵子議員。

(仮称)町民等提案型まちづくり支援事業について質問させていただきます。第5期南幌町総合計画・後期基本計画の新規事業として、まちづくりの基本理念である、地域で支えあう行動力と活力のある南幌を具体的に実行に移すため、人づくり、地域づくり、環境づくりなどに関して、町民または町内団体等がみずから提案し、みずから実行または町がサポートするなど、協働のまちづくりの実現を目指すところが、3点伺います。

まず1点目、町民は誰もが理解できる、わかりやすい取り組みを望んでいますが、町として望む協働とこの支援の内容は。

2つ目、提案された内容の審議方法は、どのように行われるのか。

3つ目、まちづくり戦略チームのアイデアと合致する内容もあると考えられるが、戦略チームとの今後かかわりは。3点伺います。

議 長
町 長

町長。

(仮称)町民等提案型まちづくり支援事業の御質問にお答えします。第5期総合計画・後期基本計画の中で、町民参加と協働のまちづくりを推進するための取り組みの一つとして支援事業を計画しています。

1点目の御質問については、御指摘のように提案しやすい事業メニューなどの工夫が必要であり、また、申請者となる地域や各種団体が取り組む事業をより効果的に推進するため、行政が申請者をサポートするなどの支援も必要であると考えています。

2点目の御質問については、行政だけで事業採択を決定するのではなく、町民参画のもとで事業の審査や報告を受ける機関を設け、さらに事業評価を行うことも協働のまちづくりでは検討すべき点であると考えています。

3点目の御質問については、この事業は地域や各種団体が自主的に活動することに意義があることから、まちづくり戦略チームのプラン

を参考として戦略上の付加価値となり、あるいは、まだ詳細は不透明ですが、人口減少を抑制するための国の政策、まち・ひと・しごと創生などともリンクするような提案を期待しています。

今後、議員の皆様への説明並びに御意見をいただいた上で支援制度を構築してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子議員。

それでは、再質問させていただきます。まず、1点目ですが、このように協働で何かしようという時には、まず補助金ということが一番最初に頭をよぎるのかなと思います。それで、全体通してでも結構です、どれぐらい考えておられるのか。また、その予算から、たくさんあったら全部に対応できるのかどうか、そのことも伺います。

2点目、行政、町民、議会、協働のまちづくり、ここで議会として提案されてくることを望むというんですか、待ってたいと思います。それで、町としてもサポートをしっかりと、数多く提案されることを望んでいるところです。

そして、3点目ですが全体ということ。私は以前も協働ということがとても曖昧で難しいと訴えました。私は総合計画策定にもかかわらせていただきましたが、その時からこの協働ということが本当に、まあ、響きはいいんですけど、とても難しいなと思い、自分でも身をもって感じたいなと思ひまして、実は今年、商工会のイベントの時に友達と2人でラーメンをしました。その時に職員2人に手伝ってほしいということで手伝っていただいたんですが、内容的には失敗だったんですけど、その失敗は的確に指摘をしてくれました。これは大変ありがたかったな。私たちは、あくまでも商業の立場から利益とかということをもまず考えるんですけど、そうではなかったです。それで、今度は議員としての立場で、先週行われた4町連携カラオケ交流会ということで実行委員の1人としてさせていただいたんですけど、一番、私の立場でよかったのかなと思うのは、ほかの3町にカラオケをやられる方はご存じないですかという、そういうことができた。あとはもう実行委員の皆さんの背を押す、そのことだけでした。皆さんがやられることが本当に町が望むことだから頑張ってもらいたいということ。終わってみたら、おかげさまで成功だったんですが、今度も、と言った時に何が必要かなと考えた時は、やっぱり職員の皆さん。その時もお願いをしました。これからのことを考えて、戦略チームという立場から、多分、プラスにしてもマイナスにしても何かあるだろうと思うので見てほしい。そして、見たことをまたそのも的確に、公の立場からでしたけど、なるほどなど。それで大体協働というもの、大体ですけど、つかむことができたんですが、やはりここにルールが必要かなと思います。やっぱり協働できる、自分に力量というのか、なかったのかな。企画力、判断力、実践力、連携する力、やっぱりこういうことを一緒に学ぶというのか、教えていただく。そういうことで、やっぱり行政、議会、町民、そのほかにやっぱり職員の皆さんというのが必要だなと思ひました。それで、やっぱりまちづくりとし

て一番大切な決めごと、やっぱり原点、よりどころですね、あると思うんです。それで、そういうことがこれから、先ほど町長もおっしゃいました、総合計画の策定、それが今一番大事な時にあるであろうと思うんです。その時にやっぱり8,000人、随分皆さん、人口が減ってきたと言いますけど、8,000人が住んでいらっしゃるんですから、この8,000人をバランスよく、やっぱり守っていくんだという、トップとしての強力なリーダーシップ、スローガン、そういうものが私は必要だと思っています。これからまちづくり、議会からの提案のまちづくり戦略チーム、これをどのように育てていくのか。いろんな厳しい流れの中で町長さんを初め皆さん、課長さんもやってきました。その課長さん方が今度、講師となって、課長という立場を超えて講師となってやっぱり育てて、そして、ともに町民も学ぶ、そして、この8,000人が同じ方向を見て、高齢者、子育て世代、教育などバランスのとれたまちづくりに向かう時かと思っています。それで、基本となる町民憲章、同僚議員も訴えておりましたが、それに沿った先人たちの思いを大切にしながら、それに沿ったまちづくり基本条例というものが必要なのかなと私は思うんですが。そして、その総合計画を進めていく、そういう力強い思いをお聞きしたいと思います。町長のやっぱりブランド化ということは道外視察でも聞いてきましたけど、やっぱり思いだそうです。ここで町長の思い、いま一度聞きたいと思います。

議 長
町 長
(再質問)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。まちづくり支援事業ということで、どう考えているんだと。予算規模もどうなんだろうというお話でございます。これは前にお話ししたように、住民税を対象にして何%にするかということであろうと思います。今、私の中で考えられるのは、2%だとしたら約600万ぐらいということでありまして。メニュー等々、どういうのが出てくるのかちょっと、先ほど、協働のまちづくりにどうかかわってくる事業なのかと。それはいろいろあると思いますから、補助率もちょっと上げたいなと思いますが、通常、5割補助という、10分の5というのがあって、内容によってはもっと上げたいなと思っております。それはメニューを見ながら、あるいはやりたいという事業を見ながら、それから、私どもももうちょっと煮詰めて、どういうものについては上げてあげる、通常であれば5割だろうけども、税金を使うわけだから。そして、協働のまちづくり、行政と住民と議会を含めて団体等、いろんな方々のお世話になって、地域の活性化も含めてやるわけですから。できるだけあまり難しいことを考えないで。だから、先ほど申し上げたように職員がサポートする側になれるように。提案されたものについて、よく成案になれるように。そういうことも含めてサポートができればなというふうに思っておりますので。1年、まあ、600万ぐらいの事業になろうかと思いますが、そんな中で始めていって、それぞれの地域、団体が町に対していろいろなことをやってみようと。それが協働のまちづくりに生まれ変わっていければ私は非常にいいという部分が出てくるだろうと

いうふうに思っております。それらをするために基本条例も必要ではないかということではありますが、うちみたいな人口で顔の見える部分でありますから、この事業だとか、先ほどの議員からも質問がいろいろありましたけれども、そういうことが住民の皆さんにやはり身近に知ってもらって、一緒にやっていただく、そういう機運が逆に生まれれば、逆に基本条例で縛ることは私はないと思っています。自由な発想をやっぱり町民の皆さんにやっていただくことが一番いいのではないかなと。確かに条例をつくってきちんとやっている町もあります。ですけれども、私は皆さんが声をかけて、簡単にいろんなことをやって。先ほど言われたような協働のまちづくり、いろいろわからなかったけど、いろいろやってみてわかるよと。ですから、まだ条例を定めることには私はちょっとどうなのかなと。あんまり町民を私は縛りたくないなと。自分で皆さんが町民の8, 154人ですか、12月1日の、その人たちがわかっていただければ、こういうことがいろんな所で取られるのではないかなと。その辺の状況を見ながら。どうしても条例をつくととなると縛りが入りますから。それを自分たちで縛っていいかどうかというのが私は懸念しているところでありまして。もっと自由な発想で自由な考え方でまちづくりに参加していただくほうがいいかなと今思っておりますので、当面は条例の制定については、議論は私の中ではしないで、その推移を見ながら、どうしても町民とそういう部分で出てこなければ、逆にそうやって条例で縛らざるを得ないかなと。私はうちの町の町民はそんなに絞らなくてもきちんと対応していただけるのではないかなと、そんなふうに思っているところであります。

議長
内田議員
(再々質問)

7番 内田 恵子議員。

再々質問ですけど、町長の条例制定には、あまり乗り気ではないことは聞いておりました。でも、私は議会議員政治倫理条例というのか、それを制定して、税金ですね、納付するその瞬間、そして、その領収書を提出するその瞬間、厚さでは何ミリとも言えない、そのものが自分の人格に積み上がることを感じました。本当に少しずつなんですけど。そして、こういう簡単なこと、当然なんですけど、ここが揺らぐと大変なことなんだなというのを感じております。簡単にできることではありませんので、今、一応提案させていただきます。そして、今の戦略チームですが、私も商工会の立場で物づくりをして、パッケージだとかネーミングだとか本当に専門的なこと、相談したいことがあります。そういう時に職員がやっぱり専門的な知識を身につけるために予算付けして視察研修、そういったものがあっていいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。伺います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えをいたします。条例等々の問題はいろいろあるかと思っておりますので、いろんな御意見をいただいた中で整理をしながら進めたいとは思っております。戦略チームだけじゃなくて、うちの町の職員、手挙げ方式も含めていろんなこういう案件の事例だとか視察だとか、もう既にやっておりますので、いろんな所に

出向いていろいろな地域の実情も把握したりして、結局、こういう提案型のまちづくりをやろうということ。今後も、だから、職員がこういうふうに見てきたよ、こういう部分で対応したいなという部分が出てきたものについては拒むこともないし、ぜひ、出してやりたいなと思っておりますので、現状の中で、特別につくらなくても今行動を起こしておりますので、その中で対応していきたいと思っています。

議長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

石川議員

次に5番 石川 康弘議員。

私は、町長に予防医療と健診受診率向上に向けてということで質問させていただきます。平成20年度に策定した南幌町特定健診実施計画に基づき実施している特定健診は、当初は、35.9%で目標値に達していましたが、年々目標値を下回る状況にあります。さらに、平成25年度に策定した第2期実施計画においても、平成25年度は目標値40%に対して受診率は、30.7%でした。そんな中、今年度は、がん患者などが増加していることで高額医療費が増えており、国保財政も厳しい状況にあると聞きますし、このままでは国保財政調整基金を取り崩すことになるのではないかと思います。療養費など医療費が上がることにより保険税も上がる。それにより負担が増え、未納者も増えていくことにもなり悪循環を生みます。いかにして医療費を抑えるか、それは予防医療対策の強化であり、特定健診及びがん検診の受診者を増やすことで、病気の早期発見、早期治療につながる人が増え、負担を減らせることは改めて言うまでもありません。いかに受診率を高めるかが重要な課題だと思います。実施計画の目標値に近づけるため、どのような方策を考えているか伺います。また、その具体的な内容と意気込み、実現可能な数値目標をお聞かせください。

議長
町長

町長。

予防医療と健診受診率向上に向けての御質問にお答えします。疾病の早期発見、早期治療には特定健診並びにがん検診の受診率向上が重要であると捉えています。本町の国民健康保険における平成25年度の特定健診受診率は30.7%で、平成25年度の目標値である40%には達していないのが現状です。町では目標を達成すべく、受診率向上対策として実施している人間ドック事業、町立病院での休日特定健診、未受診者対策では町広報による受診勧奨記事、ダイレクトメール、電話勧奨、戸別訪問による受診勧奨を行っているところです。平成26年度では、新たな対策として、のぼり旗並びに懸垂幕の設置による勧奨、町外の1医療機関での健康診査の受診を可能としたところです。その結果、10月末現在では、昨年同時期との対比では71名受診者が増加しているところであり、若干効果は出ているものと考えています。今後については、現在の取り組みを継続しつつも電話、ダイレクトメールについては複数回の勧奨を行い、健診の重要性を繰り返し伝えたいと考えています。

また、来年度からの新たな受診勧奨方策としまして、特定健診、人間ドック及びがん検診受診者を対象とした健康ポイントの導入を検討しているところです。このようなことから、一人でも多くの方に受診

議長
石川議員
(再質問)

していただくため、疾病の早期発見、早期治療の大切さを御理解いただき、各種健診の受診勧奨を粘り強く取り進め、目標率達成に向け、より一層、努力してまいりたいと考えています。

5番 石川 康弘議員。

今回、このような質問をしたというのは、以前からうちの町の受診率がなかなか伸び悩んでいると。数字、いい年もあれば悪い年もあるという、そういう状況にあったことから、その中で資料を見たことがありました。全道的に見ますと、これは以前、新聞の記事として紹介されたことですが、やはり全道的には上川管内の町村が特に受診率が高い。70とか、もう60%以上の町がざらにあるという中で、そういったものを見ながら、どこかやはり先進的なお話を聞くことも必要かということで、先々月ですか、議員数名と一緒に北空知の中のある町に行って話を聞いてきたことがございました。その町の担当者のお話によりますと、やはり年々医療費がかつては右肩上がり伸びていたと。1人当たりの医療費も30万円以上で、急激に上昇したというのがありますし、基金がかつて2億円以上あったのが8,000万円にまで、半分以下にまで減ったということで、やはり特定健診の受診率を上げることをやはり重点的に上げなきゃいけないということに考えたそうであります。そんな中で、町長のトップの強力的なリーダーシップをもとにして、スローガン掲げて、とにかく住民の意識づけが必要という形で進めてきたという話でありました。この中には特定健診の無料化もそうでしょうし、明確な数値目標を設定するだとか、いろんな健全化計画についての策定を改めて練り直し、そんな中でとにかく医療費を下げるためには特定健診の受診率を上げるしかないという、そういう捉え方の中で精力的に進めてきたというお話でありました。そんな中でいろいろな進めていく上でのパターンとして説明されていましたが、やっている内容としましては、うちの町と何ら変わりなかったのが事実でした。ただ、そのやり方として、やはり相当徹底してやっているということがあったわけです。状況としてもまさにうちの町と同じです。基金につきましても、かつては1億近くあった基金が今、半分まで減ってきたということもあります。また、医療費についても年々上がってきているという、そういった中において、やはりもっとももっとうちの町はそういったことでは力を入れなくちゃいけないんじゃないかというふうな感じに思うところがあります。その中で、この町につきましても、とにかくまずは全住民に健康の意識調査を送ると。意識調査を送って、それを回収した段階で受けるか、受けないかという、その住民の意識をしっかりと把握して、受けないという人たちに対しては重点的に勧奨していくということ。また、病院にかかっているところからもある程度医者を経由して勧めていくような、そういうシステムを組んでいるということでありました。また、当然うちの町もそうでしょうけども、保健師が中心となり、そういう住民の人たちに勧めていく、もしくは絶えず健康を見ながら勧めていくという、そういった活動を当然されていますけども、この町でも同じような形でされているという話でありました。あと、職場を

通じてだとか人間ドック、あと、通院関係だとか、そういった方面でもいろいろアタックしているわけですが、その中で1つあったのは、今回も受診を勧奨していくという方法の中で、その町では外部委託して、そういった、受けないとか関心の低い住民に対して勧奨していく、それも1回や2回ではなくて、相当やはり粘り強く勧奨を進めていくという形で一部外部委託をするような形のこともされていると聞きました。うちの町では、そういった中では、先ほども話がありましたけども、健康ポイントを設けてというふうなことで、それも1つの勧奨方法であると思いますけども、やはりそれなりに、当然お金もかかることではありましようけども、やはりこの受診率の低さというのは、これは放っていくわけにいかないと思います。これからますます高齢化が進み、いろんな面で財政的にも厳しくなる中において、少しでも早くから手を打ち、そして、受診率を高めて健康なまちづくりを進めていくということから考えても、そういったものも一つ考える必要があるのではないかというふうに思います。そういったことで、町として、例えば、外部委託をしていく考えがあるのか。また、先ほど言いました健康ポイントというふうな形で提案はされていましたが、具体的にどういうふうな形で進めようとされているのか。それについてお伺いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたしますが、受診率向上が何より増えていくのが一番望ましい。私は逆にこれを捉えて、町民の接点の場所になるのかなど。外部委託をして他人にやっていただくより町の職員がいろんな接触をしながら、話しをしながら、受診率向上を目指すほうがまず先ではないかと。いろんな話を聞いて、やっぱり職員がそういう実態を把握するということが大事だと私は思っていますが。まあ、どこの町も今、外部委託だとかいろいろやっているようでありませけれども、それらの状況も見ながら、そして、うちの町の空気も見ながら、住民の方の空気も見ながら、できればうちの職員の手をうまく差し伸べながら受診率向上を図り、町民との信頼関係を結ぶほうがいいのではないかなというふうに今、思っています。うちも職員それぞれ精力的にやっていただいておりますので、今年は、先ほどあったような数字も上がってきておりますので、これがやっぱり長年やった成果が出てくると思うんです。ただ書類が行ったではなかなか難しいし、外部も精通している方々ならいいんでしょうけども、うちの町の状況も一緒に把握しながらお話しをしなければならぬという面もありますので、それらもやっている自治体の参考等もしながら、導入するかどうかは今後に検討をさせていただきたいと思います。

それから、健康ポイントについては今、具体的にいろんな事例も参考にしながら、うちの町に合ったやり方がいいのではないかということで職員のほうで今検討させていただいておりますので、もう少し具体的な例が出ましたら、またお話しをさせていただきたいと思いますが、せっかくやることで、また、こんなもの、と言われたら困るので、ある程度思いが通じる部分を含めて、基本はやっぱり受診率の向上と

ということが第一でありますので、それに少しでも反映できるような住民ニーズも含めて考えていきたいなど、そんなふうに考えております。

議 長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘議員。

今は外部委託のことについてちょっと強調して言ってしまいましたけども、確かに職員から住民ほうに伝えていくほうが、やはり普段から顔見知りだったりだとか、内情もわかっているということでは伝えやすいかと思えます。今までもそういうふうな形でやってきたはずなんですけども、なかなかそれが進まなかったというのも事実だと思えます。もし、外部は頼まないとして職員だけでやっていくとしても、それはどういうふうな形で具体的にこれから進めようとして考えているんでしょうか。やはりいろんな面で粘り強く進めていくということもそうでしょうけども、なかなかそれが逆に捉われて進めづらい、やりづらいということも弊害として生まれるという話も聞きます。ですから、外部委託についてもこれから考えの中に入れていただく中で進めていただきたいと思うんですけども、具体的にどういうふうな形で職員のほうで対応していかれるのか。いろんな手法もあるでしょうし、やっぱり専門の方がやるのとはやはり違うはずですので、そういったものをいかにカバーしてやっていかれるのか、そのあたりも再度お伺いしたいと思えます。

それと、もう1つ、最初にも質問しましたけども、実現可能な数値目標ということで、今年目標には達しませんでしたけども、またさらに27年度としては高い数値目標を出していますが、果たしてどこまでの数字をクリアできるぐらいな視野で考えておられるのか、そのあたりを再度お伺いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えします。この計画、5年計画でつくって議員も御承知のとおりでございますので、その目標数字は今、途中で変えるわけにはいきませんので、それを目標に今頑張ろうということとやっておりますので、29年までの計画をつくっておりますので、そのとおり、今、受診率の部分を話されるとそうは行っていませんけども、目標は持って、それに向かっていくということとございますので。職員、あるいは外部委託という問題いろいろあると。どちらにしても電話が中心、委託すると電話しかないものですから、職員の行動も含めた日々の活動の中でそういうことも取り入れながら、やっぱり対話をしながら私はやって、粘り強くこれはやるしかないというふうにしておりますので、それらを含めて、本当にどうにもならなくて外部委託するんじゃないくて、それなりの理由を持って外部委託するのであればきちっとやっていくべきだと思いますので。そういう検討の余地を残しながら、まずは自分たちでできるもの、住民と接しながら大切さを訴えながらやっていくのがやはり一番いいのかなというふうにしております。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時50分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。
午前中に引き続き一般質問を続けます。
次に6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

本日は、町長に2問の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。1番目、防災対策の再確認を。近年、国内では巨大地震、集中豪雨、火山噴火、巨大竜巻、大規模な土砂災害など、これまでに経験したことのない自然災害が相次いでいます。本町でも冬の雪害による停電、ゲリラ豪雨などによる水害は特に危惧するところです。本町としても再度防災対策への再確認が必要です。そこで2点、町長の考えを伺います。

1、平成17年に作成された南幌町洪水ハザードマップは、平成29年度以降に更新されるとのことであるが、災害はいつ起こるかわかりません。小学校統合などにより町内公共施設が変わってきており、早急に避難所等の周知が必要と思うが、今後、住民周知をどのように考えるか。

2、平成25年第3回定例会において同僚議員が災害に関する一般質問を行い、町長は冬の災害を想定した冬期間の避難訓練に対して、本町では現時点では実施の考えはないが、実践事例の成果から避難計画に反映するよう努め、総合防災訓練を中心として防災意識の高揚を図っていくと答弁しました。しかし、最近の災害状況から防災意識とともに冬期間の避難訓練を実施することの重要性を強く感じるが、どう思われるか。

議 長
町 長

町長。

防災対策の再確認を、の御質問にお答えします。近年、地球規模の海水温上昇に伴い、巨大な積乱雲の発生による集中豪雨や長時間に渡る暴風雨・超大型台風発生をもたらし、さらに地震や火山噴火などにより、これまでにない甚大な被害が発生していることは議員御指摘のとおりです。

1点目の御質問については、ハザードマップ作成には浸水区域想定のため河川データが必要となりますが、現在、洪水調整を目的とする遊水地の建設や河川のしゅんせつ、堤防の改修が行われており、町においても避難所となる公共施設の改修や変更を進めていることから、更新のためのデータ等が示される平成28年度以降に内容を一新し、配布させていただく予定です。それまでの間については、これまでもホームページや広報誌を利用し、避難所の更新情報をお知らせしているところですが、改めて災害種別ごとの避難所について位置図を記載したチラシの配布を次年度中に実施してまいります。

2点目の御質問については、厳冬期の災害の備えは大変重要であり、本町の防災計画にも寒冷対策等について規定されているところです。議員御指摘の冬期間の避難訓練についても大変有用なことと考えますが、札幌市において冬期間の避難訓練実施自治会の実践成果を市の防災計画に反映したなどの先進事例も報告されており、本町の防災計画にもそれらの成果を参考とさせていただくことでも十分、冬期間の避

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

難行動や避難所の環境の向上に努めることができるものと考えているところであり、現在のところ改めて冬期間に避難訓練を実施する考えはありませんが、一層の冬期間における防災意識の高揚を図ることも大切であることから、町広報等による啓発にも努めてまいります。

6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ハザードマップは、いつ災害が起きてもマップどおりに行動することで、身の安全は守られるというその安心感があり、住民にとっては、とてもよりどころとなるものでございます。本町で平成17年につくられたこのハザードマップ、旧南幌小学校と旧みどり野小学校、夕張太小学校と、廃校になった名称のまま避難場指定されております。生涯学習センターが改築時に改正版ができるかと心待ちにしておりましたけれども、国の計画や遊水地建設の関係で、さらに28年度以降になるということで、本当に今、防災意識が高まる中で住民は避難場にやはり不安を抱えているのではないかなと思います。それで、お答えの中に新しくチラシを入れていただけるということだったんですけれども、新しくチラシを入れていただくにしても改正版をつくるにしてもどちらにしても、やっぱりよいものにしていただくための改善が必要ではないかと思っております。

そこで3点ほど御質問いたします。1番目として、今のハザードマップでは、先ほど言いましたように避難所の表示が複雑な部分があって、一目でわかりやすい表示に改善されることが必要と思っております。

2番目として、今後、AEDの設置場所の地図や、また、冬の防災などもハザードマップに載せていくということも大事ではないかなと思っております。ハザードマップに載せていただけるのかなというものです。

3番目に、避難指定の書かれていない地域があるんですね。なぜ自分たちが住んでいる地域だけが避難所がないのか。いろいろな理由はあるんでしょうけれども、住んでいる方たちにとってはとても不安だと思ってしまうんですね。それで、なぜないのかというその説明も括弧書きでいいので、ハザードマップにきちっと提示するということが今後、必要だと思えます。

それと、続きまして冬の防災訓練なんですけれども、停電によって暖房器具が使用できなくなり、寒さで二次災害につながるおそれがございます。冬期間の避難所での混乱や時間のロスによる処置の遅れは、厳しい寒さであれば人の生死にかかわることも考えられます。そのようなことから冬のシミュレーションを取り入れた避難訓練は、ぜひ必要だと思っております。今、地震だけではなくて暴風雪、また、落雷とか送電線の事故でも停電はあります。数年前にもございました。つい先日では、徳島で雪で650人が孤立して、98歳の方が閉じ込められて家で亡くなったという、そういうニュースもありました。本当に12月で四国では考えられない、予想のつかない事故だと伝えられています。

そこで、2つ質問をさせていただきます。冬の停電で暖房施設が我

が町で使えなくなり、避難所に多くの人たちが集まる可能性があります。特に高齢者が多いと思いますけれども、現在備えている発電機や暖房器具で防災対策は万全なのでしょうか。具体的にどのような冬の対策をされているのかお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、今年行われた総合防災訓練ですけれども、冬の災害対策にどのような効果があったのか。この3点と2点、よろしく願います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。防災計画に基づいてそれぞれ今やっているところでありますが、ハザードマップ、皆さんに周知をしているんですが、なかなかわかっただけがないという部分がございますし、先ほど答弁したように新しいのが出ますので、この地域がどういう状況になるかということによって新しいハザードマップは配付していこうと。それまでの期間は、できるだけわかりやすく避難場所を明示していきたいなというふうに思っていますが、我が町で想定されるのが大きくは洪水、水害と地震であろうというふうに。それで今も表示しているんですが、なかなかそれが理解いただけてないということでもありますので、わかりやすくできるだけしていきたい。AEDの話がありましたけれども、それぞれの避難施設にある程度は用意はしていますけど、そこまで表示ができるかどうかはちょっとわかりませんが、検討させていただきませんが。問題は避難場所がきちっとなっているかどうかということだろうと思いますので、その辺を含めながらしていきたいなというふうに思っております。

それから、冬の対策を含めて暴風雪と。暴風雪は、特に家から出ないのが一番なようでございます。ですから、避難所に行く時点でちゃんときちんとしないと逆に二次災害があるということになっております。うちは、先ほどからお話があったように山もないものですから、二次災害はないので、雪崩等々がないので、そんなにはないですが、問題は地震対策かと思えます。それで、停電になった時どうなるんだと。停電になっただけで、皆さんが避難所に来られても、これはまた大変な問題になります。各自が1日なり2日なり守れる部分を当然自分にも用意していただきたい部分がありますし、電気が停電でもガスだとかいろいろあるだろうと思います。今ある家庭の中で使えるものを活用していただくのも大事な避難の訓練の一つの方法だというふうに、私はそのように理解をしているところであります。だから、冬の防災訓練をなぜしないかと。これはもうケース・バイ・ケースで非常に逆の効果も出る場合がありますので、相当慎重になってやらなければならない。ちょっと暴風雪があったらみんな避難しなきゃならないのかと。そういう問題ではないと思いますので。ある程度、先ほど答弁したように、札幌市等々の実践例を見てもそんなに面倒なことではないので。これは防災無線を含めて、そういうあらゆる放送網といいますか、そんなので周知を図っていればある程度は防げられるだろうなというふうに。特に、お年寄りが寒い中、見えない中で動かれることよっての弊害が非常に出てきますので、その辺は慎重に対応

しなければならぬというふうには思っております。

それから、洪水対策で地域指定がないのでないかと。ハザードマップ。それは逆に考えて、ない所は安全だということです。安全な所をあえて避難させる必要はない。もう一度帰って見ていただければと思いますけど、うちの町の町民の方の住んでいる地域では海拔5メートル前後から9メートル前後ぐらいはあります。堤防が今の高さが9メートルちょっとだと思います。ですので、今、役場も含めて、この周辺の市街地は、7メートルから9メートルの間に皆さんの地盤があります。ですから、通常の水害に対しては、堤防が切れても、とりあえず今、この市街地の方々については家に居ても洪水には、床上浸水だとか2階までつかるとかそういうこともあり得ないので、避難場所に入らないでいいよということで、逆に言うと、町内では一番安全な所に住んでいただいていると、そういう理解をいただいて広めていただければ安全かなと。だから、洪水の時に焦って、みんなして動かれることによって本当に困った所の方々の避難場所がなくなるということもあり得ますので。その辺、ハザードマップも見やすい、そして、わかりやすいようにできるだけしていきたいなというふうには考えているところでありますので。大体答えたかなと思うんですが、足りなければまた御質問いただければと思います。暖房については備蓄を含めて計画を持って今進めておりますので、冬の部分も含めて防災の備蓄計画に基づいて用意をさせていただいているところであります。

議長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

今、町長のお答えをいただきまして、前回のお答えとほぼ同じようなちょっとお答えだなという思いで聞いていたんですけども、避難指定の書かれていない地域は安全ですよというのは、今、御説明いただいてわかったんですけども、ですけども、住民の人たちがわからなければ、なぜ安全なのかということがやっぱり何か表示をしなければわからないと思うんですね。昔からいた方であれば、ここには神社があるから一番高いとか、そういうのはわかるんですけども、なかなかわからないので、やっぱり表示の仕方も皆さんが安心できるような表示の仕方をしていただければと思います。

それともう1点、先ほど、総合防災訓練の中で冬の災害対策にどのような効果があったのかということ、ちょっとお答えしていただいたでしょうか。冬の防災訓練ですね。総合防災訓練の中で冬の災害対策にどのような効果があったのかということで、先ほど質問したんですけども、続けさせていただいても構わないでしょうか。

3点、私は今回、防災対策の再確認を、ということで、やはり2011年3月11日の大災害から3年が過ぎました。その後からもずっと災害があります。南幌は、先ほど町長もちょっとおっしゃられましたけれども、山もなく海もなく、堤防は完備されて遊水地もできつつあり、また、二次災害がなければ安心だと、そういうふうには思いたいんですけども、本町はやっぱり大きな川に囲まれて、高い所も少なく、平地の町なわけです。このことは町民の皆さんは自覚していると思います。ですから、自分の町の防災がどうなっているのか、災害

が起きた時にどう避難をすればいいのか、正しい情報と経験はとても大切なものだと思います。そして、普段から避難をしていた所が災害を逃れて助かったという、そういう報告もごさいますように、何としても冬の避難訓練はしていただきたいなと思います。

それで、2点だけちょっと例なんですけれども、ある所で冬の避難体験希望者を募って、1人500円の参加料なんですけど、電気がない所で自分たちが考えて食事の用意をしたりして、多くの方が参加されたという例もあります。このような体験型の避難型として募集するというのも1つのアイデアでございまして、また、もう1つですが、冬の電気も暖房もない夜の避難場は、特にこれから心配ですね。それで、備蓄されている備品だけでどこまで職員の方が被災者を守られるか。長い時間じゃなくて、夕方から夜の短時間からでも始めてもいいと思います。まず、その一歩行動することが次につながっていくのではないかと思います、ここのところはいかがお考えでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の先ほどの答弁漏れとあわせてお話しをさせていただきます。総合防災訓練で何が役に立ったかという、あれは皆さんも見ていただいて、最近の気象情報をどう見るべきか。冬も含めてどうあるべきかという、講師を招いての講習会も含めてやりましたので、そういうことが住民の皆さんも天気図の配置図等々を見ていただいて、ある程度この辺が危ないとかどうなのかと身を構える、そういうことに大変役に立つ分野であると。ただテレビを見て天気図を見ているんじゃないで、こういう災害、こういう現象が起きてくるとこういうことが起きるのではないかと思うだけでも大分、心の準備ということを含めて違うのではないかなというふうに思っております。冬の災害って、何を想定されているかちょっとわかりませんが、冬は動くことが本当にいいのかどうか。寒い。我が家にいる時より外へ出ることが寒いということなんです。そのことを考えていくと、うちの町にとって何が必要なのか。どういう災害を想定していくのか。その辺が非常に想定する内容によっても違うと思っております。地震もなるべく動かないほうがいいわけですから、そういう部分も含めて、どういう訓練をして住民に周知していくのが正しいことなのか、それは私のほうもちょっと悩むところでもあります。逆に動いて命を落としている方もおりますので、その辺をどういうふうに上手に住民周知が。わかる方はいいんですが、わからない方もいるわけでありまして、そして、慌ててみんなして動いたことによってどうなるべきか。そういう部分も含めて、避難所といえど何もないということになりますから。避難所に行けば全部暖かくなって全部カバーできるということにはならないと思います。ですから、ある程度、住民の方々にも周知をいただきながら、どうしていくかということ、冬の災害は自分たちがまずどういう行動をしなければならないのか、その辺をきちっと整理をしてからじゃないと、変な誘導をかけるとまたおかしな状況になりますので、その辺の状況を見ながら判断していくのが私はベターだというふうに思っておりますので。いろいろ全国あるいは道内でもいろんな事

例がございますので、それらを参考にしながら、我が町としてどうあるべきかということを考えていけばいいのではないかなというふうに思っています。そのために役場職員が機能を果たせるような訓練は当然していかなければならないというふうに思っています。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。今後のデジタル防災無線システムとメール配信について。本町では、現在、デジタル防災無線の整備を進めており、災害時の通信連絡網の確保と迅速な防災情報を提供することで町民の安全を守る大切な役割を担っています。今後、戸別受信機を新たに設置される所も考えられますが、ホームページ、携帯アプリ、配信メール等、さまざまな防災情報の提供方法があり、広く住民に周知することが大事だと思います。そこで2点、町長の考えを伺います。

1、戸別受信機は重要と考えるが、本町の住民にどのように周知させていくのか。

2、防災行政メールは、災害時の最新情報を確実に住民へ提供できることと的確な対策をとるために利用価値があると思います。また、災害時だけではなく、税金の納付情報や行政サービス情報を提供することも可能なことから防災行政メールを導入する考えをお聞かせ願います。

議長
町長

町長。

今後のデジタル防災無線システムとメール配信についての御質問にお答えします。気象情報や防災情報を迅速に町民の皆様にお届けすることは、被害の未然防止と落ちついた避難行動のためには大変重要なことと認識しています。

1点目の御質問については、災害時の防災情報の提供方法には、その信頼性から防災行政無線が最適と考えるところです。本町では平成28年度にデジタル化に合わせた更新を行い、より確実な伝達を行うため全戸への戸別受信機の配布を予定しています。さらには、Jアラート全国瞬時警報システムの自動起動化を本年度完了するとともに、このシステムを活用して、警報並びに防災情報を登録された携帯電話にメール送信する準備も進めているところです。また、町のホームページのリニューアルによりシステムの操作性もよくなることから、防災情報についても適宜提供できる環境も整い、一層の充実が図られるものと考えています。なお、災害時にはこれらの伝達方法に加え、行政区などを通じた声かけや広報車両による伝達、また、災害弱者への戸別連絡なども行っていきます。

2点目の御質問については、前段でお話いたしましたようにJアラートの自動起動システムを活用したメールのほか、更新される防災無線にもメールの付随機能もあること、さらに携帯各社のエリアメールなども既に利用可能な状態となっており、携帯各社の防災情報サイトを個々が活用いただくことをあわせれば本町におけるメールを活用した防災情報の伝達環境はおおよそ整ってくるものと考えているところです。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今回、私の質問の仕方が悪かったのかもしれないけども、戸別受信が大事だということをどのように伝えるのかという、そういう思いで質問させていただきました。いち早く災害から身を守るためには、防災無線と戸別受信が大切なことを長年南幌に住んでいる方や農家さんは身をもって理解されていると思います。しかし、新しく来られた方や住宅団地の方たちは戸別受信機がどのようなものか、また、どのように使うものなのかもわからない方もいらっしゃると思います。実際に私も南幌町に来て、友人のお宅にお邪魔して防災無線を見た時に、これは葬儀の連絡もできるんだよという話を聞いて本当に驚いたこともありました。それで、今回、その戸別受信機の設置については町でも導入の方向で考えているとお聞きしましたので、全世帯の戸別受信機の設置となると相当大きな予算になるわけですね。それで、全世帯に、特に住宅団地に住まわれている方たちには丁寧な住民説明会が必要だと思っております。

それで、本町は3本の川に挟まれた町で、災害が起きた時には本当に大きな災害になり得ることもあります。南幌の水害の歴史を知っていただき、周知していくことも必要と思っておりますので、ぜひ住民説明会をしてはどうかなと思っております。また、役場とか公共施設などに戸別受信機、新しく来た方たちは戸別受信機がどういうものなのかわからないわけですから、見本を置くということも、より理解が深まるのではないかなと思っております。それで、御答弁いただいたように戸別受信機の配布なんですけれども、貸し出しになるのか助成になるのか、どのような形でされるのか、そここのところも質問させていただきます。

それと、防災行政メールなんですけれども、この防災行政メールは過去において私も一般質問させていただきました。町長から防災行政無線の更新とあわせて研究を進めていくというお答えをいただきました。大変期待しているわけですが、今回、御答弁をいただいて、していただけるのか、していただけないのか、ちょっと不安だったものですから、配信メールの内容を少しだけ説明させていただきます。この防災メールのシステムは、携帯電話のメールを利用して、登録者に対して気象情報とか警報、災害発生状況をその市町村が発信するものです。防災行政無線や戸別受信の内容と同じものが携帯メールで確認できます。ですから、町外からも受信できますので、町外で仕事、また、学校に行かれています方などは、そういう方でも町内での災害情報をメールで確認するという、そういう利点がございます。今回、政務活動に行きました所なんですけれども、いち早く導入をしております、その市の回数なんですけれども、1年間に25回配信しております、その中で気象情報が5回、防災士の募集、こういう求人もできるんですね、防災士の募集が2回、税金の納付情報が18回、また、イベント情報なども発信しているということでございました。そのように多くのメールが入っても、ちょっとそれは迷惑だという方に対しては必要な配信情報だけを登録できるシステムにな

っているそうです。交通事故とか火災とか、どこで発生しているのか、また、不審者情報、行方不明者情報、また、検診のお知らせなどの配信もできます。先ほど、伝達環境が整っているということなので、ぜひ利便性を考えて、これは導入に値するものと考えますけれども、町長の考えをお聞かせ願います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。防災無線の関係でございますが、住民周知をどうするのかと。それぞれ広報やいろいろな部分、あるいは町内会単位になるかどうなるか、その辺は今いろいろ検討をしているところであります。当然、設置する時には誰か職員あるいはメーカーの方が行って、個別に説明する機会も当然出てきますので、ある程度はそこでお話はできるのかなと思っております。どういうものかと言われると困る、そういうものが事前にわかるかと言われると、今ある方々はほとんどこういうものだなとわかっておられると思いますので。まあ、検討して、どこに置ければいいのかと。形がちょっと違うかと思っておりますので、同じものということにはならないと思っておりますが。今使っている、こういうものですよということの情報発信ができるということをやっていききたいなというふうに思っております。

それから、これをどういうふうにするかと。ちょっとまだいろいろ検討させていただいております。賃貸なのか一部有料なのか、あるいは、いろいろなやり方がありますけれども、できるだけ住民負担にならないようにとは考えておりますが、賃貸すると引っ越しされると、その処理をどうするかとかいろいろな問題が出てきますので、それを全部検証しながら、できるだけ住民負担は避けたいなとは思っておりますが。ただ、乱暴に扱われて投げられても困るものですから、その辺をしっかりと保管できるようなシステムをつくりながら配布していききたいなと思っております。それから、メールの関係は、先ほど申し上げたように今、その機能も付随しているものですから、その更新に向けていろいろ入れられるものと入れられないものと検討してまいりますので、どういう形になるのかちょっとまだ想定はできませんけれども。あまりいっぱい入れるとまたいろいろな問題がありますし、当然、お年寄りを持っておりませんから、入れすぎると情報がまた伝わらない。そういう問題もございますので。防災無線も外のやつも発信できるようにとは思っております。そんなことも含めて、あまりメールにこだわっちゃうと持っていない方々がどうしようもなくなるということもありますので、それらを総合的に判断して、いい方向を目指していききたいなというふうに思っています。

議 長
熊木議員

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子議員。

2問の質問をいたします。まず最初なんですけれども、医療介護総合確保推進法による利用者への影響は、について町長に伺います。医療介護総合確保推進法が国会で成立し、関係法律の介護保険法関係は平成27年4月以降施行される予定であります。町としては今後の第6期介護保険事業計画策定に当たりどのような対応を考えているの

議 町 長

か。

1 番目には、要支援 1・2 の方の人数と今後の対応をどう考えているか。

2 番目、利用料が 2 割になる方の人数と影響額をどう捉えているか。

3 番目、特別養護老人施設などに入所している方も含め、今後、要介護 1・2 の方への対応策は。

4 番目、介護保険料の試算はされているのか。以上 4 点について町長の考えを伺います。

町長。

医療介護総合確保推進法による利用者への影響は、の御質問にお答えします。国では、今年 6 月、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法や医療法などの関係法律について所要の整備を行うことを目的に、医療介護総合確保推進法を制定したところであります。この法律による介護保険法の一部改正では来年 4 月以降より順次、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の整備が求められています。

1 点目の御質問については、今年 9 月末現在で要支援 1 と 2 の認定を受けている方は 1 0 9 人となっています。このたびの法改正では、現在、介護予防給付で行われている訪問介護と通所介護は、平成 2 9 年度までに介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しなければならず、本町においても国から示されるガイドラインをもとに、近隣市町の動向も踏まえ、今後 2 カ年間で町独自の基準・利用料などの調整を行い、平成 2 9 年度から実施することとしています。事業内容といたしましては、現行の訪問介護や通所介護に相当する専門的なサービスに加え、地域の資源を活用した生活援助やひとり暮らしの高齢者への見守り支援などの多様なサービスを円滑に実施できるよう準備を進めてまいります。

2 点目の御質問については、これまで一律に 1 割の利用者負担について、一定以上の所得の方の自己負担割合を 2 割負担へと改正するものです。平成 2 6 年 4 月現在で介護認定を受けている方 4 0 0 名のうち、利用者負担 2 割対象者は 2 0 名で、その割合は 5 % です。利用者の負担については、自己負担限度額が定められています。一般の方は月額 3 万 7, 2 0 0 円、現役並みの所得相当の方は月額 4 万 4, 4 0 0 円ですので、負担は増加しますが、限度額の範囲内での負担となるもので、必ず 2 倍になるものではないと考えています。

3 点目の御質問については、来年 4 月より新たに入所する方については、原則、要介護 3 以上の方に限定されることとなりますが、これは、要介護 1・2 の方の入所申し込みを妨げるものではなく、心身の状況や置かれている環境などにより、やむを得ない事由があると認められる場合には、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有のもと判断され、施設で行われている入所判定委員会において最終的に入所者を決定することとなります。なお、現在、入所されている要介護 1・2 の方については、継続して入所することができるものとなっています。

議 長
熊木議員
(再質問)

4点目の御質問については、現在、第6期介護保険事業計画策定に当たり介護給付費の見込み料算定の最終段階入っているところです。あわせて国からの諸係数等が一部示されていないことから、保険料額については推計中であります。

1番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、1番については、要支援の1・2の認定を受けている方が109人ということでした。この一般質問をするに当たって、今回の問題点というか、私はこう考えました。本年6月に野党の反対を押し切って医療介護総合法が成立しました。もちろん町長もご存じのように、これは19本もの法の改正にかかわる内容を本当に十把一からげで束ねて一本化したという前代未聞の法律であります。医療介護、自治体などから十分な審議が求めていたにもかかわらず、わずか39時間という審議時間で成立させてしまったというものです。今現在も各団体からは、このような決め方がおかしいんじゃないかという抗議が上がっています。これからの社会保障というのを考える時に、この法案では自助共助については、たくさん触れられているんですけども、公助については一切触れていません。自助や共助では対応できない生活困窮などの状況に対して、所得や生活水準、家庭状況などに必要な生活保障を行うという大事なその公助、公的扶助や社会福祉などの公助として位置づけるということがすごく欠如しています。これは、その法案の問題点で、そのことを考えた上で私は質問しています。それで、一番初めに質問した要支援1・2の対応ということで、本町でも今現在109人ということでしたけれども、そもそもこの介護保険の中で要支援というのがなかったんですね。介護保険制度そのものにやっぱりたくさん問題があるということで10年経過した中で、やっぱり見直しをということが出されていた中で、でもやっぱり介護給付費、それが上がっていくということで新たに要支援というものが設けられました。要介護1・2とかそういう形でもやっぱり早い時期からいろいろ手を差し伸べることで重症化しない、介護の度数も上がらないで済むような形で、本町もやっぱりいろいろ福祉の関係でもたくさんの取り組みを行ってきたと思います。それがやっぱり今回こういうような法でなってしまうと結局、今まで一生懸命やっていたことが本当に水の泡になるんじゃないかなという危惧さえ私は抱きます。先ほどの答弁の中では、国のガイドラインとかをもとにいろいろ検討していくということだったんですけども、具体的には、どういう形でやっていくのか。そこをちょっともう少し詳しい対応の仕方というのを考えていることがあればちょっと示していただきたいと思います。

この要支援1・2の対応ということでは、NPOとか民間の企業とか住民ボランティアによって提供するということと、市町村が中心となってやるということで示された時に、やっぱりその市町村は、これ以上のことをできないということですのでごく怒りの声が上がって、これはすぐ実施ではなくて、2年間猶予というかそういう中で条件整備をしていくという形になっているんですけども、本町の場合もNPOと

かそういう受け皿のところがたくさんある所ではないと思うんですね。だから、例えば、NPOとかいろいろそういうことでボランティアとかがたくさんあったとしても、やっぱり本当にそういうことをそういう団体、ただそういうことに専門的な知識とかもない所に任せていいのかということでもやっぱり大きな問題があると思います。やっぱりそういう意味ではガイドラインを示されてからいろいろ考えるということですけども、やはり今から具体的にどの辺を町としては重点に置いてやっていくのかということは恐らく考えていらっしゃると思うので、そこはちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、特別養護老人ホームに入所している方、今現在、要介護1・2の方はそのまま継続で入所できるということでは先ほど答弁いただきました。現在、本町で老人施設、そこに申し込みをされている方の人数と、それから、介護の度合いというのがわかっていればお示してください。要介護1・2であっても、いろいろ心身のおかれている状況や環境などで入所判定委員会において審査していくということでしたけれども、やはり今、老老介護とかいろんな形で高齢者が高齢者を見るという形の介護とかが、それが本町はこれが例外ではないと思うんですね。それは全国的な傾向として、で、介護をするために仕事を辞めて、介護しなければならないという方も増えている中で、やはりこういうふうの外してしまうこと自体がやはり申し込みをためらってしまうとか、そういう形で共倒れになってしまうということが十分考えられると思うんですけども、その辺のことはどういうふうにお考えか伺います。

それから、介護保険料のことなんですけれども、先ほどの答弁では保険料額については今、推計中だということでした。前回の介護保険料の改定の時には、やはり担当の課長ともよくお話しをしましたけれども、やはりたくさん上げることによって大変になるので、何とか抑えたいんだという努力のもとに、本町は近隣に比べても抑えた形の介護保険料だったと思います。今、まだ金額についてはわからないということですけども、先日、全道の調査の結果を見ましたら、今、回答している所はまだ少ないんですけども、大体こう考えているところでも結構な上がり幅になっています。近隣では35%という形の数も示されているんですけども、その辺では本町はどういう形になっていくのか。やっぱり今、生活する者にとっては消費税も上がって、それから、電気料も上がっているいろんな形でいろんな形が上がっていく中では、やはり介護保険料がまたどっと上がるとなるとすれば、ますます生活に対する厳しさがのしかかってくると思うんですね。その辺は町としては、どのように考えているのか伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。介護保険法等々は、我々には変わる前の話はいろいろしますけれども、変わって法律されたものをうちの町はしないという話にはなりませんから、それに基づいて粛々とやっていくしかないというふうに思っています。それは利用者が困ることでもありますので、私どもは反対して何もやらないというこ

とにはならないというふうに思っております。それで、要支援の1・2が今、市町村で今度はいろいろ計画を策定しながら様子を見ていかなきゃならないんですが、どちらにしても今回の改正の中で、2年間の中で、どういうメニューでどういうものがあるか、どういう方々ができるのかということも当然、しながらやらざるを得ないんですが、今、策定委員会にもお願いをしておりますので、それらの御意見も拝聴した上でうちの町としてできるものを取り入れていきたい。また、利用者の方に何とかこれを利用しながらやっていただけるものをつくっていききたいなというふうに思っております。それから、特養の待機者が39名いるそうであります。要介護1・2が17名です。それ以外が数字の多い方々であります。先ほど答弁したように、要支援1・2でも内容によっては判定をして、やっていくということでもありますから、要支援1・2が全部だめだということではないので、その内容によって入所の方法割合を決めていきたいと。それは入所判定委員会がございますので、そちらで判断されるものというふうに思っております。また、介護保険料、今それぞれ策定しているんですが、負担割合の率が変わってきておりますので、それだけでも数百円も上がるんです。現役世代の分に割合が変わりますから、それらを含めて、あと、介護保険料の利用率等々から行きます。あと、国の査定の中で係数等々が出てきますから、それらを含めて検討している最中でありますので。どこの自治体も頭を悩ませているのは、かなり負担割合が変わっていく関係で料金が上昇機運にあるということと頭を痛めているのではないかなというふうに思っていますが。どちらにしても介護保険法はあるわけでありますので、その中でいかにあるべきか。できるだけ抑えたいと思っておりますが、抑えることによって町の負担がまた増えていく、どっちがどうなのかという。そして、保険法から行くと保険法の中でやりなさいという一応定義がございますので、私どもはそれを見ながら、できるだけ負担は少なくはしたいんですが、そういう割合が変わってきていると。あるいは給付費が増えているということから行くと、やっぱり上げざるを得ないのかなと。まだ具体的な数字、私も見ていませんから何とも言えませんが、そういう状況があるということと保険料のこの次の値上げについては、ある程度あるんだろうなというふうに今認識しているところであります。どのぐらいの幅かと言いますと、まだちょっとそこまでは出てきておりませんが、今まで、できた当初は我が町が一番高い町でありました。それから努力して、努力して、真ん中ぐらいまで下げました。下げたことによって基金もなくなったりいろいろしていますから、逆に言うと、前回もうちょっと上げておいたほうがよかったのかなと思うぐらい、世間の話の聞くと、よその町を聞くと、相当上がるようでありますので、それらを含めながら少しでも負担軽減できるように努力はしていきたいと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁していただいたんですけれども、待機者が39名ということではわかりました。町長も言われたように、できるだけ要介護

1・2であっても判定委員会の中で調査して、やはり要介護1・2だから本当に軽いかとか何かそういうだけではやっぱり計れないと思うんですね。やっぱり家庭の事情とかいろんなことがあって。誰しも自分の家で本当に死ぬまで自分の家で過ごしたいと思っっていると思いませんし、家族もやっぱりそう願っている人が本当に多いと思うんですけども、なかなかそういう事情が許さないということがあるので、やはりそこは十分、申し込みされた方とか、その辺は今まで同様に丁寧に扱っていただきたいなど、それは要望します。

それから、先ほど町長が、国がこう決めたことで、それを何もやらないということにはならないとおっしゃいましたけれども、何もやなくていいということを私は申し上げているつもりは毛頭ありません。そういう中でも、町長に対して何かやり方がどうということ責めているわけでも、担当部署を責めているわけでも全くなくて、やはり今回2年間延ばされたというのは、あまりにも突然の、ボランティアに委ねるとか、そういう形を出してきたことが実現不可能なことをぼんと出してきたことに対する怒りがやっぱりたくさん集まったから、そここのところが、すぐ27年からやるという形ではなくて2年間の猶予があったと思うんですよね。ですから、そういう意味で、やっぱり町民の立場に立ってというか、介護される方とかそういうような立場に立って、国に対してもぜひ声を上げてほしいというのが私の願いです。だから、法律で決まったから、それを粛々と進めるというのは確かにどこでもやらなければだめなことだけれども、そういう中にもやっぱり現場から声を出していくことによって、その法の中でも見直されるものがあるのではないかと思います。そういう視点で、もしお考えがあれば伺っておきたいと思えます。

それから、保険料については、今まで全くわからないということで、先ほども町長が述べられていたようにやっぱりこの何年間、道内でもトップの所にいたものがそれではやっぱりだめだということで、下げる努力をして、それは本当にその努力には感謝しますし、それが実ったの金額に前回なったと思うんですよね。そういう中で道内、この近隣はちょっとあれですけど、例えば月形とか中富良野とかそういう所では一般会計から補填するとか、基金を取り崩して下げるように努力をするとかということが実際に行われているんですけども、その辺で、本町の今、介護保険の基金は今幾らあるのか。それから、もしどうしても上げざるを得ない時に、その辺のことを、一部、一般会計からの補填も考えることができるのか、それを伺います。

それから、いろんな取り組みを今考えているということでしたけれども、具体的なこともその介護計画が決まらなければわからないのかもしれないんですけども、やはり第5期の介護事業計画の中では、やっぱり誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指してということタイトルにして、さまざまなことに取り組んでいます。それは各新聞だとかニュースとかでも本町の取り組みが評価されて載っていることとかもあります。それは本当に喜ばしいことだと思うんですけども、今まで積み上げてきたものが、やはりなかなかそれを全部やっていく

ということが難しい、この2年間でいろいろメニューを組み立てるにしても、かなり難しいことになるのかなって思うんですよね。そういう時に、次に迎える第6期計画に向けて、何を一番大事にしてやっていこうと思っているのか、その辺の思いがあればぜひ伺いたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず、介護保険料の基金どうのこうのというお話もございまして、一般会計からどうなのかというお話もいただきました。現在、介護保険の基金が1,700万円です。多分、議案を見ていただいたかと思いますが、それを使う補正予算を今出しておりますので、残りが400万円程度ぐらいになるんだらうと。決算はまだ、医療給付が増えておりますので最終的にどうなるかわかりませんが、今、補正予算もそういうことで上げさせていただいておりますが、それだけ伸びてきているということで、大変な状況になっているということでもあります。それで、介護保険法の一般的な基本は保険法の中で賄いなさいということで、一般会計から繰り入れはかかるといっていただいております。そんな状況なものですから、何とか介護保険法、皆さんから集めた介護保険料で賄えるかどうか、今、一生懸命、係数を精査しているところでありますので、そのことだけ御理解いただければというふうに思っております。

それから、第6期計画の基本はどうかと。ほとんど第5期とそんなに変わるものでもございませぬ。ただ、言葉の表現を修正したり、そういう部分を行っておりますので、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることのできる町を基本理念として、これは今、6期の計画策定に取り組んでいるところであります。内容的にそんなに、まあ、言葉尻を上手に表現して皆さんにわかりやすいようにとかそういうことで表現はしている、基本の精神は同じように、みんながそうやって生き生きとして暮らせる、そういう部分が入っておりますので、それらを含めて5期から6期へ向けてどうあるべきかということで今、策定委員会のほうで議論をいただいているところでありますので、後ほど出てくるかと思いますが、そんなに大きく変わるものではないですが。あと、サービスやそのほうを今、議論をいただいておりますので、それらを踏まえて策定に向かっていきたいなというふうに思っています。

答弁漏れです。すみません。国に対しては私もそうではありますが、町村会も含めて、この法改正等々がいろいろ注文やいろいろ言わせていただいておりますし、不便なことは当然、私どもから声は出していく。これは今までどの施策も含めて変わりはありませんので、同じように不備の部分、不都合な部分については訴えていって、少しでも町民の方が楽しく暮らせるような地域になるようにしたいと思っていますので、上げるものはちゃんと声を上げていきたいと思っています。

議 長
熊木議員

答弁漏れですか。

答弁漏れではなくて、一般会計からの、それを組めないかというこ

(再々々質問) とに対してちょっと1点、意見を言いたいですけれども、いいでしょうか。

議長 この件については、熊木議員の本件に関する質問は既に3回となりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

熊木議員 (再々々質問) ありがとうございます。先ほど町長が介護保険の基金のことは、確かに本当にほかに比べても、どこでも同じように少ない基金の中でやりくりしているというのはわかりますし、今定例会でもその補正が組まれているということもわかります。それで、今までは国保もそうですし、一般会計から補填とかするとペナルティーがあったり、なるべくそういうことはするなということは国が言ってきました。だけど、今回、その介護会計については国自身が税を投入しているということで、やっぱり独立採算性が大きくもう崩れていると思うんですね。だから、そういう形で一般会計から補填しているところが多々あるんですけれども、そういう意味では、本町は新しい介護保険料を決める時にそういう視点で考えることができるのかどうか、その1点、どういふふうにお考えか伺います。

議長 町長。熊木議員の質問にお答えをいたします。保険料率がどのぐらいになるかまだちょっとわかりませんが、基本はさっき言ったように介護保険会計でやらざるを得ないということでありまして、当然、負担が多くて一般会計から持ち出すということになれば諸般の事情、どういふふうになるのか、それらも想定しなければなりませんので、まず、どのぐらいの料金になるかというのはわからない限りどうなるかわかりませんが、基本は入れないということの基本でありますので、それによる弊害もちょっと考えていかなければなりませんので、介護保険の中ではよくても、ほかのほうで害が出るようであれば、また困るものでありますので、その辺の精査もしながらどうあるべきかは今後検討していきたいと思っております。

議長 1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 2問目に移ります。南幌養護学校教職員住宅の活用についてです。本町には北海道南幌養護学校があり、教職員住宅が設置されています。近年、入居者が少なく、空き室が多くなっています。現在、平屋建ての住宅は8戸中7戸が入居されていません。また、2棟の2階建て住宅は、16戸に対して7戸が入居されていない状況です。北海道に対して、町が一部を借り受け、町民が入居できるような働きかけをできないのか伺います。本町には、そのほかに公営住宅やシルバーハウジング、子育て支援住宅がありますが、入居制限等もあり、住宅を求める町民や本町で仕事をする若年層にとっては住宅の確保は難しい現状ではないかと思っております。そこで、3点伺います。

1、北海道へ要請した経緯があるか。

2、北海道や振興局の公共建物の地方移管の実例はあるか。

3、若者定住住宅としての活用ができないか。以上3点について町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

南幌養護学校教職員住宅の活用についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、平成23年度に開催された道選出国會議員による地域課題解決のための意見聴取の機会があったことから、道の空き教員住宅を地域で利活用させてほしい旨を要望した経過があります。この時は、道の教育庁まで要望を上程いただいたものの教員の異動による教職員住宅の使用に備えるため空きはないとして、利活用には至らなかったところです。

2点目の御質問については、道教育庁施設担当にお聞きしましたところ、廃校による売却や生徒減少に伴い教員住宅が恒久的に未利用施設となる場合などは売却や賃貸などを積極的に進めており、道教育庁のホームページにも売却物件が掲載されているところです。しかし、未利用施設となるかならないかは、施設を管理する学校の考え方が優先されるとのお話でした。

3点目の御質問については、条件はあるものの道としても積極的な利活用を考えていることから、学校の考え方を第一に尊重した上で、利活用のニーズがあれば費用対効果なども十分検討させていただきたいと考えているところです。

1番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番から3番までの質問の中で、今までも要請した経緯があったということをお聞きしました。それで、私ちょっと今、答弁があったように、教育庁のホームページで売却物件のこと、ちょっと見ていませんでしたので、それはちょっとこれから帰って調べます。結構ここ長い間、住宅が全部埋まっていない状態が続いています。それで、築年数とかから言って、まだまだ十分に使える住宅だと思うんですね。だけれども、長く使われていないと周りはやっぱり管理が行き届いていなくて、草は結構生えているし、住宅と、それから、物置がある通路に至っては、かなり溝になっていて、住宅の玄関の所が斜めに傾斜になって、そういう状態にはなっているんですね。本町には公営住宅とか、先ほど言ったようにシルバーハウジングとかもありますけれども、やはりいい条件の中でそれを町で本当に借り受けるというか一部譲渡というか、何かそういう形ができるのであれば有効活用をすることはすごくいいことだと思います。場所的にも、先ほど3番目で言ったように若者定住というか、先ほどの同僚議員の質問の中にも、やはり農業青年とか、あと、Uターンしてきた方もすぐ住宅に困るところでは、やっぱりそういう活用はすごくいいのではないかと思いますので、そこは今後しっかり進めていかれるのか。答弁の中では、学校の考え方が第一だと。そこを尊重した上でということなんですけれども、実際には道のほうで養護学校の管理をしている中では、大分使われていないということがはっきり数でも示されているので、その辺は具体的には一部でも町で使っていただけるならというような答えが導き出せたのか、今後検討していくということなのか、そこをちょっと1点整理させてほしいと思います。

それから、質問には出さなかったんですけども、本町のそういう

教職員住宅の中でも南幌高校の住宅も空いていると思うんですけども、その空き室状況を説明していただきたいと思います。

南幌高校は間口が1間口になって、それと、南幌町の立地条件がやっぱり札幌圏から通勤できるということもありまして、養護学校にしても教職員住宅にしても、本町に住まないでほかから通勤するという形が多いんだと思うんですよね。ですから、そういう形で空いているということがあろうと思います。中学校の前にある子育て支援住宅、今4戸ありますけれども、それもかつては教職員住宅でした。それが本町でもやっぱり子育て支援に力を入れるということで4戸をリフォームして今、生活されていると思うんですけども、入居している方からは、やはり比較的安い家賃で広い所に住めるということでは、子育て世代にとってはすごく喜ばれていることだと思うんですよね。そういう形でそういう住宅をやっぱり増やしていく、新たに建てるよりは有効活用して増やしていくということが必要だと思うんですけども、その辺のことでどうお考えか伺います。

それから、若者定住ということでちょっと今回、質問に3番目に入れているんですけども、私も先月、政務活動で若者定住に取り組んでいる群馬県上野村という所を視察してきました。そういう中では、本当に山の中の90何パーセントが森林という所で、本町とは全く、このフラットな町の状況とは全く比べることはできないんですけども、その小さな村であってもやはり住んでいる人方が、そこで生活して、仕事もそこでしていくということの施策を20年以上も続けている村でした。それを説明してくれた課長さんは、やはり今、過疎対策ということでどこでもやっているんですけども、何にも取り組まなかったら本当に過疎になって消滅してしまうところだったかもしれないと。だけれども、やっぱりそういうことをきちっと施策に掲げてやってきたことでの成果が徐々に出ているということで、Uターン以上にIターンの方がすごく多い所なんですよね。そのIターンで村に来てくれた方の力を引き出して、やはりそこで本当に十分生活して、で、そのIターンをした人方が仕事に就ける、また、その村にずっと住んでいる方々もそこで仕事ができるという形で、村が積極的に雇用の場をつくり出しているという所だったんですよね。ですから、規模とかいろんな産業とかという形では比較はできないところであっても、やっぱりその取り組みいかんでは活性化がすごくするものだとことを学んできました。そういう視点で見ると、先ほどの同僚議員の質問ともダブりますし、そこなんですけれども、やはり本町で、先ほど町長が答弁していたように、農業青年が戻ってきているということと100人ぐらいが増えたということでは、農家戸数が減っている中では本当に力強いというか、町の産業をさらに発展させるという意味では、それはとっても素晴らしいことだと思うんですよね。それで、若者定住と、それから、Uターンとか、その農業青年だけではなくて、本町に仕事を求めてくる人方がやはりここですぐ住宅のことは、住宅はとにかく確保しているから、ぜひ移り住んでほしいとか戻ってきてほしいとか、そういう形のことを今後やっぱりPRしていく必要があるの

ではないかと思うんですけれども、そういう意味で伺います。

それから、さっき、ちょっと戻りますけれども、高校の教員住宅のところで戸数を今教えていただくんですけれども、私は高校の教職員住宅も町民の住宅として、もしできるのであれば、あそこは6区ですから町立病院に近いです。そういう意味では高齢者も、そして、一階建てというところでは生活するのにはすごくいいのではないかなと思うので、そういう活用の仕方もあるのではないかと思うので、そこを伺います。

議長 長 暫時休憩いたします。

(午後 2時31分)

(午後 2時32分)

議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

熊木議員の再質問にお答えします。高校は7戸ぐらい、多分空いているんじゃないかという。正式には数えておりませんが、外見上そういうふうに把握をしております。それで、先ほど答弁しましたように、養護学校の教員住宅については、あくまでも学校管理者の校長さんを初め、学校の方々の理解をいただかないとだめなので。ただ、いつも言われているんですが、3月、4月に教員の大幅異動があるので、その時にないという話はできないということで、ある程度、管理はされているということは、以前いろんな道の高校の関係を含めて、うちだけではない、あちこちの話を聞いて、なかなかそれが思い切りできない原因のようでありまして、この辺が非常に難しそうでありました。お願いは養護学校についてもしているんですが、そういう判断がございまして。入る方も6カ月とか8カ月という話になるとどうも、という話に。以前もありましたけれども非常に難しい。うまくマッチングしてくれればいいんですが、その辺がちょっと難しかったというような状況であります。確かに若者定住含めて住宅のニーズというのがあるのかなとは思いますが、最近の若者はやっぱりいろいろお話を聞くと、一定の整備がされていないとなかなか入られない。ですから、うちも今あるんですが入っていただけないんですが。来年度に向けてまた少し直して入れるようなスタイルをとろうと思っておりますけれども、なかなか若い人のニーズと我々が考えるニーズと若干違うようでもありますので、若者のニーズに合うように少しでもしたいなとは思っております。どちらにしても利活用、いろんな面、町の施設も含めていろんなことを使えるようにしたいなとは思っております。本当にどのぐらいがいるのかどうかというのもちょっと把握、今、できない。以前は、かなり申し込みがあって、ないのか、ないのかというお話があったんですが、最近そういう声が聞かれなくなっていますので。当然、だから先ほど言った、空いている所もあるというような状況なものですから、この辺のニーズが、本当に議員も調査していただければわかると思うんですが、いろんな多様なものがありますので、それを行政で全部賄えるかといったら非常に難しいようでもあります。ですけれども、御指摘についてはこれからも需要があれば要請活動等々をしながら、ニーズに応えられるように努力はしていきたいというふ

議 長
熊木議員
(再々質問)

うに思っています。

1番 熊木 恵子議員。

若者のニーズ、確かに教職員住宅も。我々の年代から見ると十分使えるのではないかと思うのが、なかなかこんなお風呂では、とかというので入らないというお話は聞いたことがあります。ただ、今、若者世代が、じゃあ、本当に裕福かという、なかなか厳しい労働条件とか非正規であるとかで大変な状況は生まれていると思うんですよね。そういう中で、先ほど町長も6カ月とか8カ月というのでは難しいというお話だったんですけれども、例えば、本町で農業青年、農業だけにこだわらないんですけれども、例えば農業のところに来た方が、冬の間はもう仕事がないからというのはありますが、やはり農作業のない時は除雪であるとか宅急便とか何かそういうのをしている方もいて、やっぱりそういう形でずっと住む所が確保されればやっぱり本町に住みながら、例えば、冬の間は違う所でアルバイトをしながらということは十分考えられると思うんですよね。だから、そういう意味ではやっぱりそういう住宅を確保するんだという意気込みというか、その辺は引き続き持ってほしいと思いますし、今、空いているけどもそんなに要望はないというような言い方をされたと思うんですけれども、私の所にも夏の間で、近所で農業をやっている方から、朝早く遠くから、北広島とか札幌、厚別からとか、通ってくるのにやっぱりすごく大変なので、何かそういう短期間だけでもそういうふうに住める所はないんだろうかという相談が来たので、役場のほうにそういう住宅は確保している、ぜひ役場のほうに行って聞いてほしいという話はしました。その結果、話されたかどうかはちょっとわからないんですけれども、もとは農家の空いた住宅とかをそういう形に活用したりということがあったかと思うんですけれども、なかなか今空いている住宅も少ないのと、いろんな条件で貸さないという所もありますので、やはり町でそういうものを確保するのが懸命かなと思うんですよね。それから、養護学校のことについては、異動の関係で全部をなくすことはできないということは十分わかるんですけれども、何度も通って、養護学校の住宅が、やはり平屋でずっと7戸あるというところでは、あのいい条件が1つを抜かして空いているというところでは、やっぱりあのまま置くとますます老朽化してくるので、それをやっぱり活用するために強く町長のほうからそういう意気込みというか、町としてそういうことを要請するというのを、やられていると思うんですけれども、さらにやってほしいと思うんですが、その辺ちょっと町長のお気持ちを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えしますが、先ほど申し上げたように、空いている所もありますが、来年整備して、もう少し増やそうという、そういうことでやるということなので、それがだめであればやらないんですが、そういう部分で私どもも少しでもうちでできる分、若者が住んでいただけるように、ある財産は活用しながらこれからも活用していこうというふうに思っています。あくまでも道の施設

ですから、道の施設については道にお願いしていくと。それは変わりはないです。これは、私になった当時から道教委にはいろんな形で空いている物件があるので、そういう利活用をお願いできませんかと必ずずっと言ってきたところでもあります。で、なかなか実現していないんですが、これからも議員御指摘いただいた部分を含めて、また、道教委等々にも要請はしてまいりたいなというふうに思っています。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

2時50分まで休憩をいたします。

(午後 2時40分)

(午後 2時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、一般質問を続けます。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

それでは、2問質問いたします。まず、1問目、南幌町の人口増に必要な対策は、ということで、今年度、役場内にまちづくり戦略チームが立ち上がり、町の発展、人口増対策についての会議が数回持たれたと聞いております。少子化が進み、人口減少はどここの市町村でも一番の課題であります。南幌町は平成10年に人口1万人を超えました。しかし、バブルがはじけ、その後、減少傾向に転落し、毎年100名以上の減少が続き、11月1日現在8,161名となっております。このまま手を打たなければ南幌町が平成28年度総合計画目標人口8,400人を切るのは明らかです。今回、発足したまちづくり戦略チームによるまちづくりの概要と戦略チームの発想、発案を生かした政策をどのように展開・実行に移し、町の人口減少対策、子育てのまち南幌を推進していくのか町長の考えを伺います。

議 長

町長。

町 長

人口増に必要な対策は、の御質問にお答えします。人口減少対策として、職員によるまちづくり戦略チームを5月に設置し、自由な発想による提案・アイデアが現在118本出ています。今後、これらの中から、あるいはこれらに付加価値を付けて、3月議会での同僚議員の御質問にもお答えしましたように、施策・事業の必要性、町民にとっての公平性・平等性、本町としての公益性などを検証し、関係課との協議調整を行い、各課長並びに私の思いを含めて戦略のシナリオづくりに入っております。その後、全職員また議員の皆様への説明並びに町民から御意見をいただいた上で、最終的な施策・事業として年次計画にまとめ、必要な予算措置をし、実行していく考えであります。なお、施策・事業の年度ごとの実施の際には、その時の国・道の施策動向、新たな事業の必要性などを勘案してまいります。

議 長

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

(再質問)

再質問いたします。私は今回のまちづくり戦略チームの発足に期待しております。若い人たちの発想、そして、町を思う心で、よりよい原案が出てくると、このように思います。あとは、理事者の決断が政策としてどのように打ち出せるか、それが成功を握る鍵だと、このように思っています。私は、この事態をどのように打開するか考えてみ

ました。1つには、我が町としてまちづくりに対する人口の設定目標が必要だと思えます。1万人にするか8,000人にするか、その設定目標に対しての政策が必要だと、このように考えております。2つ目には、子育てのまち南幌、これを前面に出して人口誘致することを提案したいと思えます。このことについては、過去に人口が爆発的に増えた時に若い子育て世代がたくさん南幌町に家を建て、住んでくれた実績があります。札幌圏で通勤圏である南幌町は、政策と施策によっては、また若い子育て世代が南幌町に来てくれると信じております。南幌町は、学校教育、社会教育が充実しています。そして、田園文化都市南幌というキャッチフレーズ。学校では、いじめの少ない伸び伸びと育てられる環境、そして、部活の充実等があります。社会教育関係では、数々の少年団活動が活発に行われ、結果を出しております。このことを前面に出すとともに、いろいろな誘致政策によって、ほかの町より有利な誘致ができると、このように思っております。若い子育て世代を誘致するには、いろいろな子育てをしやすくなるような環境。お金はかかるとは思いますがけれども、少しお金を使った中での誘致政策、これは他の町に先駆けてやるべきだと、このように考えております。さらに、前回、たくさんの若い世代が入ってきたんですけども、住宅の償還ですね、これが非常に当初8万、9万だったのが、ある年数を経つとステップ償還というんですか、それで、とうとう払えなくて南幌から去った方々がたくさんいると聞いております。今は住宅団地、700戸残っているんですが、これは道としても非常にこの住宅団地の供給公社の経営は非常に難しい、道としてもかなり重荷になっていると思っております。そんな中で、交渉した中で宅地の価格の低減、そして、安い宅地の提言ができればハウスメーカー等を連れてきた中での安い分譲価格が設定できるのではないかと、このように考えます。アパートと同じような6~7万円の償還でやれば、また若い世代が爆発的に増えるようなことになるのではないかと、このように考えると、ころであります。そのような分譲の仕方ができないか検討課題としてひとつよろしくお願ひしたいと思えます。南幌町にあるいろいろな施設、スポーツセンター、改善センター、あいくる、いろいろありますけれども、今度、生涯学習センター、また、再来年にはプールということで、人口が1万人になっても新たな投資をする必要はないと、このように考えております。子どもがいて、若い人たちがいて、そして、老人がいてという、このバランスのとれたまちづくりにするためには、ぜひもう一度若い子育て世代の誘致が必要でないかと考えますが、町長、この点についての御答弁をお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

川幡議員の再質問にお答えをさせていただきます。それぞれ我が町でいろいろやっている部分、何とか若い世代に来ていただくのが一番いいわけで、今、住宅団地、北海道と住宅供給公社と南幌町が三者でどうあるべきかということいろいろ提案をしたり話を聞いたり、将来にわたってどうあるべきかということの議論をさせていただいております。以前から数戸でありますけど、子育て世帯には割り引いたり

とか、単発的に少しずつはやっているんですが、なかなか成果も上がっていない分野であります。あわせて、今、先ほどの同僚議員にもお話ししましたけども、子育て世帯を対象に我が町に来ていただく体験ツアー的なものも毎年、数十組、夫婦子どもで来ていただいて、我が町を知っていただいて、将来、我が町にできれば住んでいただきたいという思いで毎年実施して、今年もかなりの方に来ていただいたんですが、そういう取り組みをしながら何とかやりたいものというふうに思っております。そこで、川幡議員からも指摘ありましたように、これまでは、どうしてもローンの返済の問題で手放す家庭が非常に多かったと。それを本当に何とかできなかったのかという思いも一つありますけれども、そんなことにならないようにやっぱり価格設定を含めて、これは道との、公社との話し合いになりますけれども、何とかその辺がしばらく足を踏み込んで、売っていく時に若い世代に入っていただける、やっぱりそういう思いの施策も大事なことでないかなと。町としてもある程度その辺も踏み込んでできる、それが道あるいは道の住宅公社がのんでいただけるかどうかは別として、町としてもやはり手を、黙って見ているわけにはいきませんので、何とかそれらも含めて三者でうまく話し合いができて、少しでも人口増になるようにしていきたいものというふうに思っています。子育てのまち南幌、これは教育委員会、私どもも挙げて過去からずっと今もやっている姿勢は今後も変わらない。ですから、元気な子どもたちがたくさん育っているという思いであります。もう1つは、将来的には、うちの町で育った子どもたちがいかに、このうちの町からまた通ったり住んでいただいたり、いろんなことができる方法はないのかどうか、そのことも含めて、せっかくな大学を出て、本州へ全部抜かれてしまう、それも何か私にとっては、しゃくにさわる部分であります。ですから、その子どもたちがうちの町に残れる方法って、そうしたら何かあるべきかと。そんなことも含めながら、今ちょっと考えて。まあ、戦略チームの意見と合うか合わないかちょっとわかりませんが、それらを含めながら一緒に新たな展開をしていきたい。当然、人口設定は来年の中ぐらいには始めないといけないと思っておりますが、次期の総合計画の策定に向けて当然考えていかなければなりませんので、現況を踏まえながらどうあるべきかということで、また皆さん方の御意見もいただきながら人口設定もし、まちづくりのやはり指針になりますから、きちっと出していきたいなど、そんなふうに思っているところでもあります。どちらしても議員からも言われたように条件のいい町でありますので、そこの財産をうまく活用できる手法をとりながら若者に定住していただけるように仕向けていきたい、それが今後の課題であるというふうに認識し、努力をしてまいりたいと思っております。

議 長
川幡議員
(再々質問)

8番 川幡 宗宏議員。

再々質問いたしたいと思っております。数日前にテレビの報道番組において、多種多様な子育て支援策によって出生率が飛躍したり、また、新しい若い世代がたくさん入ってきたという村のことが報道されていきました。現在、日本の出生率は大体1.3人台であります。そんな中で、

その村は1.8人台になったと。そういうことで結果を出したと。どういふことをやったといふことにつきましては、その町の近くに大きな市があつて、そこに通勤している、通勤圏ですね、大きな町の。その中で特色ある政策ですか、要するに誘導策なんです。例えば、子育て支援住宅をきちんとした新しいものを建てて、家賃が3万円。そして、高校までの医療費無料。子どもが産まれたら出産祝い金20万を出すとか。また、学校入学時には御祝の品を2~3万程度ですか、そういうものを出すだとか。多くの、ちょっとお金がかかるんですけど誘導策、これをやっております。人口減少問題は、どの町も非常に苦慮している問題ですが、その誘導策によって札幌圏やら南幌町が、ちょっとお金はかかるんですが、誘導策によってはある程度人口が増える要素になってくると。そこを起爆剤にして増やしていく、そういうことが考えられないものかどうか。人口減少対策は、国の根幹にかかわる問題ですので、本当は国がやらなきゃならない問題だと思いますけれども、このことにつきましては、今、そんなことを言っているかもしれませんがありませんので、我が町の人口減少対策にこのような誘導策がとれないものなのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。我が町もこれまで財政が逼迫しているということで、自立緊急実行プランを実施し、町民の皆さんにも負担をいただいて、あるいはサービスの低下もさせて、いろんな負担もかけてきました。ようやくそれが少しずつ解消をされてきておりますので、それらを含めて、私は、どういう形がいいかはちょっとまた別にして、誘導策は当然考えていかなければならないなというふうに思っています。それで、地理的条件の問題も出されましたので、それらを含めて、私どもも誘導策として、お金をかけるところにはかけていける、ようやく少し入ってきたかなと思っておりますので、かけるつもりで方向を考えていきたいというふうに考えているところです。どこの町もそれぞれやっているところでもありますけれども、我が町も黙って見ているわけにはいきませんし、当然、680余りの宅地が残っているわけでもありますから、それも我が町としては財産であります。ですので、それを生かせる施策として投資もしていかなければだめだというふうに認識をしておりますので。今、国のほうでは地方創生という意味で、地方の政策によってはお金も出していける、そんな話もいただいておりますので、それらとリンクしながら、そして、まちづくり戦略チームを含めて、うちの町にとっていい投資の仕方を考えてまいりたいなど、そんなふうに考えておりますので、また、いいアイデアがありましたら助言いただければありがたいなと思っています。

議長
川幡議員

8番 川幡 宗宏議員。

再々質問、今、町長から子育て世代の誘致、誘導策も必要で、この政策は地方創生にも乗っかるのではないかという話がありました。私もその質問をやろうかと思ったんですけど今出ましたので、これはぜひ利用した中で、この子育て世代の誘致というのが実現なるよう頑張

っていただきたい。私たちも一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 問目に移りたいと思います。道央新道と本町遊水地活用計画は、ということで、道央新道の整備計画も具体的になり、中樹林道路部分の南6線から南15線までの買収もかなり進んで、一部は工事に入っている現状です。苫小牧港から千歳を経由して石狩湾新港までの大きな港を結ぶ物流の大動脈としての大きな役割を果たすと考えます。南幌町として、この道路をどのように活用して知名度高揚、企業誘致にどう生かすかが我が町の発展にかかわる重大な問題だと思えます。

もう1点、遊水地事業は工事が順調に行われ、数年後には完成が予想されます。この遊水地を温泉、親水公園とともに南幌町の目玉として整備し、大規模な人口を抱える札幌市、江別市の人たちを南幌町に集客できる可能性が大きいと考えます。そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

1、道央新道計画に関し、農産物直売所を併設した道の駅をつくる計画をしているかどうか。

2 番目、道央新道は物流道路の役目が大きいと考えます。我が町の工業団地の企業誘致にどのように生かすか。

3 番目、遊水地が整備された時、観光資源としての南幌温泉、親水公園を含めた一体性のある総合的な計画を考えているか。

この3点について伺いたいと思います。

町長。

道央新道と本町遊水地活用計画は、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、農産物直売所を併設した道の駅をつくる計画をしているかとの御質問ですが、現段階では、その計画はありませんが、農産物直売所については、将来的な交通量の見込みや長沼・南幌道路の進捗状況を見ながら判断していきます。

2点目の御質問については、昨年度、訪問企業の対象を物流部門に絞り、関東方面・愛知県に10社、道内8社に訪問しています。その際には、道央圏連絡道路のインターチェンジから約4キロメートルという好条件をアピールし、また、本年度作成したパンフレットにも、石狩・苫小牧・新千歳空港との距離感を出すイメージで掲載しており、今後もその地理的優位性を誘致活動に生かしていきます。

3点目の御質問については、遊水地の利活用は、遊水地利活用計画検討委員会の基本方針に基づき、国、町及び町内各団体と協議を行っているところです。利活用に必要な整備については、国から占用許可を受け、町が整備を行い、また、維持管理も町が行わなければならないことから、現在のところ、利活用の形態として採草地、自然再生、散策路、乗馬コースなどを検討しています。また、掘り込みを行わない多目的ゾーンの利用については、南幌温泉と遊水地との連携に関して協議を行ってききましたが、現時点では難しいとの回答をいただいています。今後におきましても遊水地と他施設が一体となり集客できる利活用方法について協議を行ってまいりたいと考えています。

8番 川幡 宗宏議員。

議 長
町 長

議 長

川幡議員
(再質問)

再質問いたします。道央新道は、物流道路とともに道東への近道として、札幌市でいえば北区、西区、東区ですか、それと江別の住民が道東へ行く時の近道になる可能性もあります。それとともに12号線を走ったり、そういう観光バスの千歳空港へのルートにもなると、そのように考えられます。そんな中で、物流道路であるんですが、ほかに一般の車、また、バスなどがたくさん通ることも予想されるのではないかと思います。この人たちをどうやって南幌に立ち寄らせるか。この南幌町の立ち位置だとか知名度高揚にぜひ役立てるべきだと、このように考えております。そのためには、江別市、長沼町より南幌町に立ち寄ってもらうような道の駅をつくり、農産物の直売所を初め、軽食や食堂、パン屋さん、お菓子屋さんなどを併設した建物が必要と考えますが、先ほど、道の駅については今のところ計画はないという答弁でしたけれども、農産物直売所については何か考えていると。我が町より人口がはるかに少ない市町村でも農産物直売所を併設した道の駅はたくさんございます。そんな中でまちおこし、知名度高揚をやっている所はたくさんございます。ぜひその辺を考えて、まあ、JAとの共催になると思うんですけども、ぜひ道の駅をつくって、充実した農産物直売所を併設した道の駅ができることを望みたいと思いますが、町長のいま一度の考えをお伺いしたいと思います。

それから、工業団地の誘致、この物流基地ということで答えをしておりました。そのことで企業誘致も行ったと。18社ほど行ったみたいでございます。その中で行った人のその企業の感触というんですか、物流基地としての。感触はどうだったのか。可能性があるのか。その辺はどうだったのか、その辺もお聞きしてみたいと思います。苫小牧港と石狩の真ん中、札幌市に近いということで、物流基地としては非常にいい立地条件だと思います。おまけに基礎工事もそれほど大きな金がかからないような体制で、そういう工業が誘致できるのではないかと、このように考えておりますので、その辺の感触をちょっとお聞きしたいと思います。

遊水地計画についても再質問させていただきます。現在、晩翠遊水地の効果的な利活用方法を策定することを目的とした検討委員会が設置され、利活用計画検討の基本的な考え等を踏まえた4つの答申がなされたと聞いております。答申の内容を踏まえた遊水地の具体的な計画の策定がいつになるのかお聞きしたいと思います。私は、多額の整備がかからない計画で、札幌市の人たちが気楽に来られるような施設整備をして、集客できる方法を考えるべきだと思います。私なりの考え方なんですけども、一端を発表したいと思います。1つでも取り入れただければ幸いだと思います。1つには遊水地一周のサイクリングコース、1つには水たまりを利用した自然と触れ合えるような子ども広場の整備、1つには渡り鳥の休憩地になるような水場の増設、1つには桜、イチョウなどの植栽による並木の整備とした散策路の整備など、多種多様な計画ができると思います。それで、南幌温泉、親水公園と一体化した観光資源の活用を図り、南幌町の知名度高揚、南幌町活性化に役立つものではないかと考えますが、町長の再度の答弁

議 長
町 長
(再答弁)

をお願いいたしたいと思います。

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。道の駅を併設した直売所については、いろいろ検討はさせていただいておりますが、とりあえず直売所を何とか農協の集荷センターの付近につくれないかというふうに考えていたところではありますが、まだ、長沼・南幌道路の設計が終わらないものですから、用地がどういうふうになるかが非常にわからない状況であります。それらを全部見ながら、物流として、ここがどうだろうと。両側につくるというのは、なかなか難しいかなというふうに思っておりますから、とりあえず野菜出荷センターのほうに何とかできないものかなというふうに私は思いを描いているんですが、まだまだ設計図がちょっと変更もあったりして出てきておりませんので、それを見ながら、町としてできる部分、農協さんとも御相談させていただきながら、まずは直売所を何とかしたいなど。それには、また農家の方にもお願いしなければなりません、うちは季節的には十分あるんですが、年間通してというのは長沼と比べますと、私も道の駅にちょっと行ってきたんですが、ちょっとその辺が、品がそろわないと。それが非常にあるものです。それと、長沼の道の駅も見て、ほかの道の駅も見てきているんですが、かなりの駐車場スペースが必要だということでもありますから、それらを含めて、どういう形態で、どうできるのか検討してまいりたい。そのためには長沼・南幌道路の早く設計図ができた時点でいろいろ検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、道路ができることによって企業誘致が進むだろうということで、まずは物流で。以前からも物流の関係でいろいろ会社に来ていただいて、道央圏連絡道路がいつごろできるんだというお話も何社か以前からもあったものですから、物流は関心があるんだなということで、たまたまその物流に絞って訪問をさせていただいているところではありますが、なかなか企業が北海道に進出して、どう、ということにはまだまだなっていないというのは、国の政策がある程度固まらないと、落ちつきがないと、企業がなかなか出てこれないというような状況もあり、まあ、いろんな所で、それで黙って見ているわけにはいきませんので、私どもは繰り返し訪問なり連絡をとりながら、まず来て、現地も見ていただくというのが大事だと思いますので、それに向けて今一生懸命、企業誘致活動をさせていただいているところでございます。

それから、遊水地の利活用についてですが、いろんな議論もございました。この間から報道でもあったように、長沼町でタンチョウヅルを呼ぶ会をやるというお話もあり、うちにも来ていただきました。うちの遊水地は、流れる程度の遊水地を計画していただいております。底水が流れる程度であります。長沼のは湿地帯が残るんです。水辺が残るんです。それで、そんなこともあって、タンチョウで、兵庫県の町でコウノトリでまちおこしたように、タンチョウヅルでまちおこしをできないかということも私も考えたんですが、コウノトリもそう

だったんですが、コウノトリだけ来るならいいんですよ。我が町もタンチョウだけ来るんならいいんですが、その自然保護団体に、タンチョウだけ整理していただけるなら私は大いに歓迎したいし、ただ、いろんなガン類が来るものですから、それには農家の方の理解をいただかなければならないという話をしていたら、その人たちが、水がたまっていなかったらまた鳥は来ないんだということでございましたから、うちの町は、遊水地は水たまりが、まあ、でこぼこでたまるのはあるかと思いますが、何ヘクターも水で常時つかっているというような状況ではないと聞いているものですから、なかなかそれも難しいのかなという思いであります。それで、遊水地の利活用の関係で川幡議員からも提案はあった部分で感動する部分もありますし、私も少なくとも隣の江別市とうちの遊水地を結んだサイクリングロードなのかジョギングロードなのか、それらを含めて、散策も含めて利活用できないかということもちょっと考えながら。何せ構造物はだめなのでありまして、そんな意味から行きますと自然を楽しんでもらうシステムに何とか行かないかなと、そんな思いで。長沼町さんも、それが、まあ、一部タンチョウヅルを呼ぼうという会の人たちが変わったと思います。それ以外は酪農家があるので採草地という話は聞いておりますが、そんな程度かなという。原型は壊せられない、そんな意味もありますので、何とか温泉と今ちょっと話が途切れた部分もありますけれども、そういう利活用の仕方もまたあるのではないかなというふうに。だから、2つの遊水地を結べば、かなりのそういうちょっとしたハイキングコースなのかサイクリングロードなのか、そんなこともできるのかなと。当初は6カ所を巡る、そういうマラソンコースになるのか、ハイキングコースになるのか、サイクリングロードも考えていたんですが、国道を渡ることによって非常に難しさが、またあるようでありまして。まずは、江別と南幌でそういうことができないかを率先して、ちょっと計画を立てて、隣の市と協議してまいりたいなど、そんなことを思っているところでもあります。どちらにしても利活用が私どものまちづくりにも大きく影響があると思っておりますので、いろんな角度からまた検討してまいりたいなど、そんなふうに思っております。

議 長
川幡議員
(再々質問)

8番 川幡 宗宏議員。

道の駅のことと企業誘致の関係、物流の道の関係については、継続してやっていただけるということで、道の駅をぜひ併設した中での計画をお願いしたいと思います。

3番目の遊水地関係ですが、これは非常にそんなにお金をかけないで人を呼べるような考え方があったら、そのようなものができるんじゃないかと。今、自然と触れ合うことについては町の方々は非常にそのようなことを求めている、子どもたちと一緒にキャンプだとか、そういう水辺で遊べる自然の場所だとかというものを求めていると思うんですよ。南幌町には、非常に180万という後背人口が、札幌市を抱えております。その中で親水公園、遊水地を立体化した整備をすることによって、お互いの相乗効果で人がたくさん呼べる。南幌町の知名度高揚に抜群になるような可能性も多々あると思います。非常に

あると思うので、ぜひ良い計画で、相乗効果が上がる、集客できるような計画が。今度、戦略チームもできましたので、そこを中心にして若い人の発想も取り入れた中で、ぜひそのような計画をしていただきたいと、このように思っております。町長、何か答弁がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答ひします。私も遊水地、せつかく国がつくっていただいて、まあ、安全対策の遊水地でありますけれども、普段は利活用して、その町の発展につなげるべきだと思ひていますので、今いろんな人からの御意見もいただいておりますので、それを踏まえて、ここを活用した中、そして、うちにある施設を含めて、札幌の方に利用いただけるように工夫をしてまいりたいなど、そんなふうに思ひています。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

佐藤(正)議員

次に2番 佐藤 正一議員。

本町農業のあり方はこのままでよいのかについて町長にお伺ひいたします。本町の農家戸数は現在、約180戸と減少の一途をたどっています。主に経営者の高齢化により離農される方が多いと思われませんが、一方で農家経営面積は平均30ヘクタールになろうとする、さらにそれ以上を目指して農地を求める状況にあり、頼もしさも感じます。しかし、農家にとってショックなことは米価の下落です。米を取り巻く状況は、ますます厳しさを増す中において、今後の米づくりを思案している農家もあるようです。日本の農業といえば米づくりでした。本町もそのための基盤整備に力を注ぎ、現在では全国一の圃場が整い、さらに機械化も進められて理想的な農業経営の形になった段階であります。ところが、国民の食の多様化による米離れとなり消費が低迷し、減反を余議なくされてきました。思うようにならない現実の難しさを感じる次第であります。しかし、ピンチはチャンスでもあります。発想の転換により、これまでのようにつくれば買ってもらえるという考え方から、買ってもらえるものをつくる方向へ考え方を変えることだと思ひます。消費者ニーズを捉えて、地産地消はもちろんのことありますが、大消費地である東京周辺への売り込みを考えてはどうでしょうか。例えば、学校給食米として子どもたちにおいしい「ゆめぴりか」を食べてもらう道を探ってはどうかでしょうか。また、本町の自然環境のよい条件を生かして、より農薬を減らして食の安全をアピールするなど、付加価値として環境への配慮も効果のある売り込み方かと思ひます。本町には志を持って大規模経営を目指す農家もいますが、また一方においては、おいしい米づくりを目指して意欲の持てる農家を育てることも選択肢として考えてあげる必要があるのではないかと思ひます。そこで本町の農業はこのままでよいのか、また、今後の農業のあり方についても考えを伺ひたいと思ひます。

議 長
町 長

町長。

本町農業のあり方はこのままでよいのかの御質問にお答ひいたします。現在の本町の農家戸数は185戸、うち認定農業者は152経営

体で、平均経営面積は28.7ヘクタールとなっており規模拡大が進んでいます。議員御承知のとおり、国では様々な農業政策が見直しされ、米政策においても例外ではなく、今後は行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むよう大きく見直しを示されたことから、今後も国の状況を注視し、生産者の意向も踏まえ、生産者団体、関係機関等とも連携し対応していく必要があると考えています。

また、本町における平成26年産の水稻については、他の地域と同様に青死米の発生が多く、製品歩留まりが低下したことに加え、米価も下落したことから今後への影響を心配しているところです。

次に、議員の御提案であります、大消費地である東京への売り込みを考えてはどうかについてですが、米を含む農産物の販売につきましては、農協を主体に組合員の理解のもと進められていると認識しています。ホクレン系統の米の販売では、約7割が道外販売で、そのうち約8割を東京、大阪で占めており、JAなんぼろの自主流通米についても、約7割が東京方面へ流通している実態から行政自ら販売戦略を取り進めることは難しいと考えています。

いずれにしても、本町の農業は様々な規模で営まれ、農業従事者の高齢化や規模拡大が進んでいく状況の中、引き続き、国の補助制度を活用することで、農家負担の軽減を図り経営の安定化と生産基盤の強化に努めてまいります。

2番 佐藤 正一議員。

私の質問としたところは、聞きたかったところは、質問の後段であります。おいしい米づくりの農家もそういう思いの人もいないかというところが聞きたかったんですけども。まあ、町の農業の方向は御承知のように、私も承知しておりますが大型経営化で、法人化、大型化されてしっかりやっておられることは承知しているんですけども。これまでもそういう状況の中で私は一貫して地産地消ですとか、環境に配慮した農業ですとか、食育、食の安全を通して、これまでもずっと質問をしてきたつもりであります。そんな中で、うちの農業はわかっていました、答弁はいつもうちの農業の考え方と議員の考え方が違うということで、常にそれで終わっておりますけども、そんな中、これでいいんだろうかというのを議会に入ってからずっとその思いで今日まで、今日の農業に対して一方的な方向だけでいいのんだろうかということをおいつつ来ました。その結果がどうなったかということでは、農業生産者の基盤としてはしっかりとしたもの確立されたと思います。先端を行っている法人化も進められました。が、しかし、農村地帯は停滞していきました。徐々に生産者が減っていきます。同時に地域づくり、あわせてまちづくりにも影響している状況ではないかと思えます。若者は確かに戻ってきました。しかし、元気がないと私は見ます。与えられた条件の中で農業をやる。まあ、それはそれで親から継いだ土地を継承していく、拡大していくという夢や希望は

議 長
佐藤(正)議員
(再質問)

持っているかと思いますが、一方において、その選択肢だけでいいんだろうか、やはり若い人たちにはもっと幅広いいろんな選択肢を提示してあげて、その中で自分たちがどうするのかということも考えさせる機会があってもよかったのではないかと思います。それは、なされてきませんでした。その中でも私も何回か質問に立って言わせていただいた時に、徐々に町としても地産地消の取り組みですとか朝市ですとかアグリビジネス、札幌へ出て販売も取り組まれております。そんなことでありますけども、先ほどの道の駅の話もありましたけども、きっと町長も聞いてもいい考えはあるかと思いますが、生産者がいかんせんやっぱりそれに応えるだけの答えで行っていない部分もあるのではないかと思います。私も朝市やいろいろな物を売って、農産物をつくる生産者がせっかくいい条件にいるけども増えていかない、ここがやっぱり大きな南幌町の欠点というんでしょうけども、一方では、それが育っていかなかったというふうに見ております。それで、若い人たちは、やっぱりそれはそういう選択肢を与えなかったから考える機会もなかったのではないかと思います。自分の経営のことしかやっぱり考えなくなりました。どっちを選ぶかといったら、やっぱりもうかることをやる。国にゆとりがあれば補助金も当たりましたし、規模拡大に乗って利益を上げ、どっちかという機械に乗っているほうが楽でありますから、楽なほうを選ぶというふうな方向になったのではないかと思います。まあ、これは決して生産者ばかりが悪いわけではありませんけども、やっぱりさっきも申し上げたように、ほかの道の選択肢がなかったからではないかなというふうには感じております。これまでは、これでいいとしましょう。そして、これからです。いよいよTPPに進んでいくことでしょう。ますます農産物に限らず輸入品が増えていく。そして、御承知のように、先ほど来、答弁にもありましたように米価も下落していくだらう、そう予想されます。大型経営であればそれは耐えられることでしょうけども、あまりそればかりではますます、さっきもありましたように、一度、JAの青年部の方々と懇談する機会がありましたけれども、そうなったら米づくりやめると言うんです。飼料米ということになるかもしれませんし。本来、農業でありながら転作奨励金がもらえるものとかそういう方向に行かざるを得ないかもしれません。経営としては。本来、南幌町は米づくりのための基盤をしっかりと確立してきたはずで、そのためにおいしい米づくりもなってきました。そういうことを考えた時に、やはりそれだけで南幌町の農業をそういう方向にばかり追いやっていいのかな、そういう疑念があって、これでいいんだろうかということを含めて今回質問させていただきます。私の質問の答えがちょっと聞けなかったものですから、再度、町長にお伺いします。

前段が長くなりましたけども、先般、11月に同僚議員と政務活動で関東、東京へ行ってきました。東京では新宿の伊勢丹、一流デパートです。それと、有楽町のどさんこプラザ、一緒に見せていただきました。さすがに東京は今までそういう感覚でなくて、飛行機で下りたら観光気分で行っていましたが、今回は視察ですから、どういう

農産物の販売だとか売上状況だとかというのに関心を持って見ていたら、すごい東京のやっばり勢いというんでしょうか、それはすごいですね。それを見た時に、例えば、新宿の伊勢丹では米が1キロ1万円で販売されていました。それで売れているそうであります。また、どさんこプラザでは北海道品はもう需用が多くて、農産物に限らず海産物もですが、ものすごい人気だと。あそこだけでも年間9億円の売上があるんだということでありました。北海道にいれば100円、200円の中で利益をどう生むかというようなことしか私は考えていないんです。野菜をつくっても。ところが、東京に行った時には3倍なのか5倍なのか、ものすごい価格差はあります。まあ、物価高の状況も違います。北海道と東京では暮らしている人たちも違いますが、それで物が動くということなんですよ。求める人がいるということです。確かに人口は3,000万、全国の4分の1が東京周辺にいるということになります。それだけ消費者がいるということなんですよ。そこに視察に行った時に私が感じたのは、ここで黙っている手はないよな、やはりそれぞれデパートで売っているものは、それぞれ自分のメッセージを付けて、それはこだわりというか、そういうリスクを自分たちもやっばり何かやらなきゃなりませんよ。ただ、つくればいいってもんじゃないんですから。それなりの商品として出していく。それで売れて、消費者が付く。誰々さんの物を買っていくんだということです。それは嬉しいじゃないですか、農家にしてみれば。やっばりそういう道が北海道だけにいたのではわからないと思うんですよ。そんなことを私は感じて、それじゃ、どうしたらいいかと思った時に、これも小さなことかもしれませんが。一つの例えですよ。学校給食米として入るのはどうだろうかということでもちょっと考えてみたんです。そんな簡単なことではありません。個人が学校に行って、買ってくれということにはなりません。それはシステムがありますから。しかし、東京はどうでしょう。これから輸入農産物がどんどん増えてくると、物はあふれるかもしれませんが、どこの物が入ってくるかわからないという状況ではないでしょうか。やっばり東京のお母さん方も懸命であります。自分たちの食べるものは、わかる所から取りたい、食べさせてやりたい。多分、今の子どもたちには安全な物を食べさせたい。多くなればなるほどそう思うのが普通ではないでしょうか。だとしたら、やっばりこれはチャンスでないのかということでもあります。簡単に入ってはいけません。それは相手から求められなきゃならないということです。そのためにはどういう作り方をしているかということも私たちもやらなきゃならない。

それを提示した時に、いや、南幌の米でもいいということになるかもしれませんが。そうしたら、その時にどうしたらこの流通に乗せられるかということを考えていかなきゃならない、いろんなハンデはあります。でも、一つの考え方としてそういうことで大東京に風穴を開けるといいますか、突破していく。そのことは、ただ学校に入るだけ、給食米、1学校に500俵とかそんな程度のことでなくて、でも、それだけのことでなくて、子どもたちとの交流ができるのではないかと

と思います、南幌と。子どもたちが食べる、産地はどこだということもわかれば、北海道の南幌という所が見てもらえるのではないかと。そこで行き来ができるかもしれません、修学旅行の。それと同時に農産物もどんどん入っていけるでしょう。そういう拡大的なことが描かれるのではないかなというふうに思うからです。

それと、もう1つは、長くなって申しわけありませんけども、やっぱり東京の人たち、震災です。一番不安に感じていると思います。東京に住んでいる人は。いつ何が起こるかわかりません。その時に、そういう地域、例えば、大田区でも杉並区でもいいんですが、そういう区域の学校と交流があれば、万が一の時に南幌町でこちらで受け入れてあげますよ、避難できますよ、非難というんですか、そういうこともできるのではないかと思うんですね。それは、ちょっと話が大きくなりますけども、そういう展開も考えて、東京都という所に売り込む。それは、南幌町の名前を売り込むということです。札幌市の隣の南幌町でなくて、南幌を通過して札幌に行くんだというような売り込みができるのではないか。それで東京に、東京に限るわけではありませんけども、そういう道を探ってはどうかということでもあります。南幌町の農業の体制にすることではありませんが、一つの町の売り込みというんでしょうか、そういうことも絡めて農産物を東京へ出すということはどうなのかということで、質問の仕方が悪いかもしれませんが、流れの中で変えてしまったことかもしれませんけども、やっぱり北海道のお米はおいしいし、北海道の農産物、かなり重要が多いということは町長も承知だと思いますが、そういうことを踏まえて、何か手を打ってはどうかということで提案をした次第であります。

それともう1点、これも質問では細かく質問すればよかったんですけども、流れの中で書かせていただきましたけども、南幌米を評価していただくのは、やっぱり一つには農薬を減らすということを書いています。農薬を減らしてはどうだろうということ。やっぱり食の安全からです。現在、南幌町では、農薬の使用では道の成分量では、道の基準では22成分ということなんです。農薬の中に入っている。それを22成分使ってもいいよということ。それより少なければ減農薬ということになるんでしょうね。南幌のピュアライスにつきましては、その成分が9だということですね。かなり道の基準から見たら下がっています。それはいいと思います。そうやってつくれるということです。ですから、全体にどれぐらいの農薬が使われているか私は把握はしていませんが、極力減らすという方向で進んでいてもらいたいと思うんです。大型経営かもしれませんが、そういうことで米づくりをする。ぜひ学校給食米としての東京に進出する件、そんなお答えをいただきたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ北海道の今、農産物、まあ、一次産品、水産物も含めて、東京、大阪、名古屋では相当人気が高い商品になっているというのが実情であります。特に乳製品を含めて東京都の若い方はそちらに、北海道の面に行っていると。

本当にチャンスだろうというふうに思っています。その中で、どさんこプラザも見ていただいたということで、私も上京したら必ず寄ることになっているんですが、我が町の名前が入った時、誰が買っていく、どういう世帯の人が買っていくかというのを見ながら、なるほどなというふうに。やっぱり私も近所のスーパー等も眺めますけれども、東京の方々は、かなり目が肥えているなというふうに感じているところでもあります。そこで、我が町はどうしているのかというと、農協さん含めて団体等とも協議をしながら、特に振興対策も含めて、町もお金を出して、いろんな対策を打って、今、ピュアライス本当に減農薬ということで非常に評判もいいというようなことで、ほとんど東京のほうで消費をしていただいているということでもあります。そんなことも含めて、これはお米だけじゃなくて、うちは低農薬、GAPという認証マークを取った作物、かなりあります。ですから、札幌の給食の食材にも使っていただいていると。そういう取り組みをしながら、ようやく認知されてきたということでもあります。それは先人たちが、これまで取り組んできた農業に対する我が町の農業に対する政策が今、生きてきているというふうに思っております。今後もその方針は変えられないと、私はそんなふうに思っております。若者が今、戻ってきた原因の1つ、これは分析していただければわかると思いますが、我が町の農業、ここ8年ぐらい、非常にいい状況であります。やはり今の若者は計算が高いです。もうからなければやらないんです。もうかるためにどうするかという、そんな青年部のお話も聞いたかと思いますが、それ以外の若い人たちも含めて、私が農家を継いだころと全然感覚が違います。まず計算が、もうからなきゃだめだと。そういう発想が非常に高いですね。たまたまうちの農家ほとんどが今、もうかっている農家になっていますが、それは経営規模拡大、あるいはいろんな作物をつかって自分の経営を大事に守ってきた、そんな思いもあって非常にありがたいなど。ですから、その若者がせっかく継いだ農業、一生やっていただく。そして、次の世代に引き継いでいただく。そんな政策は当然やっていかなければならないし、その中に今佐藤議員から言われた低農薬、低肥料と言うんですか、そんなことは当然これからもやっていくべきだと思いますし、いろんな先人の苦勞をかけてつくった農家の方々がまた頑張っておりますので。ただ、僕は東京に行っても残念に思うんですが、ピュアホワイトをちょっと例に出してみますが、農家の方が100なんぼで出しているんですが、向こうに行ったら300何ぼが安いんですよ。高い時は500円なんですよ。でも、生産者の手取りは同じなんですよ。だから、そういう流通に乗っかっちゃうというのが本当にいいのかどうか。いろんなことがあって、できれば私はやっぱり地産地消、町内の方に一番先に食べてもらって、余ったものは札幌、それで余れば東京というのが一番の願いですが、流通というのはそんな簡単なものではありません。ですから、東京の子どもたちには本来は食べていただきたいですが、なかなかその部分、ハードルが高い面がございます。今は、そういう意味で、どさんこプラザも含めて、産地の表示が大分出てきましたの

で、若いお母さんたちはそれを見て買っていただいておりますので、それが地道につながってくるものと思っています。それともう1つは、今年からふるさと納税寄附金を始めました。そのお礼として農産物を使わせていただく。私は、農業の町なんぼろですから返すものは農業で、できるだけ農業に関連あるものを返したいということで、ピュアホワイト、お米を中心に、まずそれを知ってもらう。そして、食べてもらって評価をしていただくと。それが大事だと。南幌といたらどこにあるの、札幌の近くですと言ったら、ああ、みなみほろと書くものねと。いや、南じゃないんですけども、そういう感覚です。これは札幌に行ってもかなり。でも最近ようやく南幌ということが、この春ぐらいからわかっていただけるように大分。それは、多くの農家の皆さんの努力もあってということだろうと思います。ですから、その行動も多くの農家の方がいろんな活動をしなが、そうやって気づいたものをやはり若い人たちにも伝えて、それが今あるんだと。自分たちが急になったから、それになっているわけではないので。その道その道の農業のやり方がありますので。それは農協さんとこれからも農業振興対策を一緒になってやりながら農家を育てていければと。そして、我が町で農家ができて、生計が立って楽しい農業になれば、それは若い者も当然出てきます。この間、来たお嫁さんにもいろんな話をさせていただきましたけれども、楽しい農業、酪農というのは私の思いですと。あなたの旦那さんが上手に農家をやれば、4カ月毎年、有給休暇をとれる職業ですよと。そういうお話をさせていただきながら。そのためには、ちゃんとした作物でもうかる農業をやっていただく。その基盤整備等々、いろんなことは、町、農協でできる限り協力しながら援助をしていくと。そういうつくりをこれからも継続してやることによって、若い後継者が私は育ってくるものというふうに感じておりますので。提案いただいた学校給食はちょっといろいろとハードルがあって、私も調べてみたんですが、非常に難しさがありますけども、まず、そうやっていいものをよそに売るということは大事だと思っておりますので、機会があればいろんな形で広めていきたいなど、そんなふうに思っております。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

細かいことについて通告でなくて申しわけないから、具体的なお答えはないんですけども、町長から、ふるさと納税でお米、農産品を返して好評だということではありますが、それだって、南幌町の米ということ指定して納税されるんだと思います。そういう時代に入ってきたということですよ。食べる人が、誰でもいいということではなくなったという、選択していく、自分で食べたいものは食べていくというふうになってきている。だんだんこうふうになっていくのではないかと思います。これは、ものがあふればあふれるほど。そういうことを考えた時に自分たちのことばかり、自分がもうかることばかり、そりゃあ、もうけが一番で、もうかるから若い人たちが帰ってくる、それはそのとおりだと思います。もうけがないならなぜやるんだということになるかもしれませんが。しかし、お金ばかりのことでは、寂しい、

何と言うんでしょう、人生と言ったら大げさかもしれませんが。もっとやっぱりこの世に出てきたからには、それぞれ役割があるわけでありますから、お金一辺倒でなくて、広い選択肢、もっと世間を広く見てくる、情勢がどうなっているか、そういうことも知らしめて、派遣したり、若い人たちに。そして、そういう意見を与えてあげて、考え方というのも少し変えてあげるようにしたらどうかなという思いで、それもあわせて、これでいいのかな、常にこれでいいのかなという考えで自分は思っているものですから質問しているんですね。結局は、自分だけがよければいいというのが現状の、まあ、南幌に限らないかもしれませんが。まちづくりをやるにしたって何をやるにしたって、なかなか協調していく、みんなが力を合わせてやっていくということに協力してもらえない状況ではないかと思えます。いろんな政策、議会でも議会報告懇談会、先般やりましたけども、なかなか呼びかけても足を運んでももらえない状況であります。先ほど来、防災の訓練の話もありましたけども、なかなかわかっていても理解、協力してもらえないという状況ではないかと思えます。やっぱり人づくり、まちづくりというんですか、最後はまちづくりになると思う。そういうふうにつながっていかなければ、本当にいい町になっていかないんじゃないでしょうか。そういうことを自分たちのいる、住んでいる人たちがやっていかないと、よそから入ってこいとか企業に来てくれとか、なかなかそうならないんじゃないかと思うんです。まず住んでいる人たちが、いい町だ、そういう思いをしていく。町長がおっしゃるように地産地消が大事だからやっぱり地元のを地元で食べてもらいたい。それは私も本当にそんな願いです。そういう機会、もっとどうして一緒に生産者と消費者が入っていけないんだろうか。やっぱりそういう機会、相手の立場を考えてあげるといふふうな人づくりをしていかなければ、そういうこともやっていかなければ、このままでいったらどうなんでしょう。自分さえよければいい、大きくなればいいんだ、ますますそういう傾向になっていくんじゃないかと。まあ、そんなことを皆さん方に言っても釈迦の説法かもしれませんが。むだなことかもしれませんが。それで、若い人たちに情報を与える、そういう売り方はどうかということで提案はしたんですけども、そういう考え方も見られないんですけども、町長はこのままでいい、国の施策に乗って、情勢に合わせて、JAと一緒にやっていくという答弁。これは、まあ、間違いもないし、そのとおり、それは結構だと思うんですけども。私だけかもしれませんが。もう少し一歩進んだ農政というか展開を開けさせてあげるといふか、そういう手をつくってほしいなと思うんです。慎重であれば慎重で、何もしないのがいいんですけども。それはよく言われるように停滞になっていきますよ、まちづくりでも。やっぱり1つ、何か思い切った手を打っていく、そのことによって職員の人たちも一緒になってその方向で、どう道が開けるか考えるんじゃないかと思えます。できないことかもしれませんが。でも、できないことは、やればできるという人もいますから、本気でやればできないことはないと思えます。私のものの考え方がどうなのか。こういう考え方は南

議 長
町 長
(再々答弁)

幌町で必要ないのか。そのところを最後に町長にお聞きしたいと思います。

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。若者の視野を広げる分野でどうあるべきかということであろうと思います。私は、その今の若い人の考え方も十分わかりますし、ただ井の中の蛙じゃ困りますので、やっぱり若い人たちがいろんな所にトライする機会を増やしてあげるのも大事な施策、あるいはできないとしたら、そういう人たちが来た時に話し合いに乗せられる機会を増やすとか、いろんな方法があるかどうかと思います。ぜひ若い人たちにいろんな視野を与えられるような方策が何かできないかどうか、それは農協さんとも当然話しはしなければなりません、ぜひ羽ばたいていろんな所にトライできる大志を持った青年に育てていただければ、それがやがて我が町を支える大事な人材になると、そんなふうに思っておりますから、当然、その分野はしていかなければならないというふうに思っています。一生懸命努力をしている農家、国の政策だけでやればいいのかということではないというふうには思いますけれども、でも、うちの実態を見ると、国の政策に乗って、我が町は国の政策に乗ったそれぞれのいろいろなお金、10アール当たりの与えられている金額で行くと、うちの町は近隣から見ると、うちは90何%いただいています。それが大きな農家経営の支えであります。農産物の価格も前後するけれども、それは例外のない国の政策に乗って来る当然のお金であります。それを活用しながら、いかにいろんな作物をつくりながら、そして、大消費者である札幌の方々に、南幌町はこういう農家の町だと言われるようにしていくのが我々の仕事だと思っております。ですから、国の政策に乗っているだけではないと思っております。私はそれも大事な要素だと思っております。それを受けながら自分たちのまちづくり、自分たちの農家、農業がどうあるべきかとやりながら、そうやって今努力をしてきて、ようやく認められて、そんな南幌のお米でももう一回送ってくれと、そういう声が届くようになってきておりますから、私は大事な分野だろうと。で、低農薬あるいは無農薬、いろいろやっている方、たくさんいます。だから、そういう仲間でも一生懸命頑張っている分についてはやっぱり評価をしていきたいと思っております。ただ、消費者に行く時にはロットがないと何にもならないんですよ。だから、学校給食もいいんですけども、年間通して供給できる量が少ないのは、その話がなかなかできない。これは安全安心、当然、立派なものを届けなければならない。次の月は違うものと、そんな話にはなりません。やはり12カ月連続して同じものを供給できる体制づくりがうちの町で、そうしたらできるのかどうか。そうする時にはまだまだそこまで至っていない。ですから、手が伸ばせないのが現実であります。そのことも踏まえながら、みんなでやっぱりうちの農業はいいんだと。そして、努力をしているというのは私も認めながら、アピールをしながら、安全ですよと。そして、町内のお母さんたちもそう言いながら、今、食べていただいて、増えているのも事実であります。ですから、そういう取り組みはこれ

からもやっていこうというふうに思っております。

議 長 以上で佐藤 正一議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。
●日程5 議案第73号 功労表彰についてを議題といたします。
局長をして朗読いたさせます。
局 長 (朗読する。)
議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
局長 ただいま上程をいただきました議案第73号 功労表彰につきまして提案理由を申し上げます。藤本 孝明氏は、南幌町総合農政推進協議会委員として24年間、南幌町選挙管理委員会委員長など16年間にわたり在職され、地方自治の発展に多大な功績がございます。
蔵 喜久夫氏は、民生委員児童委員として15年間、教育委員会委員長を10年間、社会教育審議会委員を7年間にわたり在職され、地方自治の発展に多大な功績がございます。
議 長 以上2名の方々を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し答申をいただいたものであります。功労表彰について、御賛同賜りますようお願い申し上げます。
お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。
議案第73号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
以上で、本日子定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。
明日11日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって明日11日午前9時30分まで延会といたします。
どうも御苦労さまでした。

(午後 4時07分)

- 議長 おはようございます。
昨日より延会となっております平成26年第4回南幌町議会定例会を、ただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
議案審議の前に申し上げます。昨日の佐藤 正一議員の一般質問において不適当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上、措置をいたします。
日程6 議案第74号から日程10 議案第78号までの5議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。
- 日程6 議案第74号 南幌町生涯学習センター条例制定について
 - 日程7 議案第75号 南幌町公民館条例を廃止する条例制定について
 - 日程8 議案第76号 南幌町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程9 議案第77号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程10 議案第78号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上、5議案を一括して議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第74号から議案第78号までの5議案につきましては、南幌町生涯学習センターを開設するに当たり設置条例の制定並びに関係条例の一部改正が必要となることから提案するものであります。議案第74号から議案第77号につきましては生涯学習課長が、議案第78号につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。
それでは、議案第74号南幌町生涯学習センター条例制定について御説明を申し上げます。本条例につきましては、公民館及び図書館機能さらには郷土資料展示施設などを有する生涯学習の複合施設として明年4月より供用開始をする南幌町生涯学習センターの設置に関し、必要な事項を定めた条例を制定するものでございます。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明を加えさせていただきます。
南幌町生涯学習センター条例。目的、第1条、町民に生涯にわたって学習する機会を広く提供し、生涯学習の振興及び普及を図るため、南幌町生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。
位置、第2条、生涯学習センターは、南幌町栄町3丁目3番1号に置く。

事業、第3条、生涯学習センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。第1号、生涯学習の機会の提供に関する事。第2号、生涯学習の情報の提供及び相談に関する事。第3号、生涯学習の振興及び普及に関する事。第4号、図書室活動の推進に関する事。第5号、郷土資料の収集、管理、展示に関する事。第6号、前各号に定めるほか、目的達成に必要な事項に関する事。

施設等、第4条、前条の事業を行うため、生涯学習センターに次の施設を置く。第1号、図書室。第2号、郷土資料室。第3号、多目的ホール、これは旧体育館でございます。第4号、野球場。第5号、その他学習施設としては交流室、ミーティングルーム、教室、会議室、研修室、調理実習室、視聴覚室、木工室。教室とは、旧南幌小学校の当時の面影を残したままの部屋でございます。なお、木工室については、あいくるより移転をするものでございます。

管理、第5条、生涯学習センターは、南幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

使用の許可等、第6条、生涯学習センターを使用しようとする者は、図書室及び郷土資料室を利用する場合を除き、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。第2項、教育委員会は、前項の許可を行うに当たり、管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

使用の制限、第7条、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。第1号、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。第2号、建物、付属設備及び備品等を損傷するおそれがあるとき。第3号、前各号に定めるほか、管理運営上支障があるとき。

目的外使用の禁止、第8条、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を譲渡し、又は転貸してはならない。

遵守事項及び指示、第9条、教育委員会は、使用者の遵守事項を定めるとともに、必要があるときはその使用者に対し、適宜指示をすることができる。

使用の取消し等、第10条、教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその損害の責めを負わない。第1号、この条例又は、この条例に基づく規則に違反したとき。第2号、使用許可の条件に違反したとき。第3号、使用許可の申請に偽りがあったとき。第4号、公益上又は管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

原状回復、第11条、使用者は、その使用が終ったときは速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により、使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。第2項、使用者が、前項の義務を履行しないとき、又は履行が不完全であるときは、教育委員会が代行し、その費用を使用者から徴収する。

損害賠償、第12条、使用者は、故意又は過失によって建物、付属設備を損傷し、又は備品等を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

入館の禁止等、第13条、教育委員会は、生涯学習センター内の秩序を乱し若しくは、乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者を退館させることができる。

使用料、第14条、使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。次のページ、別表第14条関係をごらんください。1階の多目的ホールから3階木工室までの各部屋、そして、野球場に係る1時間当たりの使用料金を規定したものでございます。料金の設定につきましては、他の公の施設と同様に、人件費及び物件費の原価額をベースに、面積、年間可能利用時間、受益者負担率、経年減点補正率を用いて算出しております。備考として、1、町民以外の者が使用する場合は、10割加算する。2、入場料等を徴収する場合は、10割加算する。3、営利又は営業が目的の場合は、10割加算する。4、入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、30割を加算する。5、1時間未満の使用料については、1時間として算出する。以上、加算の規定につきましても、他の公の施設と同様でございます。

前のページの条例本文にお戻りいただき、使用料の免除、第15条、次に掲げるものは、使用料を徴収しない。第1号、町及び教育委員会が主催又は共催で使用する場合。第2号、町が委嘱する非常勤特別職の委員会が主催で使用する場合。第3号、国、道等の関係機関が主催で使用する場合。第4号、町長が会長職となっている団体が主催で使用する場合。第5号、町内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所が行う教育活動又は保育活動で使用する場合。第6号、町内の障がい者を活動の主体として構成された団体が使用する場合。第7号、指定管理者が施設の管理運営等に関して使用する場合。第8号、消防署又は消防団が主催で使用する場合。第9号、町内会が主催で使用する場合。第10号、郷土芸能等の保存継承団体が使用する場合。第11号、青少年育成団体が使用する場合。第12号、町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催で使用する場合。第13号、極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が使用する場合。以上、使用料の免除規定につきましても他の公の施設全てにおいて統一しております。

使用料の還付、第16条、既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

特別設備の設置等、第17条、使用者は、生涯学習センターの使用に当たって特別な設備を設置し、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

職員、第18条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

管理運営の委託、第19条、教育委員会は、管理運営上必要がある

と認めるときは、生涯学習センターの全部又は一部の管理を委託することができる。

委任、第20条、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第75条 南幌町公民館条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。次ページをお開き願います。

南幌町公民館条例を廃止する条例。南幌町公民館条例（昭和57年南幌町条例第23号）は、廃止する。議案第74号 南幌町生涯学習センター条例の制定に伴い、公民館機能を生涯学習センターに移転することから本案を提案するものであります。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第76条 南幌町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。議案第74号 南幌町生涯学習センター条例の制定に伴い、生涯学習センターに会議室が整備されることから、農村環境改善センターの会議室機能の一部を見直すものでございます。別途配布しております議案第76号資料、南幌町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。改正前の別表1、第12条関係、二階の「会議室」を「研修室2」に、「研修室2」を「和室1」に、「和室」を「和室2」に、それぞれ改めるものでございます。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第77号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。議案第74号 南幌町生涯学習センター条例の制定に伴い、本条例に係る一部条文の整理を行うものでございます。別途配布しております議案第77号資料、南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。改正前の別表、第7条関係、備考3「旧南幌小学校体育館、」を削る。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で、議案第74号、75号、76号、77号の説明を終わります。

議 長
総務課長

総務課長。

それでは、議案第78号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。今回の改正は、公の施設、すなわち住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために南幌町が設置している施設のうち、南幌町公民館を廃止することから、条例より当該施設を削除する必要があるため本案を提案するものであります。

説明は別途配付しております議案第78号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーライン部分が改正部分となります。設置及び位置を規定する第1条「第3号 南幌町公民館 中央2丁目3番1号」を削り、「第4号」を「第3号」とし、

第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものであります。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第74号 南幌町生涯学習センター条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

何点かについて伺います。第6条なんですけれども、使用しようとする者は、図書室及び郷土資料室を除いて、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければなりませんとあります。教育委員会がそっくり移ってくるということで、その場所で申し込みをして使用料とかの支払いもできるのかと思いますけれども、例えば、図書室とかの所に集まっていて、急遽会議が必要だとなる場合とかも恐らくあると思うんですよ。そういう時には、あらかじめっていうのは、当日そこで申し込みをして使用することができるのかどうか、それを1点伺います。

それから、2番目は15条の13番目、極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が使用する場合とありますけれども、これはどういうものを指しているのか。例えば、本町にもNPOだとか町民有志で町の発展とかいろんなことを考えて活動しているグループとかがあると思うんですけれども、そういうのは何か許可を願い出て、それを町長に認めてもらうということになるのか。そのちょっと規定をもう少し詳しく御説明ください。

それから、18条です。職員の所で、生涯学習センターに必要な職員を置くとあります。学習センターは、夜間とかも開館しているということで、職員の勤務時間というのが長くなると思うんですけれども、それはローテーションとかそういう形でやるのか。それから、職員は何名を予定しているのか、それを伺います。

それと、もう1点は、別表の14条関係の備考の2番です。入場料等を徴収する場合には、10割加算とするとありますけれども、例えば、いろんな団体とかが学習会とか研修とかという時に、参加費とか資料代として徴収することがあると思うんですけれども、そういう場合は、全く営利とかを目的とはしていないので、この10割加算には値しないと思うんですけれども、その辺はどう考えているのか。

その4点と、あと、この全体を通してなんですけれども、先日、議会報告懇談会がありまして、この学習センターについては2つの会場とも意見が出ました。私も、この学習センターの設置に当たっては反対の立場からいろいろ反対討論もしましたし、もう少し詳しく町民に知らせる必要があるのではないかとということで、何度も意見を言っていました。確かに広報とか、既にもう決まったことで動いてはいますけれども、やはりまだ町民の中には、その概要とかそういうことが知られていないということが、少数意見かもしれないんですけどもありました。それから、施設が今、作っている段階で、各サークルとかに施設の使用に当たっての内覧というかそういうことがされたのか

どうか。もしされたとすれば、その時にサークルに所属していなくても、今後、学習センターを使おうかなと思っている人方に対しては、一般の方にどのような呼びかけをしたのか、今後するつもりはあるのか。その5点にわたって伺います。

生涯学習課長。

それでは、私のほうから熊木議員の質問に対してお答えをさせていただきます。まず、条例の第6条でございます。あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また、使用料の関係でございますけれども、当日の申し込みにつきましても、当然、お受けをさせていただきたいと思えます。ただし、あくまでもお部屋等が空いている場合について許可をし、使用料を前納していただくということが前提になることを申し添えさせていただきます。

次に、2番目の15条の第13号、極めて公共性の高い活動を行う団体ということで、具体的にどのような団体があるのかということでございましたけれども、最近では、改善センターを御利用いただいた例としましては、4町カラオケ大会ですとかディスコ大会ですとか、そういうもので使用料の免除をした経過がございます。また、NPO等の活動につきましても、申し込みしていただく時に、その団体と活動の内容、それらについては当然、使用の内容、それらについては検討させていただくと。判断の一つとさせていただくことになろうかと思えます。

4番目の別表の10割加算につきましては、熊木恵子議員、おっしゃるとおりでございます。

それと、町民周知の関係でございますけれども、生涯学習センター、旧南幌小学校跡利用を行うに当たって、昨年7月に改善センター、公民館の定期利用団体の方々にお集まりいただきまして、現状の経過について、また、今後建設する予定内容について御説明をさせていただきました。また、去る11月の21日ですか、改善センター、公民館等のサークル団体の方々に、またお集まりをいただきまして、直近の経過について御説明を申し上げます。今後につきましては、町民周知につきましては、広報の1月号で、現在の配置図等がもう既にでき上がっていますので、その配置図または利用方法または料金等について掲載をする予定でございます。それと、事前の町民への見学ということで、3月20日過ぎに町民の方々に事前に施設を見ていただく機会を1日、午前午後と2回に分けて設定させていただいて、施設の内部を見ていただいて、4月1日からの利用の参考にしていただきたいというようなことで、今、その見学会を予定しているところでございます。

また、職員の関係につきましては、現在、公民館にいる職員、社会教育グループの公民館担当のほうの職員でございますけれども、そちらのほうの職員と、それと学校教育グループの職員、これらの者が生涯学習センターのほうで4月1日から執務をとるという予定となっております。時間につきましては、夜間につきましては、管理人を置かせていただきますので、管理人のほうで対応をさせていただきます。

職員につきましては、町の就業時間でございます8時半から17時までの勤務となります。以上でございます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今説明いただいて、最後の所で職員のことと人数もお知らせ願いたいと思います。それから、夜間は管理人ということで、これから募集をかけるのか、人数は何人か、それも伺います。

それから、最初からやっていきますと、施設の使用に当たってのことで、昨年7月と今年11月にサークルの団体に説明したということでした。今後は、広報1月号と3月に町民に中を見てもらうということなんですけれども、今までも何度か広報に確かに載っているんですけども、やはりこれだけ町民の中からは、まだそれでもわからないという声があるということにどのように考えているのか。そこをちょっと伺いたいと思います。広報を読んでいない町民が悪いのかということになるのか、そうではなくて、やっぱりこれだけの大きな金額をかけた施設をつくるという段階で、やはりいろんな意見があったという中では、丁寧な説明とか、本当に繰り返し必要だったと思うんですよ。そういうことの努力、そこがやっぱり不足だったから、いまだにこういうことになると思うんです。それで私は、今、新しく変わって、色も明るい色になってきているところを見て、やはりたくさんの方が利用してほしいなどは思いますけれども、やはり平成27年4月1日から堂々と、新しいのができました、どうぞ使ってください、と言うには、やっぱり細かく町民に説明するという姿勢をきちんとすべきだと思います。広報に載せたからいいとかという問題ではないと思いますし、11月21日に行われたというのも、やはりサークルをやっている人だけでなく、やはり関心を持っている人には何らかの周知の方法があったと思うんですけども、そこはどのようにお考えか再度伺います。

それともう1つ、第6条のことは当日でもよいということでわかりました。

それから、15条の13番の所では、NPOとかそういうものもいというか、なんですけど、申し込みの規定とかそういうものがあるのかどうか、そこを1点伺いたいと思います。以上お願いいたします。

議 長
生涯学習課長
(再答弁)

生涯学習課長。

それでは、1点目の職員の人数の関係でございますけれども、教育長と課長以下職員10名でございます。それと、管理人につきましては現在2名を予定してございます。募集の関係でございますけれども、委託契約を予定してございますので、これから人材派遣会社等のほうとの入札等を踏まえてということになろうかと思っております。

それと、周知の方法の件でございますけれども、生涯学習センター、いろいろ調整事項がかなりあった経過がございます。それらの経過を踏まえてということでございますので、サークルの方々につきましても、少し説明が遅れたかなとは思いますが、町民の方々に対しては、施設の配置も決まって、利用料金も概ね予定するようなものが出まして、それで、今回このような形で条例の提案を申し上げて、それ

で、3月20日に町民の方々に施設を見学していただくというようなことです。あと、広報のほうについても、これから周知をする予定でございます。教育委員会としましては、周知に向けては、そのような形で粛々とやってきたつもりでございますけども、これからまだ4月まで開設期間がございますので、努めて多くの方々に利用の促進がされるような周知について、いま一度検討させていただきたいと思っております。

申し込み規定につきましては、当然用意させていただきますけども、その規定につきましては条例施行規則の中で制定する予定でございます。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の非常に大きな金額を要した建物ということで、もう少し事前に町民の方にその審議経過、そういうものも含めて周知する必要があったのではないかと、多分そんな意味だと思います。広報に載せたからそれで満足しているのかという、決してそういうつもりはございません。私どもも3月の議会で町長の行政執行方針、教育行政執行方針にも生涯学習センターの建設、改修工事を含めてということで大々的にうたっております。そんな中で私どもができる範囲といたしましては、教育委員会に関連する会議、いろんな会議がございます。究極は町民の方が多く利用していただいて、できてよかったなど思っただけの施設ということで、そういう利用をしていただくための、あらゆる会議や何かでそういうお話をしているところでございます。それと、町民の方に本当は早く見てもらえばいいわけですが、何せ工事現場ということがございますので、ある程度形になって、そして、どういう形で利用できるかということがわかってから見ていただくことが一番いいだろうということの中で、3月20日ぐらいに町民の方を含めて利用団体、サークルの方、そういう方にも見ていただくということで計画をしております。決して、私は金額が多いとか少ないとかということではなくて、教育委員会、生涯学習教育の拠点となる施設という形の中で、町民の方にあらゆる機会を通してお話しをしてきたつもりでございますし、まだ、開設まで3カ月以上ございます。そんな中で足りない分については、これから説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

今、お答えいただいて、本当に引き続き全町民を対象にという考えでやってほしいと思います。広報に載せて、私たち議会でも随分この問題についてはいろんな意見があったと思います。そういう中で、決定されて来年4月の開館を迎えるということでは、やっぱり町民の方にたくさん利用してもらいたいとは私個人も思っています。その中でもやっぱり全く知らなかった町民がいるということは、私はそれはどうなのかなと。せつかく新しい施設ができるという時に、なるべく多くの方にそのことを知っていただきたいし、それから、やっぱり懇談会とかいろんなことが、町主催の懇談会とかがされていないことで、そこでいろんな町民から意見をもらうということが少な過ぎると思う

んですよね。だから、そういうことで、今回、そういう意見があったと思うので、そこはぜひ今後、取り組んでほしいと思います。要望します。

議長

次にありませんか。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

今回のこの新しい施設に対しての条例として、いろいろ細かく定められていますけども、利用時間という表現の中でのものは何か書かれていないように思いますけども、これはまた別な形で提示されるのでしょうか。利用規定だとかそういったものがまたこれからあるのか、そのあたりをお伺いいたします。

それと、もう1つ、既にうちの町にもいろいろ施設ありますけども、ビューローだとかあいくるなどという愛称をつけた、その施設に対して愛称をつけて、より親しみやすいような形でやっていますけども、この生涯学習センターに対してもやはり愛称というものもあってもいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長

1点目の利用時間につきましては、休館日等もあわせてこの辺につきましても、条例施行規則の中で制定することとなっておりまして、現在予定しておりますのは、図書室については、10時から5時まで。なお、火曜日と金曜日については夜間の開館ということで夜の8時まで延長ということでございます。郷土資料室につきましては、10時から5時まで。多目的ホールとその他もろもろの各部屋につきましても、午前9時から夜の9時までということです。休館日につきましては、図書室、郷土資料室、ほかの各部屋につきましても毎週月曜日、多目的ホールにつきましても毎月第1月曜日、その他、年末年始としまして、12月30日から1月5日まででございます。

2点目の愛称につきましては、議員おっしゃるとおり町民の方に親しまれる施設でありたいということから、広報1月号でもって町民の方に愛称を募集して、さらに、小学校、中学校の児童生徒にも学校を通じて呼びかけをしたいというように考えてございます。以上でございます。

議長

5番 石川 康弘議員。

石川議員

(再質問)

愛称につきましては、了解いたしました。いいものを選ばれることを希望します。それと、その前に言いました利用規定ですけども、確かに今、時間の関係の話の説明はしていただきましたけども、それ以外のものもいろいろ付随した中での利用規定があるかと思うんですけども、それについては議会のほうには幾らか説明とかというのは、これからあるのでしょうか。できたら、していただいたほうがいいのかというふうに思いますけども。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長

(再答弁)

条例があって、それと、施行規則がございまして、各種もろもろ取り決めをする利用規程等がございまして、これにつきましては、実は、11月21日、全員協議会の中で、十分ではなかったかと思っております。

ども、その中で概要についてはお話しをさせていただいた経過があるかと思えます。詳細につきましては、また特別委員会等で御説明を申し上げたいと思えますので、よろしくお願ひします。

よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 南幌町公民館条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 南幌町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第74号 南幌町生涯学習センター条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第75号 南幌町公民館条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第76号 南幌町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありません

か。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第77号 南幌町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第78号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第79号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第79号につきましては、南幌町生涯学習センターの開設に伴う木工室の移転及び公衆浴場入浴料金の改定を行う必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

議案第79号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。今回の改正は、生涯学習センター建設に伴う保健福祉総合センター1階の木工室移転による施設区分の名称削除と、本年8月11日付け北海道公衆浴場入浴料金の統制額改定に伴い、平成27年4月1日から大人、12歳以上の方の入浴料金を現行420円から440円に20円引き上げを行うものであります。

別途配布いたしました議案第79号資料、南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。別表1、第11条関係は、保健福祉総合センターの施設区分及び使用料金等の一覧表であります。初めに、保健福祉総合センターの1階木工室が、生涯学習センター建設後に移転するため、1階の木工室の名称、広さ、1時間当たりの使用料金全てを別表1から削るものであります。次に、浴室の欄、大人1回の入浴料金を、北海道公衆浴場入浴料金の統制額改定に伴い、420円から440円に改正するものであります。なお、この入浴料金改正は、本来であれば、統制額が改定された8月11日付けで改正しなければなりません、住民への周知等を含め、準備期間を十分に設けることで、利用者への値上げの影響を最小限に留める必要があるとの判断から、施行日を来

年4月1日からとさせていただきます。また、木工室移転後の部屋の利用については、当面、一般への貸し出しは行わず、打ち合わせスペース等といった内部での利用を考えています。

最後に、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で、南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ちょっと1点だけ伺います。木工室なんですけれども、現在、木工室を利用をされているのかどうか。今後、生涯学習センターに移った時の利用も、今されているとすればそのままなんでしょうけれども、以前は木工教室とかいろいろあったと思うんですけども、何か、前に聞いた時は、される方がいなくなったと聞いたんですけども、今現在では使われているんでしょうか。そこを1点伺います。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

現在、あいくるの木工室、以前ほど利用されておられませんけれども、月に1～2回程度は利用されているように見受けられます。ただ、数字的に何人利用されているかというのは、ちょっと把握しておられませんけれども、利用はされております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第79号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

10時30分まで休憩をいたします。

(午前10時19分)

(午前10時30分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

日程12 議案第80号から日程16 議案第84号までの5議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程12 議案第80号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第5号)

●日程13 議案第81号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●日程14 議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程15 議案第83号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程16 議案第84号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

以上、5議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第80号から議案第84号までの5議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第80号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましても、歳出では、あったか灯油扶助費の追加、除雪サービス委託料の追加、保育所運営費負担金の追加、多面的機能負担金の追加、農業経営高度化促進事業補助金の追加、中学校部活動全道大会補助金の追加、歳入では、あったか灯油支給事業に係る地域づくり総合交付金の追加、農業経営高度化促進事業道補助金の追加、空知信用金庫様からの教育振興寄附金の追加、道央地区環境衛生組合財産処分清算金の追加、臨時財政対策債の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,771万8,000円とするものであります。

次に、議案第81号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましても、歳出では一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費の追加、基金積立金の減額、歳入では、保険給付費増額に伴う国庫支出金、道支出金、基金繰入金等の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,741万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,626万2,000円とするものであります。

次に、議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましても、歳出では、管理費委託業務と江別市起債償還負担金及び建設費委託業務の精査による減額、歳入では、下水道事業負担金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ75万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,742万6,000円とするものであります。

次に、議案第83号 平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましても、歳出では、管理費委託業務の精査による減額、歳入では、前年度繰越金計上による一般会計からの繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,442万7,000円とするものであります。

次に、議案第84号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましても、歳出では、保険給付費の追加、歳入では保険給付費の増額に伴う国庫支出金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,26

7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,913万円とするものであります。

議案第80号につきましては副町長が、議案第81号並びに議案第84号につきましては住民課長が、議案第82号並びに議案第83号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第80号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。12ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額381万5,000円の追加でございます。説明欄の一般管理経費でふるさと応援寄附謝礼品280万円の追加です。現在までの実績並びに明年3月までの見込みを含め追加するものでございます。印刷製本費、通信運搬費については、主にふるさと納税に係る封筒の印刷並びの郵送料の増によるものです。また、新たにクレジットカード決済の導入経費として手数料の追加とウェブサイトを活用した寄附が可能となるフォーム使用料を追加するものです。

3目財産管理費、補正額805万円の追加でございます。財産管理経費で修繕料90万円の追加です。夕張太特目住宅の床の修繕並びに一般修繕を追加するものです。積立金で715万円の追加です。それぞれ寄附金を積み立てるもので、後ほど歳入で説明いたします。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページに参ります。

5項1目統計調査費、補正額はありません。統計調査経費でそれぞれ確定により精査をするものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額614万4,000円の追加でございます。国民健康保険特別会計繰出金で307万3,000円の追加です。後ほど特別会計で説明いたします。社会福祉総務経費で307万1,000円の追加です。あつたか灯油支給経費として、周知用の郵送料並びに扶助費を追加するもので、300世帯1万円を見込んでおります。なお、本年度よりオール電化などの世帯も対象としております。次ページに参ります。

2目障がい者福祉費、補正額2万8,000円の追加でございます。障がい者福祉経費で計画策定に係る委員会の開催回数1回分を追加するものです。

3目老人福祉費、補正額792万8,000円の追加でございます。高齢者住宅支援事業として88万8,000円の追加です。除雪作業を一部民間に委託する経費の追加と高齢者事業団の作業効率の軽減を図るべく、除雪機械1台を購入するものです。介護保険特別会計繰出金で704万円の追加です。後ほど、特別会計で説明いたします。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額200万円の追加でございます。重度心身障がい者医療費助成経費で医療費の増加によるものです。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額はありません。臨時福祉

給付金等支給経費で口座振込手数料の減額により事務経費を精査するものです。次ページに参ります。

2項1目児童福祉総務費、補正額40万3,000円の追加でございます。児童福祉総務経費で40万3,000円の追加です。子ども・子育て支援事業計画策定委員報酬は、委員会の開催回数4回分を追加するものです。療育医療費国庫負担金償還金は平成25年度の精算分です。

3目保育所費、補正額1,140万5,000円の追加でございます。保育所運営補助事業で入所人員の増によるものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額227万9,000円の追加でございます。感染症予防事業で本年10月より、水ぼうそう及び高齢者肺炎球菌の接種が定期予防接種となったことから追加するもので、町内の医療機関は委託料で、町外は償還払いを見込み扶助費でそれぞれ追加するものです。次ページに参ります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額6万3,000円の追加でございます。事務局経費で、農業者年金業務委託手数料の確定により精査するものです。

2目農業振興費、補正額3,893万6,000円の追加でございます。農業振興経費で1,991万7,000円の追加です。農業経営高度化促進事業補助金として3地区分の追加と、強い農業づくり事業補助金返還金は、平成22年に本事業により蔬菜ハウスを設置した農業者が離農したことによる返還金で、全額離農者より歳入で返還を受けます。多面的機能支払事業で1,901万9,000円の追加です。資質向上支払分の事業内容が確定したことによるものです。

3目農地費、補正額65万5,000円の減額でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4目機場施設管理費、補正額80万円の追加でございます。機場施設管理事業で電気料を追加するものです。次ページに参ります。

5目農村環境改善センター管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3項3目公共下水道費、補正額86万3,000円の減額でございます。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4目街路事業費、補正額30万円の追加でございます。街路事業経費で電気料を追加するものです。次ページに参ります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額65万6,000円の減額でございます。中学生国際留学プログラム事業で当初5名の参加を予定しておりましたが、4名となったことから精査するものです。

2項2目教育振興費、補正額21万8,000円の追加でございます。教育振興経費でスキー学習の自動車借上料を追加するもので、民間バス借上価格の値上げによるものです。

3項2目教育振興費、補正額50万2,000円の追加でございます。

す。教育振興経費で同じく価格の値上げに伴う自動車借上料の追加と、部活動全道大会等補助金として、男女バスケット部の全道大会出場経費などを見込み追加するものです。次ページに参ります。

4項5目社会教育施設費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明を行います。9ページをごらんいただきたいと思えます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額551万3,000円の追加でございます。4節保育所運営費国庫負担金551万3,000円の追加です。運営費から徴収金を除いた2分の1が負担されるものです。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額275万6,000円の追加でございます。5節保育所運営費道負担金275万6,000円の追加です。同じく4分の1が負担されるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額9万5,000円の追加でございます。1節総務管理費道補助金で北海道権限移譲事務交付金の確定によるものです。

2目民生費道補助金、補正額105万円の追加でございます。2節老人福祉費道補助金で地域づくり総合交付金として、あつたか灯油分で50万円を追加するものです。3節重度心身障がい者福祉費道補助金で55万円の追加です。

4目農林水産業費道補助金、補正額982万3,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で農業経営高度化促進事業補助金として、事業費の2分の1が補助されるものです。次ページに参ります。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額29万円の追加でございます。1節一般寄附金で玉木 武雄様より10万円、南幌町管工事業協会様より20万円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額105万円の追加でございます。1節教育費寄附金で空知信用金庫様より100万円、ディスコナイトイン南幌実行委員会様より5万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金 補正額710万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で実績に基づき追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額471万円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で、財源調整を行うものです。

4目教育振興基金繰入金、補正額23万6,000円の減額でございます。1節教育振興基金繰入金で、基金充当事業の事業費の変更により精査するものです。

6目ふるさと応援基金繰入金、補正額177万9,000円の追加でございます。1節ふるさと応援基金繰入金で、高齢者除雪サービス事業の財源に充当すべく繰り入れるものです。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額1,057万1,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で1,057万1,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。次ページに参り

ます。

5目雑入、補正額1,534万8,000円の追加でございます。
1節雑入で1,534万8,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。

21款町債1項1目農林水産業債、補正額510万円の追加でございます。3節公共施設耐震等改修事業債で510万円の追加です。

2目土木債、補正額940万円の追加でございます。1節道路整備事業債で940万円の追加です。

3目教育債、補正額240万円の追加でございます。1節公共施設整備事業債で240万円の追加です。

4目臨時財政対策債、補正額394万8,000円の追加でございます。1節臨時財政対策債で394万8,000円の追加です。それぞれ事業費の確定などにより精査をするものです。

次に、第2表、地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。変更でございます。先ほど、21款町債で説明したとおり、5事業の限度額をそれぞれ変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出それぞれ8,069万7,000円を追加し、補正後の総額を53億9,771万8,000円とするものです。以上で議案第80号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、議案第81号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。11ページをごらん願います。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額90万2,000円の減額。13節委託料で55万6,000円の減額。説明欄でございます。それぞれ入札減によるものでございます。14節使用料及び賃借料34万6,000円の減額。高額医療費支給システム借上料の入札減並びにリースの開始時期を8月開始にしたことにより減額をするものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、補正額6,500万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費負担金6,500万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み、追加するものでございます。

次の3目一般被保険者療養費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものがございます。次ページに参ります。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額2,000万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で一般被保険者高額療養費負担金2,000万円の追加。こちらも給付費の増加に伴い必要額を見込み、追加するものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額150万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で退職被保険者等高額療養費負担金150万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み、追加するものでございます。

次の3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものがございます。

3項出産育児諸費1目出産育児一時金、補正額252万1,000円の追加でございます。12節役務費で審査支払手数料1,000円の追加。件数の増加に伴い追加をするものでございます。19節負担金補助及び交付金で出産育児一時金252万円の追加。6件分を追加し、21件分となるものでございます。次ページに参ります。

4項の移送費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

3款後期高齢者支援金等につきましても、補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

4款前期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金、補正額6万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で前期高齢者納付金6万6,000円の減額、確定によるものでございます。

6款介護納付金1項1目介護納付金、補正額6万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で介護納付金6万2,000円の減額。確定によるものでございます。次ページに参ります。

7款共同事業拠出金と次の8款保健事業費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額67万7,000円の減額でございます。25節積立金で財政調整基金積立金67万7,000円の減額。財源調整を行うものでございます。次ページに参ります。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、補正額9万6,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等清算金9万6,000円の追加、平成25年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金並びに特定健康診査等の国、道負担金の確定により返還金が生じたため、追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします、8ページをごらんください。

歳入、4款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額2,721万円の追加でございます。1節現年度分で2,721万円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い療養給付費等負担金を追加するものでございます。

3目特定健康診査等負担金、補正額5万7,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で5万7,000円の減額。平成26年度分の確定に伴い減額をするものでございます。

2項国庫補助金1目財政調整交付金、補正額765万4,000円の追加でございます。1節財政調整交付金で765万4,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

6款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金10万6,000円の減額でございます。1節現年度分の前期高齢者交付金で10万6,000円の減額。確定に伴い減額をするものでございます。次ページに参ります。

7款道支出金1項道負担金2目特定健康診査等負担金、補正額5万7,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で5万7,000円の減額。こちらも国庫負担金同様に確定に伴い減額をするものでございます。

2項道補助金1目道調整交付金、補正額765万4,000円の追加でございます。1節道調整交付金で765万4,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

8款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金、補正額1,700万円の追加でございます。1節高額医療費共同事業交付金1,700万円の追加。交付金増額に伴い追加するものでございます。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額307万3,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で307万3,000円の追加。内訳としまして、国民健康保険財政安定化支援繰入金で139万3,000円の追加、国民健康保険出産育児一時金繰入金で168万円の追加でございます。次ページに参ります。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、補正額2,503万9,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で2,503万9,000円の追加。財源調整のため追加するものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は3,188万4,468円となる見込みでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ8,741万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億5,626万2,000円とするものでございます。以上で議案第81号の説明を終わります。

都市整備課参事。

それでは、議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

歳出、1款1項下水道事業費2目管理費、補正額70万4,000円の減額でございます。管理費総計では70万4,000円の減額でございます。13節委託料では69万円の減額でございます。排水処理施設及び管理台帳システム、それぞれ業務委託費の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金では1万4,000円の減額でございます。江別市公共下水道事業起債償還元金及び利子の負担金の精査によるものでございます。

3目建設費、補正額5万4,000円の減額でございます。建設費では、13節委託料5万4,000円の減額でございます。5年毎に見直しを行います下水道事業認可変更業務委託料の精査によるものでございます。なお、主な変更内容につきましては、次回の見直しが平成29年度までの目標規模を示す計画人口並びに計画汚水量の内容の見直しを行っております。

2款1項公債費1目元金、補正額の変更はございません。1款下水道事業費の減額精査に伴いまして使用料充当先を公債費といたしまし

議 長
都市整備課参事

た財源充当の変更でございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。前7ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業負担金、補正額10万5,000円の追加でございます。2節管理費負担金10万5,000円の追加でございます。歳出、管理費、江別市公共下水道事業起債償還負担分負担金精査により、みどり野団地の事業主体でございます道住宅供給公社の負担金を精査により追加しようとするものでございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額86万3,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金86万3,000円の減額でございます。歳出、管理費及び建設費の事業精査によりまして、使用料充当額の変更に伴いまして一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ75万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,742万6,000円とするものでございます。以上で議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

続きまして、議案第83号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

歳出、1款1項農業集落排水事業費1目管理費、補正額17万1,000円の減額でございます。管理費総計で17万1,000円の減額でございます。13節委託料では、排水処理施設管理にかかわりますそれぞれの委託業務の精査によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。前7ページをお開き願います。

歳入、3款繰入金1項一般会計1目一般会計繰入金、補正額65万5,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金65万5,000円の減額でございます。歳出、管理費、13節委託料におきまして、業務委託費の精査を行ったことから、次の4款繰越金において前年度からの繰越金充当によりまして、管理費不足分を減額しようとするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額48万4,000円の追加でございます。1節繰越金48万4,000円の追加でございます。前年度からの繰越金充当でございます。以上で歳入の説明を終わります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,442万7,000円とするものでございます。以上で議案第83号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、議案第84号 平成26年度介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。

9ページをごらんください。

歳出、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、補正額2,060万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス給付費負担金2,060万円の追加。主に訪問介護、通所リハビリテーション、訪問入浴介護給付費等の利用者増加に伴い追加するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

5目施設介護サービス給付費、補正額2,110万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で施設介護サービス給付費負担金2,110万円の追加。老人保健施設入所者5名の増加に伴い追加するものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

8目居宅介護住宅改修費、補正額36万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で居宅介護住宅改修費負担金36万円の追加。件数の増加に伴い追加するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額234万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画給付費負担金234万円の追加。ケアプラン作成件数の増加に伴い追加するものでございます。次ページに参ります。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、補正額364万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で介護予防サービス給付費負担金364万円の追加、主に通所リハビリテーションの利用者増加に伴い追加するものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、次の5目介護予防福祉用具購入費、6目介護予防住宅改修費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

7目介護予防サービス計画給付費、補正額47万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画給付費負担金47万円の追加。ケアプラン作成件数の増加に伴い追加するものでございます。次ページに参ります。

3項その他諸費1目審査支払手数料、補正額5万円の追加でございます。12節役務費で審査支払手数料5万円の追加。件数の増加に伴い追加するものでございます。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費、補正額238万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で高額介護サービス費負担金238万円の追加。給付費の増加に伴い追加するものでございます。

2目高額介護予防サービス費、次の5項高額医療合算介護サービス費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。次ページに参ります。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費、補正額173万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金

で特定入所者介護サービス費負担金173万円の追加。給付費の増加に伴い追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、補正額1,012万3,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金1,012万3,000円の追加。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%の国庫負担分を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金、補正額1,280万1,000円の追加でございます。1節現年度分で普通調整交付金1,280万1,000円の追加、施設等給付費並びに居宅給付費の調整交付金を追加するものでございます。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額1,633万2,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費交付金1,633万2,000円の追加。施設等給付費並びに居宅給付費の29%の交付金を追加するものでございます。

4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額818万1,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金818万1,000円の追加。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道庫負担分を追加するものでございます。次ページに参ります。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額704万円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金704万円の追加。施設等給付費並びに居宅給付費の町負担分を追加するものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額180万7,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で180万7,000円の減額。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ5,267万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,913万円とするものでございます。以上で議案第84号の説明を終わります。

議長 ここで、功労表彰及び昼食のため午後1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時14分)

(午後1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に議案第80号から第84号の5議案の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第80号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 14ページの民生費の中の老人福祉費、その中の除雪サービス事業に関連してちょっと質問いたします。昨日から冬の除雪が始まったようなので、ここに来る途中に間口を除雪している人をちょっと見たん

ですけども、除雪をしても雪をなげる場所がないと。その後、昨日、帰りもちょっと見たんですけども、今まで仮置きしていた所を押していない所が何カ所も見られたんですよ。押している所もあるんですけども。雪の仮置きができない状況になった経緯、その辺がもしあったら教えていただきたいと思います。

それと、もう1つ、19ページの教育費に関して。先ほどの条例のほうで質問すればよかったのかなと思って迷っていたんですけども、もし適切でなかったらお止めください。生涯学習センターに関してなんですけども、議会報告懇談会の中で何点か問題点を指摘されました。それが高校生のバス待ちの時間、消防署前の所であまりよからぬ行為があったとか。それと、またもう1つ違う観点から、高齢者の方が集う場所が欲しいという意見が2つほど寄せられていました。これは、また常任委員会の中で揉んで提案していくべきかなと思いつつ、もし4月前に、前にも委員会等である程度出たと思うんですけども、1階フロアの空きスペースとかフロアスペース、また、配膳室のスペースとかその辺を活用して、みんなが集える場所、また、冬の間でもバス停の待ち時間に集える場所として開放していく予定があるのか。その辺、2点伺います。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

ただいまの志賀浦議員の御質問でございますが、雪堆積場についての質問だと思いますが、今まで団地内の空き宅地を堆積場として使わせていただいたところでございますが、堆積場の使用に当たりまして、春先、雪解けが遅く、周りが汚い、宅地が傷むなどいろいろな問題がございます。今回、除雪に必要な堆積場の見直しを行ったところでございます。このことによりまして、部分的に今までの除雪と多少変わることがございますが、その辺は御理解いただきたいと思っております。今まで幹線道路以外の排雪は行っておりませんでした。今年から1回、幹線道路以外の排雪も考えているところでございます。今回、このような形で除雪を行いまして、支障が出た場合に再度、堆積場の数、または除雪方法について検討をしていきたいと考えています。以上です。

議長
生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習センターの関係でございますけども、最初に高校生のバス待ちの関係でございますけれども、消防署から少し距離はございますけれども、小学生、中学生、高校生含めて立ち寄っていただけるように、または、どこかに行かれる際の中継地点として、ギャラリーは開放型になっておりますので、図書館の利用とあわせて、そのような利用の促進を図りたいという考えでございます。なお、高齢者、お年寄りにつきましても同様でございます。

議長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

雪の堆雪場に関して、もう一度伺いますけども、見直しを図ったという所なんですけども、空いていて使える所を使わなくなったというのは、どうも理不尽でならないのかなと。それはどういう理由があったのか。また、団地内、何カ所ぐらいになるのか。きつともって私の

見たところで、もう北町で何か所がありますから。西町でも緑町でも、まあ、中央には置く所がないのか。まあ、そういう所へ行って何か所ぐらい見直しをかけて閉鎖したのか。その辺のところも教えていただきたいのと、逆に地権者から苦情が来て使えなくなったのか。その辺ももしあったら教えていただきたいと思います。

また、生涯学習センターに関しては、これから工事という話にはならないからしょうがないんですけど、1階のスペースに、例えばテーブルなり椅子なりを置いて集えるにようにするとか、また、前にも提案されていたと思うんですけども、軽い喫茶コーナーみたいに、まあ、食事はきつともってすぐ許可にならないでしょうから、喫茶コーナーみたいな感じで本当に集えていけるような所をつくれるのか。先回、私たちも滑川町という所に行ったんですけども、役場のスペースがすごく広くて、お年寄りが集まって談笑していて、いいなと思ったんですけど。そういう所、今、うちの役場では使えないですから、できれば生涯学習センターが移る中で1階のドアを開けて、広いスペースでみんなが集まれるようにしていただきたいと思うんですけど、その辺の考えはあるのか。例えば椅子ですとかテーブルですとか、そういうことができるのかどうか、それもお伺いします。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

先ほども言いましたが、地権者から宅地が傷むのでやめていただきたいというような意見も来ております。それと、除雪に対して全体で、当初は100カ所ぐらいございました。それを、現在、見直しまして40カ所程度にしております。以上です。

議 長
生涯学習課長
(再答弁)

生涯学習課長。

生涯学習センターのロビーといいますかギャラリー、1階の部分でございますけども、ここの活用方法につきましては椅子などを置いて、町民の方が寄っていただけるように。そして、キッズコーナーというのを設けて、小さい子どもさんとお母さんが来て、長い時間、少しでもいていただけるような、そんなような利用の方法を検討してございます。

また、軽食につきましては、現在、そのような給排水工事はしてございません。ですが、今後の利用状況を見ながら、そういうようなものも住民の声も聞きながら、そのようなことが多くあれば、また検討していかなければならないというふうに考えてございます。以上です。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

雪の堆雪について、またお伺いします。40カ所程度ということで、半減してしまったのかなと。また、それと地権者が言うのであれば、もうそれは仕方がないのかなと。実際問題、満度に売れていけば、もとなげの所がないのが実情ですから、それはしょうがないと思うんですけども。例えば、周りの方々が機械で入れるんじゃないかと、持ち込んで入れることは問題ないのかと。その辺ももし見解があったら教えていただきたい。ということは、今の体制で行っていくと、年に1回排雪入ってもらえるみたいですけども、きつともって間に合わないのかなと。生活道路として車がすれ違えないぐらいにたまるのかなと

て私は予測するんですよね。だから、それを例えば元気な方が間口処理を持って、空き地に持っていくのは問題があるのかないのか。その辺ちょっと答えづらいかもしれないですけど、ちょっと答えていただきたいと。

生涯学習センターに関しては、今、キッズコーナーなり何なりつくってもらってありがたいかなと思っているんですけど、できれば、まあ、軽食は無理だとは思いますが、飲み物ぐらい出せるようなものが。例えば、公募なんかして、出せる人がいたら。例えば、あいくるのフロアにあるような感じのものが。もし、手挙げでやっていただけの人がいたら、それは開放することができるのかどうか。その辺ちょっとお伺いします。

議 長
都市整備課長
(再々答弁)

都市整備課長。

現在、中央団地とか緑町に関しましては、雪押し場もほとんどございません。それでも、一応、生活道路の確保はしております。ですから、できないことはないのではないかと。多少なりとも今までとは違うふうにはなるとは思いますけれども、問題ないとは考えております。それと、今空いている宅地に、周りの方の雪押しということでございますが、やはり本来、地先の方の了解をとらなければちょっと無理かなというふうに思います。以上です。

議 長
生涯学習課長
(再々答弁)

生涯学習課長。

あいくるのギャラリーを利用した軽食という飲み物を出す件でございますけれども、飲み物を提供することになれば、保健所の許可等が要るわけですが、現在、そのようなスペースの配置を実際のところ、してございません。ですが、今後そのようなお声が多くある、利用者からもそういう声があれば、そんなような簡単な飲み物を出せるような配置替えも検討しなければならないかなというふうに現時点では考えています。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第81号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第82号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第83号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第84号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第84号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第80号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第81号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第82号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第83号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第84号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第85号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第85号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、各種印刷代並びに医療機器の更新として心電計の購入による追加が主な理由であります。その結果、収益的支出では既定予算に20万円を追加し、

6億1,735万3,000円とするものであります。資本的収入では、既定予算に180万円を追加し、5,531万5,000円とし、資本的支出では、既定予算に183万6,000円を追加し、7,726万1,000円とするものであります。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第85号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用3目経費、20万円の追加。10節印刷製本費20万円、各種印刷代の追加でございます。患者の状態を記載する温度板や請求伝票などが使用増に伴い不足することから、作成するため追加するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。1款資本的収入3項企業債1目企業債、180万円の追加でございます。医療機器の更新により医療機器購入事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し上げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、183万6,000円の追加。1節器械及び備品購入費183万6,000円、解析付心電計の追加でございます。平成13年に購入した心臓の活動状況を記録する装置が故障し、サポート終了後4年以上経過しており、部品が無く修理不能となったことから更新するものであります。

1ページにお戻りください。第2条、第3条に定めた収益的支出につきまして、病院事業費用は20万円を追加し、6億1,735万3,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は4,762万4,000円となります。

次に、第3条、資本的収入及び支出を資本的収入が180万円追加し、5,531万5,000円に、資本的支出が183万6,000円を追加し、7,726万1,000円に改めるものでございます。この結果資本的収入が資本的支出に対し不足する額を2,194万6,000円に改めるものでございます。

次に、第4条、起債の限度額を180万円追加し、1,250万円に改めるものでございます。以上で議案第85号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第85号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第86号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

次に、議案第86号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,170万円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

議案第86号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額56万2,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、保険料負担金として56万2,000円の追加でございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、補正額12万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で12万円の追加でございます。2名の方が過年度の所得更生により所得が減額となったため保険料を還付するものでございます。内訳は保険料還付が10万1,900円、還付加算金が1万8,000円でございます。

歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。4款繰越金1項1目繰越金、補正額56万2,000円の追加でございます。1節繰越金で56万2,000円の追加。平成25年度決算に伴い繰越金が確定しましたので、追加するものでございます。

5款諸収入2項1目雑入、補正額12万円の追加でございます。1節雑入で12万円の追加、保険料還付相当額が広域連合より納付されるものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,117万円とするものでございます。以上で議案第86号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第86号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 議案第87号 道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第87号 道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分につきましては、組合構成団体と協議するため地方自治法第290条の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第87号 道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について御説明いたします。道央地区環境衛生組合関係につきましては、第3回議会定例会にて組合の解散、北広島市へ組合の事務を承継する規約変更、平成27年度からのし尿処理の事務委託について議決をいただいたところでございます。このたびの財産処分につきましても地方自治法の規定により関係市町の協議の上、定めるため、議決を求めるものでございます。処分する財産につきましては、組合施設がありました所の土地で、一部を北海道開発局石狩川改修工事のため売却した後の土地でございます。

それでは、裏面に参りまして環境衛生組合の協議書を朗読いたします。道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、下記のとおり定める。道央地区環境衛生組合の財産は、北広島市に帰属させる。北広島市に帰属させる財産、土地、所在、北広島市北の里469番地の1、公簿面積9,781.56平方メートル。以下年月日、構成市町長名でございます。なお、協議が調い次第、同時に構成市町にて覚書を交わすこととしております。内容としましては、帰属財産につきましては、北広島市が維持管理を行い、要する経費につきましても負担するもので、また、この帰属財産が売却処分された場合は、構成市町に分配する内容でございます。以上で議案第87号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第87号 道央地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分につい

ては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 発議第18号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 1時44分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

6 番 _____

7 番 _____